

平成 22 年 11 月
平成 23 年 12 月一部改訂
平成 24 年 5 月一部改訂
平成 24 年 7 月一部改訂
平成 24 年 12 月一部改訂
平成 26 年 3 月一部改訂
平成 27 年 3 月一部改訂
平成 27 年 6 月一部改訂
平成 28 年 6 月一部改訂
平成 29 年 3 月一部改訂
令和 2 年 7 月一部改訂

刑事執務資料

令状事務の手引き

(九訂版)

大阪地方裁判所刑事部

改訂にあたって

この冊子は、令状当直員の執務の利便に資するための一般的な手引書として作成され、その後改訂を繰り返してきたが、今般、この手引書を電子データ化するにあたり、当直態勢の変更や法改正に伴う改訂を加えるとともに、各種令状事務の処理については、請求書の審査、令状作成及び令状交付前の最終確認の際の点検・確認に利用できる記載とした。

平成22年11月

大阪地方裁判所刑事部

大阪地裁刑事書記官実務研究会

「令状事務マニュアル新法対策版」検討チーム

一部改訂にあたって

刑事関係の帳簿諸票の備付け及び保存に関する事務の取扱いについて(平成9年3月7日付け大阪地方裁判所刑事首席書記官通知)が平成23年10月31日に改正され、保釈保証金納付通知簿の備付けが廃止された。この改正通知が同年11月1日から実施されたことに伴い、6の令状当直実施要領(1)保釈の項目中所要の改訂をした。

平成23年12月

大阪地方裁判所刑事部

一部改訂にあたって

平成23年7月から、令状当直員が(通常・緊急)逮捕状請求書、(通常・緊急)逮捕状の点検を行うにあたっては、(通常・緊急)逮捕状審査票を利用する

こととされたので、4の各種令状事務の処理(1)通常逮捕状、(2)緊急逮捕状の項目について、審査票を利用した点検内容に改訂した。

また、同(8)鑑定処分許可状一般で使用している記載例について、令状当直員にとってより一般的なものに改訂した。

平成24年5月

大阪地方裁判所刑事部

大阪地方裁判所刑事部10部～12部

主任書記官ブロック会

一部改訂にあたって

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)(サイバー関係手続法)の施行(平成24年6月22日)に伴い「記録命令付差押許可状」が新たな令状として加わり、捜索差押許可状、差押許可状に「リモートアクセスによる複写の処分」の項目が加わったので、4の各種令状事務の処理に「(捜索)差押許可状請求書の審査上の留意事項」及びこれらの令状点検確認事項の項目を追加した。

また、同法施行に伴い「捜索 差押 検証 許可状請求書」様式も変更されたので、関連の令状点検確認事項の項目にその旨を注記した。

平成24年7月

大阪地方裁判所刑事部

大阪地方裁判所刑事部10部～12部

主任書記官ブロック会

一部改訂にあたって

平成 25 年 1 月 15 日から [REDACTED]

[REDACTED] など、[REDACTED]

[REDACTED] 中心に、その処理手順や注意点を検討のうえ、改訂作業をおこなった。

また、[REDACTED] うち、[REDACTED]
[REDACTED] については、[REDACTED] 及び
[REDACTED] を用いることを前提とした改訂をおこなった。

さらに、[REDACTED]
[REDACTED] について
も改訂した。

平成 24 年 12 月

大阪地方裁判所刑事部

大阪地方裁判所刑事部 10 部～12 部

主任書記官ブロック会

一部改訂にあたって

一太郎ソフトの使用終了に伴い、エクセル等の書式も含め、「令状事務の手引き」の全てのファイルをワードに変更した。

また、検索や印刷の便宜のため、従前 41 種類あったファイルを統合し、五つのファイルに整理した。

平成 26 年 3 月

大阪地方裁判所刑事部

大阪地方裁判所刑事部 10部～12部

主任書記官ブロック会

一部改訂にあたって

勾留質問手続における逃走防止、危害行為防止についてのマニュアルを付加して改訂することとした。

平成27年3月

大阪地方裁判所刑事部

一部改訂にあたって

少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の平成27年6月1日施行に伴い、少年鑑別所に少年鑑別所観察委員会が置かれたことから、被疑者が少年である場合の接見等禁止決定の記載例等の改訂を行った。

平成27年6月

大阪地方裁判所刑事部

一部改訂にあたって

令状部における起訴後第1回公判期日前の接見等禁止決定の終期の定め方が変更したことに伴い、被告人の接見等禁止決定の記載例等の改訂を行った。

平成28年6月

大阪地方裁判所刑事部

一部改訂にあたって

勾留請求、観護措置請求、接見禁止等請求、勾留延長請求の各事件の却下の場合の処理方法について、6勾留請求等の処理手順に追加した。

平成29年3月

大阪地方裁判所刑事部

一部改訂にあたって

令状書式等について、「平成」を「令和」に更新
その他、書式等の説明書きをわかりやすく明確にした。

令和2年7月

大阪地方裁判所刑事部

目 次

	ページ
1 令状事務の一般的注意事項	1
2 当直で処理する令状事務を担当する裁判官について	2
3 令状事務の注意事項－受理から発付まで	3
4 事件立件時の注意点・帳簿の記載等について	14
(1) 令状請求事件簿	16
(2) その他の事件簿	[REDACTED]
	19
(3) [REDACTED] を用いて立件する事件 [REDACTED]	21
5 各種令状事務の処理	
(1) 逮捕状（通常逮捕）－引用方式	24
(2) 逮捕状（緊急逮捕）－引用方式	31
(3) 差押許可状（一般）	38
(4) 同（リモートアクセスによる複写処分付き）	42
(5) 捜索差押許可状（一般）	48
(6) 同（採尿）	53
(7) 同（リモートアクセスによる複写処分付き）	58
(8) 記録命令付差押許可状	64
(9) 検証許可状	69
(10) 捜索許可状	73
(11) 鑑定処分許可状－一般	77
(12) 同一拳銃の殺傷能力	81
(13) 同一強制採血（アルコール濃度，DNA型鑑定），毛髪採取	83
(14) 身体検査令状－一般	88
(15) 同一強制採血，毛髪採取	92
(16) 令状請求の撤回（取下げ）	96
(17) 令状請求の却下	97
6 勾留請求等の処理手順	
(1) 勾留請求	98
(2) 観護措置請求	105
(3) 求令起訴	110
(4) 勾留（観護措置）質問に際しての留意事項	118
(5) 接見禁止等請求	127
(6) 勾留期間延長請求	143
(7) 勾留，観護措置，接見禁止等及び勾留期間延長の各請求却下の場合の	

取扱いについて勾留延長請求却下	147
7 令状当直実施要領	
(1) 保釈	150
(2) 勾留執行停止	169
(3) 勾留取消	181
(4) 接見等禁止一部解除	192
8 勾留質問手続における被疑者の逃走、危害行為防止について	207
準抗告については、「準抗告事件書記官事務マニュアル」を参照してください。	

令状事務の一般的注意事項

1 正確な事務処理

令状事務は直接被疑者の人権に関わり、誤りが発生すると裁判所の信用を失墜する大きな問題となるので、正確な事務処理が求められる。

2 裁判官との意思疎通

令状の事務処理にあたっては、令状を発付する担当裁判官との意思疎通が不可欠である。令状事務の処理上の疑問等は、その都度、裁判官に口頭や付箋で引き継ぎ、裁判官の注意を喚起し遺漏がないようにする。

3 令状の点検と過誤防止

令状請求受理後に起案した令状の記載内容の点検及び発付後交付前の令状の点検は、当直員同士のダブルチェックや点検表により行い、令状交付時にも、
[REDACTED]

4 捜査の密行性

検査は秘密裡に遂行される。部外者の目に触れ、耳に聞こえるようなところで令状事務をしたり、話題にしない。

5 弁護士等からの令状発付についての照会対応

[REDACTED]

当直で処理する令状事務を担当する裁判官について

(勤務時間外における令状請求事件等の配付及び処理に関する申合せ事項抜粋)

1 当直令状事務

当直令状事務とは、①勤務時間外における各種の令状請求事件、②勾留に関する処分、③被疑者に付する国選弁護人の選任及び解任に関する処分、④麻薬特例法の保全に関する処分の請求事件、⑤組織的犯罪処罰法の保全に関する処分の請求事件及び通信傍受法に基づく傍受の原記録保管事務、⑥刑事訴訟法430条の準抗告事件、並びに⑦勾留又は保釈に関する裁判に対する同法429条の準抗告事件（不服申立手続において同条を準用し、又は同条の規定する手続の例によるとされる事件を含む。）における原裁判の執行停止事件に関する裁判をいう。

2 当直裁判官

日直裁判官及び宿直裁判官をいう。

3 日直裁判官の職務

日直裁判官は休日の午前9時から午後5時までの令状事務等を担当する。そのうち、日直裁判官は早番日直裁判官■人と遅番日直裁判官■人の合計■人で令状事務等を担当する。

(1) 早番日直裁判官は午前9時から午後3時まで

(2) 遅番日直裁判官は午前10時30分から午後5時まで

4 宿直裁判官の職務

宿直裁判官は、午後5時から翌朝午前9時までの令状事務等を担当する。

5 当直裁判官の事件処理の例外

(1) 早番日直裁判官は、令状事務等について、事件が多数であるとき、資料がぼう大であるとき、その他担当時間内に処理することが困難な相当の事由があるときは、当日の遅番日直裁判官にその処理をゆだねることができる。ただし、遅番日直裁判官の処理すべき事件が余りに多数であるなど、遅番日直裁判官■人では円滑な事件処理に支障があると予想されるときは、担当時間の終了を遅らせ、勤務を継続するものとする。

(2) 宿直裁判官は、麻薬特例法の保全に関する処分、組織的犯罪処罰法の保全に関する処分の請求事件及び刑事訴訟法430条の準抗告（不服申立手続において同条を準用し、又は同条の規定する手続の例によるとされる事件を含む。）、通信傍受法に基づく傍受の原記録保管事務については、緊急を要する場合を除き、直近の平日に令状事務等を担当する令状部裁判官又は大阪簡易裁判所令状係裁判官にその処理を委ねることができる。

令状事務の注意事項～受理から発付まで～

1 受理する裁判所

(1) 原則

担当する裁判官の所属庁で受理する。

なお、大阪地裁本務の裁判官が大阪簡裁の併任辞令を受けている場合には、大阪地裁で受理する。

(2) 例外

ア 専属管轄

→ 傍受令状（地裁）、保護許可状（簡裁）

イ 起訴後の被告人の身柄に関する事務（保釈、勾留、接見等禁止関係等）

→ 起訴された裁判所

ウ 法429条による準抗告（付隨して申し立てられた執行停止を含む。）

→ 地裁（合議体によるため）

2 受付日付印の種類（4種類）

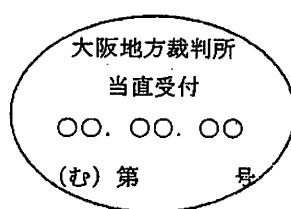
(1) 地裁用—A…立件を要する場合 → 事件符号「む」（各種令状請求書（逮捕状、捜索差押許可状等）、勾留請求書等）

C…立件を要しない場合（大阪地裁が発付した未執行の返還令状、上訴申立書等記録簿に登載して受理する申立書等）

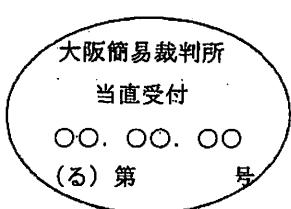
(2) 簡裁用—B…立件を要する場合 → 事件符号「る」（各種令状請求書（逮捕状、捜索差押許可状等）、勾留請求書等）

D…立件を要しない場合（大阪簡裁が発付した未執行の返還令状、上訴申立書等記録簿に登載して受理する申立書等）

A



B



C



D



- 3 令状請求事件簿、勾留請求事件簿及び勾留延長請求事件簿（6冊）
地裁用3冊及び簡裁用3冊、合計6冊
当直で受け付けた場合は、事件簿の備考欄に「当直受付」と記載する。
- 4 書記官印
書記官印（地裁・簡裁）各■個、合計■個
- 5 令状の有効期間 … 初日不算入。末日は休日であっても算入する。
- (1) 原則
7日（規則300条本文）
- (2) 例外
裁判所又は裁判官が相当と認めるときは、7日を超える期間を定めることができる（規則300条但書）。

■ 各種令状が更新された場合で、■
■となるような場合である。

- 有効期間が7日を超える場合は、事件簿の備考欄にその期間を記載する。
- (3) 記載例 … 令状処理用の日付印が4個用意されている。

(当日、■)

請求日	12月1日	11月30日
↓ ■ ■ ■	↓ ■ ■ ■	↓ ■ ■ ■ ■

- (4) 注意点
公訴時効が完成する場合には、完成する前日までを有効期間とする。

6 各種令状

(1) 逮捕状（通常逮捕状）…逮捕状請求書（甲）

(2) 逮捕状（緊急逮捕状）…逮捕状請求書（乙）

☆ (1)については、任意で出頭を求めて取調べを行った結果、逮捕の必要性が生じた場合に、逮捕状がなければ被疑者が逃走するおそれがあるとして夜間でも請求されることがある。

※ (1)及び(2)については、逮捕状請求書の原本1通+謄本1通の提出がある。

① 請求書原本及び謄本とも、受付印を押して事件番号を記入し押印する。

(2)の緊急逮捕の逮捕状請求書（乙）の原本及び謄本の受付印には受付時刻も記入する。

② 逮捕状請求書の原本を逮捕状の別紙として引用する。ただし、引用不相当な場合は、記入方式の書式を使用する。

③ 謄本には、下部欄外に発付裁判官の記名印を押印した上で、裁判所で保管する。

逮捕とは、被疑者の身体の自由を拘束し、引き続き比較的短期間その拘束状態を継続することをいう。そして、それは、捜査を実行するために、逃亡や証拠隠滅を防止することを主たる目的としてなされる（規143の3参照）。

逮捕には、通常逮捕・緊急逮捕・現行犯逮捕の三種類があるが、憲法33条は、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と規定し、現行犯逮捕を令状主義の例外としている。

【通常逮捕状】

通常逮捕とは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとき、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、捜査機関が被疑者を逮捕することである（法199I）。

【緊急逮捕状】

緊急逮捕とは、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を

犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で（重大性），急速を要し，裁判官の逮捕状を求めることができないとき（緊急性），その理由を告げて，被疑者を逮捕することである（法210Ⅰ前）。この場合には，逮捕後直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない（法210Ⅰ後）。緊急逮捕後も，事後ではあるが，裁判官の発する令状を必要とするものであり，憲法33条の要請する令状主義に基づくものである。

（3） 捜索許可状

捜査機関は，犯罪の捜査をするについて必要があるときは，裁判官の発する令状により，差押，捜索又は検証をすることができる。この場合において身体の検査は，身体検査令状によらなければならない（法218Ⅰ）。

捜索とは，人の身体，物件又は住居その他の場所につき，証拠物もしくは没収すべき物と思料するものの発見又は被疑者，被告人の発見を目的とする強制処分であり，物を捜索する場合と人を捜索する場合とがある。

（4） 捜索差押許可状

『一般』と『強制採尿』について

- ① 被疑者不詳で請求してきたときは，被疑者不詳で発付可。
- ② 死亡した者を被疑者とする請求があった場合，被疑者の氏名欄の記載については裁判官に相談する（増補令状基本問題上30頁参照）。
- ③ 被疑事件名が複数ある場合には，その事件名を全て記載する必要がある。
「窃盗等」とは書かない。
- ④ ア 捜索場所単位で許可状を作成する必要がある。従って，1通の許可状で数カ所の捜索差押えを認めることは不可。
イ 1通の請求書で数通の許可状を発付することは可。

⑤ 夜間執行の要否

居宅、事務所を対象とする場合は許可が必要である。官公庁、被疑者の身体、自動車を対象とする場合は許可は不要である（なお、自動車でも、屋内の駐車場等に立ち入って執行する場合には、その場所へ立ち入るための搜索許可状について夜間執行許可が必要となることがある。）。

⑥ 搜索差押許可状の更新、7日を超える有効期間の定めを求めている場合

これらの場合は令状の有効期間の欄は空白のままで起案して、裁判官にその旨を伝えて記入してもらう。

⑦ 郵便会社に対する郵便物の搜索差押えが請求された場合、憲法21条2項により搜索は許されないので、差押許可状のみ発付する。

⑧ 令状発付時には、令状記載の被疑者名・被疑事件名が正しいか、裁判官の記名押印・令状各葉間の契印があるか、夜間執行の請求・許可があるか等に注意して点検する。

『強制採尿』について

『強制採尿』の許可を求めている場合には、搜索差押許可状を発付する。

※



① 「搜索差押えについての条件」（刑訴法218条5項）の記載については、別紙を引用する形で処理している。

② 採尿場所への強制連行の許可文言については、「搜索差押えについての条件」に記載されている。但し、被疑者が採尿場所に入院しているときは強制連行の許可文言は不要である。

【強制採尿と検索、差押え】

尿の採取は、体内の覚醒剤等の有無を検査するために必要とされることが多く、被疑者が採尿を拒否した場合に、強制処分としての採尿が必要となるが、強制の程度と採取の方法いかんによっては、被疑者の身体の安全と人格の保護の面から採尿の許否が問題とされ、また、強制の態様と採尿の方法に応じた令状の種類と形式が問題となる。被疑者が排尿 자체を拒否している場合に、被疑者の意思に反して、導尿管を用いて、被疑者の体内から直接に強制的に排尿する方法について、検索差押令状によるべきとする最高裁決定があるが（最一小決昭55.10.23集34・5・300），同時に同決定は、強制排尿が人権侵害にわたるおそれがある点で、一般の検索・差押えと異なり、検証の方法としての身体検査と共通の性質を有している面を重視し、身体検査に準ずる配慮として、刑訴法218条5項を準用し、「医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である」と判示している。

(5) 検証許可状

検証とは、五官の作用により、人の身体、物、場所の性質又は状況を実験、認識する強制処分である。これらのうち、人の身体についての検証、すなわち身体検査については、身体の安全と秘密保護の点から特に慎重に扱うこととしている。

検証については、身体の検査、死体の解剖、物の破壊その他必要な処分をすることができる（法221I, 129）。

身体検査には、上記の検証としての身体検査と、鑑定処分としての身体検査（法225I, 168I）とがあり、それぞれ検査の範囲・方法が異なる。

身体検査に関する一般的注意として刑訴法131条1項があり、同条2項は女子の身体を検査する場合には医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない旨規定する。

(6) 差押許可状

通話明細や郵便物については、差押えだけができるのみであって、検索は

できないので注意する。

差押えとは、所有者、所持者又は保管者から、証拠物又は没収すべきものと思料する物の占有を強制的に取得する処分である（法222、99）。

(7) 鑑定処分許可状⁶

①『一般』②『強制採血（アルコール濃度検査又はDNA型鑑定）』『毛髪採取』
→②については、「身体の検査に関する条件」を記載する。

鑑定とは「裁判所が裁判上必要な実験則等に関する知識経験の不足を補給する目的でその指示する事項につき第三者をして新たに調査をなさしめて法則そのもの又はこれを適用して得た具体的事實判断等を報告せしめるもの」（最判昭和28.2.19集7・2・305）であり、裁判所又は裁判官から鑑定を命じられた者を鑑定人という（法165、179）。

鑑定人は、裁判所の許可を受けて、住居等に立ち入り、身体を検査し、死体を解剖し、物を破壊することができる（法168Ⅰ）。裁判所の許可は、鑑定処分許可状を発して行う（法168Ⅱ）。捜査機関から鑑定の嘱託を受けた鑑定受託者も、裁判官の鑑定処分許可状を受けて、法168条1項に規定する処分をすることができる（法225Ⅰ、223Ⅰ）。

(8) 身体検査令状（上記(5)検証許可状の項を参照）

①『一般』②『強制採血（アルコール濃度検査又はDNA型鑑定）』『毛髪採取』
→②については、「身体の検査に関する条件」を記載する。

なお、『強制採血』の許可を求めている場合には、(7)(鑑定処分許可状)及び(8)(身体検査令状)を併せて発付する。

☆

※ (3)ないし(8)については、各請求書の原本1通の提出がある。

各請求書は、受付印を押して事件番号を記入し押印した上で、令状発付時に返還する。

【採血に関する問題（強制採血）】

捜査機関から嘱託を受けた鑑定については、法172条を準用する規定がないため、被検査者がこれを拒否した場合は直接強制をすることができないが、法172条の準用規定が設けられていないのは、必ずしもこれ以外の法による直接強制を認めていない趣旨ではないと解し、捜査機関が法218条1項による身体検査令状を得て、法222条で準用される法139条により直接強制を行い、鑑定人がこれに立ち会って鑑定を行うものとされている。また、強制採血については、血液と尿とでは、生命や健康維持機能面で相違があるばかりではなく、その採取方法についても、採尿の場合は軽微であり、人体に損害を与える方法による点では採血と異なっており、強制採血と強制採尿とは別異に取り扱うのが相当である。よって、実務では上記のとおり身体検査令状及び鑑定処分許可状が併用されている。

(9) 希有な令状（傍受令状・引致状・臨検検索差押許可状・保護許可状等）

ア 当直事務において、殆ど請求されることのない希有な令状である。

当直室備え付けの「**希有な令状の事務処理**」を参照の上、事務処理を行ってください。

イ 引致場所変更請求により引致場所を変更する場合

逮捕状の下部等の余白に、「引致場所を○○警察署と変更する。」、年月日、裁判所名、裁判官○○○○と記載の上、裁判官の押印を受ける（余白に記載する方法のほか、同記載内容の別紙を作成して、これを逮捕状末尾に添付し裁判官の押印及び契印を受ける方法もある）。

ウ また、起訴前の没収保全請求、同追徴保全請求、通信傍受の原記録保管事

務、刑訴法430条の準抗告等についても、請求があれば、令状部主任書記官に連絡して指示を仰いでください。

(10) 勾留状及び観護状

請求書に受付印を押して、立件する（事件簿については14頁を参照）。受付印には受付時刻を記入する。

【勾留状】

勾留とは、被疑者又は被告人を刑事施設に拘禁する裁判及びその執行をいう。主として捜査の遂行、公判廷への出頭確保のため、被疑者又は被告人の逃亡・証拠隠滅防止のために行うものである。

その要件は、(1)罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があること、(2)①定まった住居を有しないとき、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき、のいずれかと、(3)勾留の必要性があることである（法60I、207）。

【観護状】

検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ勾留請求できない（少年法4.3III）。請求を受けた裁判官も、勾留状はやむを得ない場合でなければ発することができない（同法4.8I）。そのため、検察官は、少年事件の捜査のため身柄保全が必要である場合は、勾留の請求に代え、少年法17条1項の措置、すなわち勾留に代わる観護措置を請求することができる。

勾留に代わる観護措置の種類としては、少年を家庭裁判所調査官の観護に付する措置（同法同条1号）と、少年を少年鑑別所に送致する措置（同法同条2号）とがあるが、実務上、1号の措置の請求はほとんどなされてない。

【被疑者の勾留】

(1) 被疑者の勾留は、検察官の請求により、裁判官が勾留状を発する。これは、逮捕が前提となっているため、原則として、勾留の基礎となる被疑事実は、逮捕の基礎とな

った事実と同一性があることを要する。

(2) 時間的制限について

被疑者を司法警察員が逮捕した場合は48時間以内に検察官に送致する手続をし（法203Ⅰ），検察官は被疑者を受け取った時から24時間以内，逮捕後合計72時間以内に勾留請求しない場合は，公訴を提起しない限り直ちに被疑者を釈放しなければならない（法205ⅠⅡⅣ）。また，検察官が逮捕した場合，48時間以内に勾留請求しない場合は公訴を提起しない限り直ちに被疑者を釈放しなければならない（法204ⅠⅣ）。そのため，勾留請求の受理日時を明確にしておく必要がある。

(3) 勾留期間

勾留期間は，原則として10日間である。その起算日は勾留請求の日であり（法208Ⅰ），期間計算については，末日が土曜・日曜・祝日等であっても算入される（法55Ⅲ但書準用）

(1) 求令状起訴

起訴状の受付印に受付時刻を記入する。

【被告人の勾留】

被告人に対する勾留の裁判は，主として受訴裁判所が職権で行う（法60）。なお，第1回公判期日までは，勾留に関する処分は裁判官が行う（法280Ⅰ）。実務上，検察官が公訴提起に際し，起訴状に「〇〇中求令状」と表示してくるのは，裁判官に対し，職権の発動を促す意思表示である。

【逮捕中求令状における時間的制限】

被疑者の勾留（前頁参照）の場合と同じ理由により，逮捕中求令状の場合には起訴状の受理日時を明確にしておく必要がある。

(2) 勾留延長請求

請求書に受付印を押して、立件する（事件簿については14頁を参照）。

【勾留の延長】

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、被疑者勾留の期間を延長することができる。延長できる期間は、通じて10日を超えることはできない（法208Ⅱ）。

(13) 接見禁止等請求

請求書に受付印を押して、立件する（事件簿については15頁を参照）。

裁判所又は裁判官は、被告人又は被疑者が①逃亡し、又は②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、被告人については検察官の請求又は職権により、被疑者については通常検察官の請求により、勾留されている被告人又は被疑者と弁護人等以外の者との接見を禁じ、授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、差し押さえることができる（法81、207Ⅰ）。

接見等禁止決定は、具体的の場合にその一部を解除して、特定の者との接見を許し、特定の物の授受を認めることは差し支えない。

7 返還令状の取扱い

(1) 大阪地裁又は大阪簡裁で発付した未執行の返還令状

3頁のC又はDの受付日付印を押して保管する。

(2) 大阪地裁及び大阪簡裁以外の裁判所で発付した未執行の返還令状

令状を更新する際に提出された場合には、受付印は押さず未執行の返還令状の上部余白に「返還令状」と朱色でゴム印を押した上で請求者に返還し、発付した裁判所に返還するように指示する。

事件立件時の注意点・帳簿の記載等について

◎当直時における事件の立件には、刑事雑事件簿（令状請求事件簿等）に記載するものと、

ものとがある。

- ・事件を受理する際には、事件種類のほか、簡裁処理か地裁処理かを把握したうえで、用いるべきものか否かを必ず確認する。
- ・が利用できないもののうち

（ともに）

を利用して帳票を作成する。

【当直において受付する刑事雑事件一覧】

事件名等	立件の要否	登載する帳簿		備考（ 利用範囲）
		地裁（む）	簡裁（る）	
令状請求（逮捕状、捜索差押許可状などの一般令状）	○			
勾留請求	○			
観護措置請求	○			
勾留（再）延長請求	○			
勾留取消請求	○			
勾留執行停止（被疑者）	×			
勾留執行停止（被告人）	×			
勾留執行停止の取消請求	○			
勾留執行停止期間の延長・短縮				
勾留場所の変更				
勾留状謄本交付				

接見禁止等請求（被疑者）	○
接見禁止等請求（被告人）	○
接見禁止等決定の一部解除 (被疑者・被告人)	×
保釈請求	○
保釈取消請求	○
保釈条件の変更等（制限住居の 変更、旅行許可等）	×
準抗告（刑訴429）	○
準抗告（刑訴430）	○
抗告	×
特別抗告	×
求令状	×
国選弁護人等請求（被疑者）	×

※一覧表には主なものをあげた。上記以外のものについては受付分配通達を参照されたい。

※一般令状請求や勾留請求（接見禁止等を含む）については令状当直が直に受け付けるが、その他のものについては事務当直で受け付け、「当直文書受理簿」に登載した後、令状当直に引き継ぐ。

第1 令状請求事件簿の記載等について

1 共通

- (1) 当直時に各請求を受付した場合は、備考欄に「当直受付」のゴム印を押す。
- (2) 事件番号を請求書（原本・謄本すべてに）の受付印の所定箇所に記入し、認印する。
- (3) 請求者が警察（司法警察員）以外の場合は、請求者の所属庁欄に「地検」、「近麻」、「[]」、「[]」等と記載の上、朱書きで欄を囲む。
- (4) 罪名が複数ある場合は、すべて記載する（長い罪名は適宜略してよい）。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	通・繁	乙山	発付	印	当直受付
1・1	12346	近麻	麻薬及び向精神薬取締法違反	甲田花子	通・繁	乙山	発付	印	当直受付
1・1	12347	[]	銃刀法	甲本次郎	通・繁	乙山	発付	印	当直受付

- (5) 請求が撤回された場合は、結果欄の発付の文字を二重線で抹消し、朱書きで「撤回」と記載の上、朱書きで欄を囲む。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	通・繁	乙山	発付 撤回	印	当直受付

- (6) 請求が却下された場合は、結果欄の発付の文字を二重線で抹消し、朱書きで「却下」と記載の上、朱書きで欄を囲む。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	通・繁	乙山	発付 却下	印	当直受付

2 逮捕状請求

- (1) 令状請求事件簿の「逮捕」のページを使用する。
- (2) 同時に、捜索差押許可状や差押許可状等の令状請求がなされた場合は、結果欄に、「ガサ」、「差」、「ガサ、鑑」等と鉛筆書きする（発付漏れや受領印漏れの防止のため）。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	通・繁	乙山	発付 ガサ	印	当直受付
1・1	12346	[]	麻薬及び向精神薬取締法違反	甲田花子	通・繁	乙山	発付 差	印	当直受付

(3) 更新請求の場合は、備考欄に「1か月」、「3か月」、「6か月」等と記載する。

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令 状 種 別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[REDACTED]	覚醒剤 取締法違反	甲野太郎	通・緊	乙山	発付	印	当直受付 1か月

(4) 請求書副本1通は裁判所の控え（撤回、却下のときを含む）であり、下部欄外に発付裁判官の記名印を押印する。

3 捜索差押・差押・検証・鑑定処分・身体検査・その他の令状請求

(1) 令状請求事件簿の「検証・鑑定処分・身体検査・その他の令状請求」のページを使用する。

(2) 逮捕状請求と同時に請求がされた場合は、結果欄に、「タイホ」と鉛筆書きする（発付漏れや受領印漏れの防止のため）。

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令 状 種 別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[REDACTED]	覚醒剤 取締法違反	甲野太郎	搜差	乙山	発付 タイホ	印	当直受付

(3) 勾留請求と同時に請求がされた場合は、結果欄に、「勾」（括弧）と鉛筆書きする（発付漏れや受領印漏れの防止のため）。

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令 状 種 別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[REDACTED]	覚醒剤 取締法違反	甲野太郎	搜差	乙山	発付 勾	印	当直受付

(4) 数通の請求があった場合は、備考欄にその通数を記載する。

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令 状 種 別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	12345	[REDACTED]	覚醒剤 取締法違反	甲野太郎	搜差	乙山	発付	印	当直受付 3通

(5) 請求書は、受付印を押して事件番号を記入し認印の上、発付時に返還する。

4 出入国管理及び難民認定法31条に規定する臨検、検証及び押収許可状、児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検検索許可状、警察官職務執行法3条に規定する保護許可状の令状請求

(1) 令状請求事件簿の「出入国管理及び難民認定法31条に規定する臨検、検索及び押収許可状、児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検検索許可状、警察官職務執行法3条に規定する保護許可状の令状請求」のページを使用する。

(2) 保護許可状請求の場合は、必ず簡裁で受付・立件し、受付印の（印）を（行イ）と訂正する。

(3) 他の令状については、地裁で受付・立件した場合は受付印の（む）を（行ク）と、簡裁で受付・立件した場合は受付印の（る）を（行イ）と訂正する。

第2 その他の事件簿の記載について([] を利用しないもの)

1 共通

- (1) 当直時に各請求を受付した場合は、備考欄に「当直受付」のゴム印を押す。
- (2) 事件番号を請求書の受付印の所定箇所にナンバリングし、認印する。
- (3) 請求者の所属庁欄に、検察官名を記載する。
- (4) 罪名が複数ある場合は、すべて記載する（長い罪名は適宜略してよい）。
- (5) 請求が却下された場合は、結果欄の発付の文字を二重線で抹消し、朱書きで「却下」と記載する。

2 観護措置請求及び鑑定留置請求（地裁[]39001号～、簡裁[]1001号～）

- (1) 刑事雑事件簿の「観護措置等」のページを使用する。
- (2) 観護措置請求の場合は、令状種別欄に、朱書きで「観護」と記載し、その上段に検察庁が送致を受けた時間（現行犯人逮捕手続書や通常・緊急逮捕状の記載を参照のこと），下段に観護措置請求の受付時間を鉛筆書きする。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	39001	[]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	9:30 観護 11:00	乙山	発付	㊞	当直受付

- (3) 鑑定留置請求の場合は、令状種別欄に、「鑑定留置」と朱書きする。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	39002	[]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	鑑定留置	乙山	発付	㊞	当直受付

- (4) 同時に、検査・鑑定・鑑定留置請求がなされた場合は、結果欄に、「ガサ」、「差」、「ガサ、鑑」等と鉛筆書きする（発付漏れや受領印漏れの防止のため）。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	39003	[]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	9:30 鑑 10:40	乙山	発付 ガサ	㊞	当直受付
1・1	39004	[]	住居侵入・窃盗	甲田花子	9:50 鑑 10:50	乙山	発付 差	㊞	当直受付

- (5) 添付記録が多数冊あるため受付から請求者に返還するよう依頼して預けた記録がある場合は、結果欄に「キロク」と鉛筆書きする（記録の返還漏れの防止のため）。

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	39005	■■■	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	9:30 10:40	乙野	発付 キロク	印	当直受付

3 簡裁係属中の被告人の接見禁止等請求（簡裁(る)1号～）

- (1) 簡裁刑事雑事件簿を使用する。
- (2) 所定の記載の他、基本事件の事件番号欄に公判請求の事件番号を、備考欄に担当裁判官名を記載する（未立件の場合、事件番号の記載は不要である）。
- (3) 結果欄に、結果を記載し（却下のときは朱書き）受領印を受ける。

事件番号	1	2
受付	31.1.15	31.1.15
請求者等	検察官 小浜一郎	検察官 大浜三郎
事件名	窃盗	住居侵入、窃盗
事件番号	31(る)1	31(る)2
被少被疑者	甲野太郎	甲野花子
終局	31.1.15	31.1.15
結果	禁止決定 印	却下 印

備考	乙山次郎	乙山次郎
担当部	受領印	

4 求令状事件

- (1) 求令簿を使用する。
- (2) 所定の記載の他、事件番号欄は、整理番号と訂正する。
- (3) 令状種別欄に、起訴状の受付時間を鉛筆書きする。
- (4) 備考欄に収容場所を記載する。
- (5) 勾留を認めなかった場合は、結果欄の発付の文字を二重線で抹消し、朱書きで「職権発動せず」と記載する。

受付	整理番号 事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
1・1	1	[REDACTED]	覚醒剤取締法違反	甲野太郎	10:40	乙山	発付	[REDACTED]	当直受付 天満
1・1	2	[REDACTED]	住居侵入、窃盗	甲田花子	10:50	乙山	発付 職務怠せず	[REDACTED]	当直受付

第3 [REDACTED] 事件について

1 事件情報の入力(勾留請求の場合を例として)

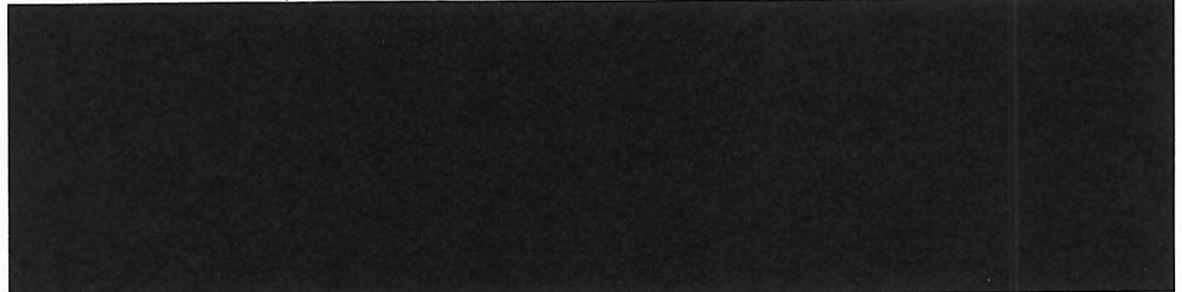
- (1) 当直において、[REDACTED]
[REDACTED] が
ある。
- (2) [REDACTED] ; 必要な情
報を過不足なく入力する必要があるほか、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] することが可能である。
- (3) [REDACTED] にあたっては、「[REDACTED]」を参照
する。

【ポイント1 [REDACTED] の流れ】

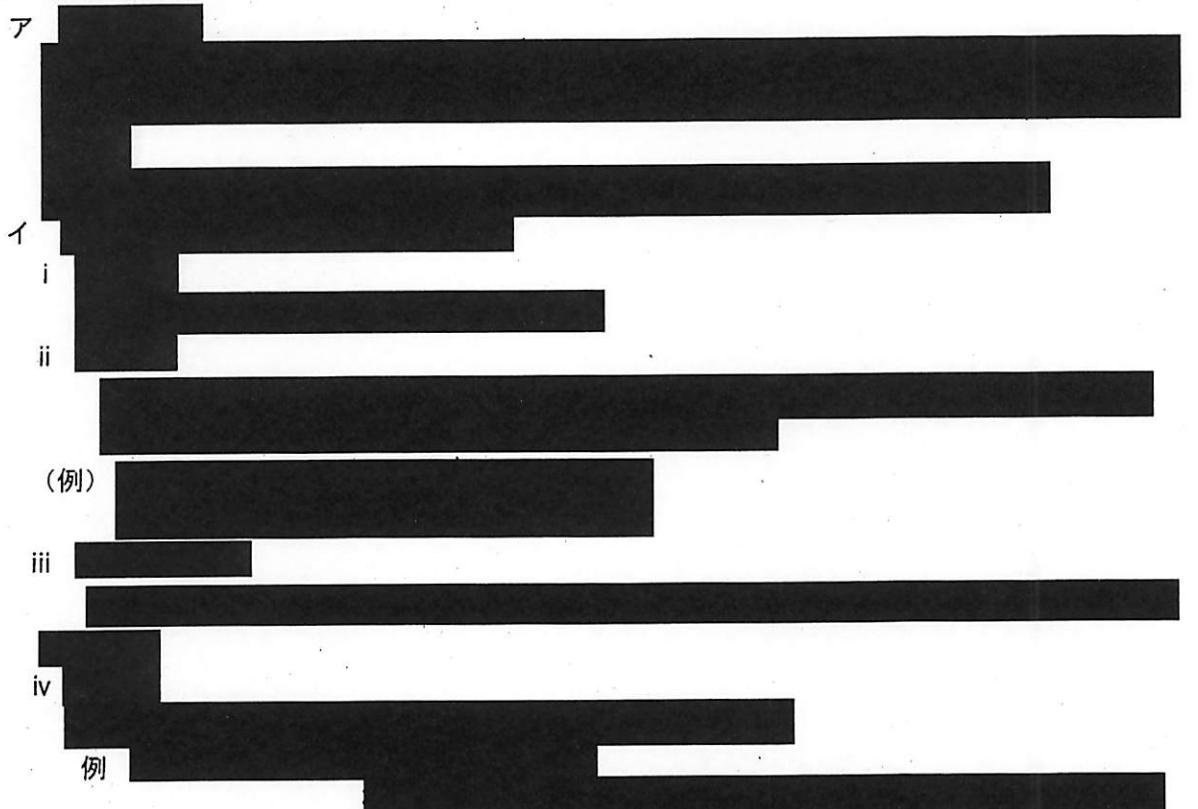


【ポイント2 入力にあたっての注意点】

① 外字について



② 氏名の入力等



2 勾留状の交付等(勾留状等受領書)

- (1) 勾留状及びこれに伴う接見等禁止決定謄本、これらの請求に係る記録等の授受は、当直室備え付けの以下の勾留状等受領書により行う。

勾留状等受領書

令和 年 月 日

【地裁】

勾留（発付 件，却下 件）

接禁（発付 件，却下 件）

	被疑者氏名	罪名		担当	受領印	備考
地	甲野太郎	窃盜	<input checked="" type="checkbox"/> 一件記録 2 冊 <input checked="" type="checkbox"/> 接見禁止 <input checked="" type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 却下	乙野	(印)	<input type="checkbox"/> 検査・検証・差押 <input checked="" type="checkbox"/> 郵便・TEL／返送・不通 8/16 9:30
地			<input type="checkbox"/> 一件記録 冊 <input type="checkbox"/> 接見禁止 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 却下			<input type="checkbox"/> 検査・検証・差押 <input type="checkbox"/> 郵便・TEL／返送・不通
地			<input type="checkbox"/> 一件記録 冊 <input type="checkbox"/> 接見禁止 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 却下			<input type="checkbox"/> 検査・検証・差押 <input type="checkbox"/> 郵便・TEL／返送・不通

(2) 受領印をもらった勾留状等受領書は、翌開庁日に勾留状謄本、接見禁止請求書及び同原本、勾留請求書等のコピーなどと併に、令状部に引き継ぐ。

【(1) 逮捕状（通常逮捕）】

逮捕状請求書（甲）

④ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所
裁判官殿

④ [REDACTED]

刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員

警部 丙川次郎 ⑤

下記被疑者に対する、 ⑥ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
逮捕状の発付を請求する。

記

③

大阪地方裁判所

当直受付

〇〇.〇〇.〇〇

(イ) 第〇〇〇〇〇〇号

書

1 被疑者

⑦ 氏名 甲野太郎
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）
職業 無職
住居 大阪市北区西天満二丁目1番10号

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑧ [REDACTED] 丙

3 引致すべき官公署又はその他の場所

⑨ [REDACTED] 又は逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

⑩ [REDACTED] 丙

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

⑪ [REDACTED]

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

⑫ [REDACTED]

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

⑬ [REDACTED] 丙

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪について、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由

⑭ [REDACTED] 丙

9 被疑事実の要旨

⑮ [REDACTED]

通常逮捕状請求書（甲） 点検・確認事項

- ※ 新規と更新の違いは、返還令状の有無、有効期間及び令状請求事件簿の備考欄の記載である。
- ※ 更新の場合、請求書第7項にもその旨が記載されている。

① 請求書原本・謄本の記載内容が同一か。

② [REDACTED]

[REDACTED])。

③ 請求書原本・謄本に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [REDACTED]

[REDACTED] 請求先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。

事件番号の記載、受理者の認印があるか。

④ 請求者の所属官公署名、官公職（検察官又は司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載があるか。

* 警察官である司法警察員については国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る（刑訴法199条2項）。

⑤ 請求者の押印があるか。

⑥ 罪名が正しく記載されているか。被疑事実と照合する。

* 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の場合、住居不定又は正当な理由がなく出頭しないことが必要（刑訴法199条1項但書）。

⑦ 被疑者の氏名、生年月日、職業及び住居が正しく記載されているか。

氏名等を身上照会回答書、戸籍謄本、免許証、犯罪経歴回答書、捜査関係事項回答書、被疑者調書等で確認する。

被疑者が少年の場合、犯行時14歳未満でないこと（刑法41条）。

外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。

自称の場合、裁判官の指示で写真を添（貼）付することがある。その場合の記載例は、「自称○○（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付して契印する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。

⑧ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

7日間を超える期間を必要とするときは、その期間及び事由の記載があるか。

* 更新請求の際には、返還令状が提出されているか。

返還令状は、大阪地裁・大阪簡裁の裁判官が発付したもののみ受付印を押し、回収する。

それ以外は、請求者に返還し、発付した裁判所に返還させる。

⑨ 引致すべき場所の記載があるか。

*

「〇〇警察署『及び』逮捕地を管轄する警察署」と記載がある場合、『又は』に訂正する。

⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、請求通数と事由の記載があるか。

⑪ 疎明資料による内容の記載があるか。また、記載されている疎明資料の提出があるか。

⑫ 逃亡の虞や罪証隠滅の虞等の内容の記載があるか。

⑬ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、別に逮捕状の請求等があった旨等の記載があるか。

※ 更新請求の場合、同一の犯罪事実について前に逮捕状の請求もしくはその発付があった旨及びその犯罪事実の記載があるか（刑訴規則142条1項8号）。

⑭ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、刑訴法199条1項但書に該当する事由の記載があるか。

⑮ 記載内容の確認

被疑事実と罪名の整合性はあるか。

犯行日時・場所、被害者氏名について、被害届、被害者調書等の捜査関係資料と照合する。

「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。

共犯者用の別紙との取り違えはないか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、[REDACTED]でも、
斜線による抹消をしてもらう([REDACTED])

【引用方式】

逮 捕 状 (通常逮捕)

逮 捕 状

(通常逮捕)

被 疑 者 の 氏 名	⑯ 甲 野 太 郎	
被 疑 者 の 年 齡 住 居 , 職 業 罪 罪	別紙逮捕状請求書のとおり	
被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所		
請 求 者 の 官 公 職 氏 名		
有 効 期 間	⑰ 令 和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 まで	
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。		
⑯ 令 和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 大阪地方裁判所 裁 判 官	○ ○ ○ ○	裁 ⑯
逮捕者の官公職氏名		
逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	令 和 年 月 日 午 時 分 で 逮 捕	
記 名 押 印		
引 致 の 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
送 致 す る 手 続 を し た 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
送 致 を 受 け た 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		

【参考：非引用方式】

		逮 捕 状 (通常逮捕)	
被 疑 者	氏 名 年 齢 住 所 職 業	⑯ 甲野 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 大阪市北区西天満二丁目1番10号 無職	
罪 名	⑯ 覚醒剤取締法違反		
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり		
引 致 す べき 場 所	⑨ [REDACTED] 又は逮捕地を管轄する警察署		
有 效 期 間	⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。			
⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所	裁 判 官	○ ○ ○ ○	裁 ⑯
請求者の官公職氏名	④ [REDACTED] 司法警察員警部 丙川 次郎		
逮捕者の官公職氏名			
逮捕の年月日時 及 び 場 所	令和 年 月 日 午 時 分 で逮捕		
記 名 押 印			
引致の年月日時	令和 年 月 日 午 時 分		
記 名 押 印			
送致する手続をした 年 月 日 時	令和 年 月 日 午 時 分		
記 名 押 印			
送致を受けた年月日時	令和 年 月 日 午 時 分		
記 名 押 印			

〈令状草稿の点検〉

- * 通常逮捕状の用紙（「逮捕状（通常逮捕）」）を使用する。
- ⑯ 記載した被疑者氏名等が請求書の記載と同じか。漢字の間違いがないか。
- ⑰ 初日不算入の7日間か。

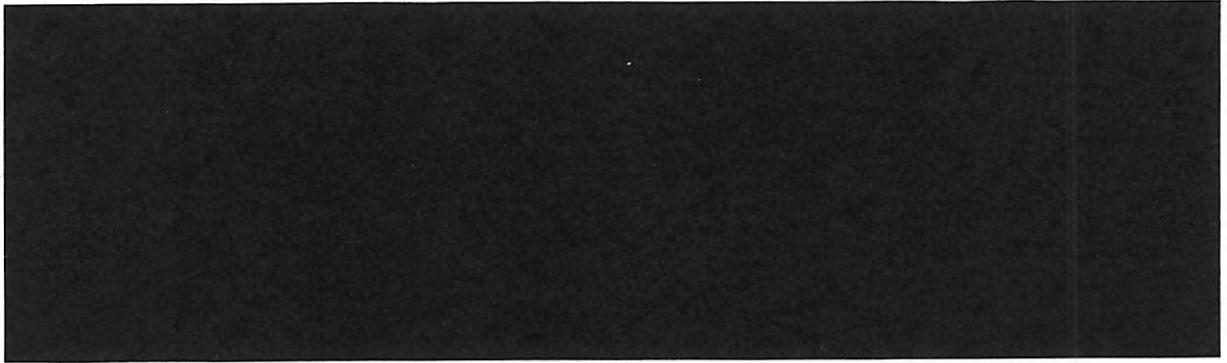


また、例えば4日後に公訴時効が完成するような場合は、有効期限を4日間とすることになる。

- * 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑯ 担当裁判官の所属庁（②と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
- * 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意
- * 逮捕状請求書原本が逮捕状用紙に添付（ホチキス止め）されているか。
複数名の逮捕状請求があった際に、逮捕状の被疑者の氏名欄に記載された被疑者の請求書原本が添付されているかも確認する。
- * 形式的要件に記載漏れ、誤記がないか再度確認する。
犯行年月日が請求段階で未到来の日時となっていないか、元号の誤りはないか等、一読して誤記と思われるものも含む。
- * 捜査関係資料と照合した結果、誤記と認められる箇所を発見した場合や疑義が生じた場合は、必ず担当裁判官にその旨を伝える。

〈発付後・交付前〉

- ⑯ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑰ 令状と引用した請求書原本（別紙を含む）を含む全葉に裁判官の契印があるか。
「別添写真の男」等として写真を利用する際の写真・台紙間の契印についても同じ。
- ⑯ 令状に訂正箇所があれば、裁判官の訂正印があるか。
- ⑰ 引用した請求書原本（別紙を含む）に訂正箇所があれば、請求者の訂正印があるか。
* 請求書に訂正がある場合は、謄本も⑯のゴム印を使って訂正する。
- ⑯⑰ 発付年月日、有効期間に間違いはないか。
- * 特に午前零時を過ぎて発付されたものは要注意

- 
- ②④ 請求書謄本は、下部欄外に発付した裁判官の記名印を押し、裁判所で保管する。
請求書原本を引用した逮捕状及び一件記録は請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【(2) 逮捕状 (緊急逮捕)】

逮捕狀請求書(乙)

④ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方 裁判所 裁判官 殿

④ [REDACTED] 丙 川 次 郎 丙 ⑤

下記被疑者に対する、 ⑥ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
逮捕状の発付を請求する。

記

1 被 疑 者

⑦ 氏名 甲野太郎
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
職業 無職
住居 大阪市北区西天満2-1-10

③ 大阪地方裁判所
当直受付
○○. ○○. ○○
午後 8 時 15 分
(回) 第○○○○○号

2 逮捕の年月日時及び場所

⑧ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時〇〇分

書

3 引致の年月日時及び場所

⑨ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前〇〇時〇〇分

4 逮捕者の官公職氏名

⑩ [REDACTED] 司法警察員 檢查 ○ ○ ○ ○

5 引致すべき官公署又はその他の場所

III ——————

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由

急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

14

9 被疑事実の要旨

緊急逮捕状請求書（乙） 点検・確認事項

① 請求書原本・謄本の記載内容が同一か。

② [REDACTED]

[REDACTED]

③ 請求書原本・謄本に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [REDACTED]

[REDACTED] 請求裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。

受理時刻の記載があるか。

事件番号の記載、受理者の認印があるか。

④ 請求者の所属官公署名、官公職、氏名及び請求年月日の記載があるか。

* 請求者は、検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法巡査を含む）（刑訴法 210条1項）

⑤ 請求者の押印があるか。

⑥ 罪名（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役・禁錮にあたる罪）が正しく記載されているか（刑訴法 210条1項）。

緊急逮捕手続書の記載と同一か、被疑事実とも照合する。

法定刑を確認する（懲役・禁錮〇年）。

⑦ 被疑者の氏名、生年月日、職業及び住居が正しく記載されているか。

氏名等を身上照会回答書、戸籍謄本、免許証、犯罪経歴回答書、捜査関係事項回答書、被疑者調書等で確認する。

緊急逮捕手続書の記載と同一かどうか確認する。

被疑者が少年の場合、犯行時14歳未満でないこと（刑法41条）。

外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。

自称の場合、裁判官の指示で写真を添（貼）付することがある。その場合の記載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付して契印する。また、写真と台紙の間にも契印が必要。

⑧ 緊急逮捕手続書の記載と同じ逮捕の日時、場所の記載があるか。

⑨ 緊急逮捕手続書の記載と同じ引致の日時、場所の記載があるか。

引致されていない場合は、斜線で抹消され削除印があるか。※1

* 引致の有無により、逮捕状の様式が異なることに注意する。

⑩ 逮捕者の官公職氏名の記載及び押印があるか。

逮捕者が複数の場合があるので、緊急逮捕手続書で確認する。

⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。※1

又は、引致されていない場合、引致すべき場所の記載があるか。

* 引致の有無により、逮捕状の様式が異なることに注意する。

⑫ 疏明資料による内容の記載があるか。また、記載されている疏明資料の提出があるか。

⑬ 記載の確認

⑭ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、同一の犯罪事実もしくは現に捜査中である他の犯罪事実について前に逮捕状の請求もしくはその発付があった旨及びその犯罪事実の記載があるか（刑訴規則142条1項8号）。

⑮ 記載内容の確認

被疑事実と罪名の整合性はあるか。

犯行日時・場所、被害者氏名について、被害届、被害者調書等の捜査関係資料と照合する。

「別紙記載のとおり」の場合、当該別紙が添付されているか。

共犯者用の別紙との取り違えはないか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、

斜線による抹消をしてもらう（ ）

【引致後・引用方式】

逮 捕 状 (緊急逮捕)

被 疑 者 の 氏 名	⑯ 甲 野 太 郎
被 疑 者 の 年 齡 住 居 , 職 業 罪 被 疑 事 実 の 要 旨 請 求 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所 引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	別紙逮捕状請求書のとおり
<p>上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。</p> <p>⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ ○ 裁 ⑯</p>	
送致する手続をした 年 月 日 時	令和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	令和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

【引致前・引用方式】

逮 捕 状 (緊急逮捕)

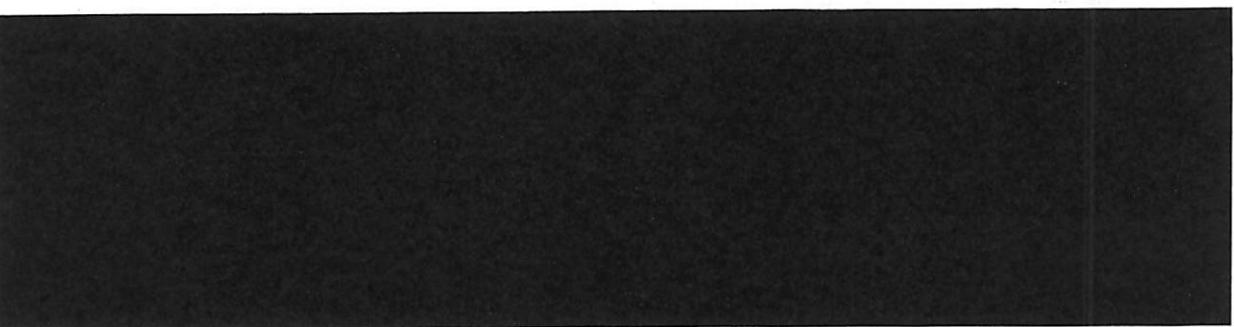
被 疑 者 の 氏 名	⑯ 甲 野 太 郎
被 疑 者 の 年 齡 住 居 , 職 業 罪 名	別紙逮捕状請求書のとおり
被 疑 事 実 の 要 旨 請 求 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所	
⑯ 引 致 す べ き 場 所	⑯ 大阪府〇〇警察署又は逮捕地を管轄する警察署
<p>上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。</p> <p>⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ 裁 ⑯</p>	
引 致 の 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致する手続をした 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

＜令状草稿の点検＞

- * 緊急速捕状の用紙（「逮捕状（緊急速捕）」）を使用。
- * 緊急速捕状の用紙は2種類ある。引致前と引致後で逮捕状の用紙が異なるので注意する。
- ⑯ 記載した被疑者氏名等が請求書の記載と同じか。漢字の間違いがないか。
- ⑰ 担当裁判官の所属庁（②と同じ），発付日，裁判官名の記載があるか。
 - * 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求日）と発付日が異なることに注意
- ☆ まだ引致されていない場合、「引致すべき場所」（⑪）の記載があるか。
 - * 引致後のものとは逮捕状の書式が異なるので注意！
- * 逮捕状請求書原本が逮捕状用紙に添付（ホチキス止め）されているか。
複数名の逮捕状請求があった際に、逮捕状の被疑者の氏名欄に記載された被疑者の請求書原本が添付されているかも確認する。
- * 形式的要件に記載漏れ、誤記がないか再度確認する。
犯行年月日が請求段階で未到来の日時となっていないか、元号の誤りはないか等、一読して誤記と思われるものも含む。
- * 捜査関係資料と照合した結果、誤記と認められる箇所を発見した場合や疑義が生じた場合は、必ず担当裁判官にその旨を伝える。

＜発付後・交付前＞

- ⑯ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑯ 令状と引用した請求書原本（別紙を含む）を含む全葉に裁判官の契印があるか。
「別紙写真の男」等として写真を利用する際の写真と台紙間の契印（2か所以上）についても同じ。
- ⑯ 令状に訂正箇所があれば、裁判官の訂正印があるか。
- ⑯ 引用した請求書原本（別紙を含む）に訂正箇所があれば、請求者の訂正印があるか。
 - * 請求書に訂正がある場合は、謄本も⑯のゴム印を使って訂正する。
- ⑯ 発付年月日に間違いはないか。
 - * 特に午前零時を過ぎて発付されたものは要注意



- ②③ 請求書謄本は、下部欄外に発付した裁判官の記名印を押し、裁判所で保管する。
請求書原本を引用した逮捕状及び一件記録は請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【(3) 差押許可状（一般）】 ~リモートアクセスの請求なし

~~(丙)~~
~~(検証)~~
~~(丙)~~
⑥ 差押許可状請求書

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官殿

③ [REDACTED] 司法警察員警部 丙川次郎 丙 ④

下記被疑者に対する、 ⑤ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
⑥ 差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

⑦ 甲野太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 差し押さえるべき物

⑧ 1 注射器
2 メモ

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

⑨ [REDACTED]

丙

②
大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
(乙) 第〇〇〇〇〇〇号

書

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩ [REDACTED]

丙

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

⑪ [REDACTED]

丙

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑫ [REDACTED]

7 犯罪事実の要旨

⑬ 別紙 記載のとおり

差押許可状請求書 点検・確認事項

①

- ② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [] 請求先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載があるか。
- ④ 請求者の認印があるか。
- ⑤ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑥ 請求する許可状の種類が間違っていないか。
- ⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。
被疑者が複数名の場合の記載例は、「〇〇〇〇 外〇名」。
氏名等を身上照会書等から確認する。
外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。
自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付する。また、写真と台紙の間にも契印が必要。
- ⑧ 差し押さえるべき物の記載があるか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑨ 斜線で抹消され削除印があるか（常時斜線）。※¹
- ⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
又は、7日を超える請求で、期間と事由の記載があるか。
- ⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
記載があるときは、リモートアクセス用の差押許可状となる。
- ⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
又は、夜間執行を請求する場合、その旨と事由の記載があるか。
1通の請求書で令状を複数発付する場合、夜間執行を必要とするものと不要なものが混在するがあるので、注意すること。
- ⑬ 記載内容の確認
別紙を引用している場合、別紙が添付されているか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、[]
[]、斜線による抹消をしてもらう ([])

差押許可状

被疑者の氏名	⑯ 甲野太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
--------	------------------------

被疑者に対する ⑯ 覚醒剤取締法違反 被疑事件
について、下記の物を差し押さえることを許可する。

差し押さえるべき物

⑯ 別紙記載のとおり

あるいは

- 1 注射器
- 2 メモ

有効期間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
------	-----------------

有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。
この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
大阪地方裁判所
裁判官 ○ ○ ○ ○ ○ ⑯ 裁

請求者の官公職氏名	⑯ [REDACTED] 司法警察員 警部 丙川次郎
-----------	----------------------------------

⑯ 夜間執行することができる 裁 ⑯

＜令状草稿の点検＞

- ⑯ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違이がないか。
被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。
- ⑰ 請求書の罪名と同じか。
- ⑯ 記載の確認（誤記がないか）。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑰ 初日不算入の7日間か。
7日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違이がないか確認する。
＊宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑯ 当直の裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
＊宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意
- ⑯ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。
派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。
- ⑯ 夜間執行の旨の記載があるか（ゴム印あり）。
請求があつても、要否の判断が微妙な場合は、その旨付箋で表示して裁判官に引き継ぐ。

＜発付後・交付前＞

- ⑯ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑯ 令状と別紙との間すべてに裁判官の契印があるか。
- ⑯ 訂正箇所に訂正印があるか。
- ⑯ 夜間執行の請求がある場合、その許可印があるか。
予め令状に許可文言を記載したところ、裁判官がこれを不要とした場合、許可文言を削除訂正する、又は新たに令状を作り直す。



- ⑯ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。
＊1通の請求書で数通の令状を発付した場合、令状請求事件簿の備考欄に通数を記入する（場所ごとに1通ずつ令状を作成する）。

【(4) 差押許可状（リモートアクセスによる複写処分付き）】

~~丙~~
~~(検証)~~
~~丙~~

① 差押許可状請求書

④ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所
裁判官殿

④ [REDACTED] 司法警察員警部 丙川次郎 丙 ⑤

下記被疑者に対する、⑥ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法
律違反 被疑事件につき、① 差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

⑦ 甲野太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）

③

2 差し押さるべき物

⑧ 別紙1記載のとおり

大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
（は）第〇〇〇〇〇〇号

書

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

⑨ [REDACTED]

丙

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩ [REDACTED]

丙

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

⑪ 別紙2記載のとおり

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑫ [REDACTED]

7 犯罪事実の要旨

⑯ 別紙3記載のとおり

リモートアクセスによる複写処分付き差押許可状請求書 点検・確認事項

- * リモートアクセスによる複写処分付き差押許可状請求の場合、令状の様式が異なることに注意。
- * 1通の請求書で、リモートなしの令状とリモート付きの令状を発付するときがある。
例えば、差し押えるべきものとしてパソコンと車があるとき、車はリモートなしの令状となる。

- ① 標題が「差押許可状請求書」となっており、「差押許可状の発付を請求する」との記載になっているか。
 - * 間違いがなければ、「差押許可状」との標題で、「差し押さるべき物」及び「差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の各欄のある令状用紙を使用して、令状を作成する。
- ② [REDACTED]
- ③ 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [REDACTED] 請求先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ④ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載があるか。
- ⑤ 請求者の認印があるか。
- ⑥ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。
被疑者が複数名の場合の記載例は、「〇〇〇〇 外〇名」。
氏名等を身上照会書等から確認する。
外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。
自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。
- ⑧ 「差し押さるべき物」の記載があるか。
パソコン、携帯電話機等の「電子計算機」の差押えが前提なので、必ず「電子計算機」の記載が必要である。
「別紙1記載のとおり」の場合、別紙1が添付されているか。
- ⑨ 請求書1通で「差し押さるべき物」が複数か所に存在する場合
(〇〇株式会社の甲支店のAのパソコンと同乙支店のBのパソコン)
→ その所在場所ごとに1通の令状を作成する。
- ⑩ 斜線で抹消され削除印があるか（常時斜線）。*1
- ⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。*1

又は、7日を超える請求の場合、期間と事由の記載があるか。

⑪ 「刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の記載があるか。

「別紙2記載のとおり」の場合、別紙2が添付されているか。

* この欄に斜線が引いてある請求書の場合には、一般用の差押許可状の令状用紙を使用して令状を作成する。

⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。^{※1}

又は、夜間執行の請求をする場合、その旨及び事由の記載があるか。

⑬ 記載内容の確認

「別紙3記載のとおり」の場合、別紙3が添付されているか。

^{※1} 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、

斜線による抹消をしてもらう。()

差押許可状

被疑者の氏名	甲野太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
--------	-------------------

被疑者に対する ⑯ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反 被疑事件について、下記のとおり差押えをすることを許可する。

⑭ 差し押さえるべき物	⑯ 別紙1記載のとおり
⑮ 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	⑰ 別紙2記載のとおり
有効期間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。
この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
大阪地方裁判所
裁判官 ○ ○ ○ ○ 裁 ㉑

請求者の官公職氏名	㉒ [REDACTED] 司法警察員 警部 丙川次郎
-----------	----------------------------------

㉓ 夜間執行することができる。 裁 ㉔

＜令状草稿の点検＞

- ⑭ 「差押許可状」との標題で、「差し押さるべき物」、「差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の各欄のある令状用紙を使用しているか。
- ⑮ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違いがないか。
被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。
- ⑯ 請求書の罪名と同じか。
- ⑰⑱
記載の確認（誤記がないか）。
別紙を引用する場合、別紙及びその内容に誤りはないか。
別紙が複数ある場合、「別紙1」、「別紙2」…と特定がされているか。
「別紙1」（⑰）が、パソコンや携帯電話機等の「電子計算機」であることが必要である。
- ⑲ 初日不算入の7日間か。
7日を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いがないか確認する。
* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑳ 当直の裁判官の所属庁（②と同じ），発付日，裁判官名の記載があるか。
* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意
- ㉑ ④と同じ記載があるか（誤記がないか）。
派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。
- ㉒ 夜間執行の旨の記載があるか。
請求があっても、要否又は許否の判断が微妙な場合は、その旨附せんで表示して裁判官に引き継ぐ。

＜発付後・交付前＞

- ㉓ 裁判官の記名・押印があるか。
- ㉔ 令状と別紙の間すべてに裁判官の契印があるか。
- ㉕ 夜間執行の請求がある場合、その許可印があるか。
予め令状に許可文言を記載したところ、裁判官がこれを不要とした場合、許可文言を削除訂正する、又は新たに令状を作り直す。

- [REDACTED]
- ② 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。
* 1通の請求書で令状を数通発付した場合、令状請求事件簿の備考欄に通数を記入する。

【(5) 検索差押許可状(一般)】 リモートアクセスの請求なし

⑥ 検索
差押許可状請求書

(検証)

丙

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官殿

③ [REDACTED]

司法警察員警部

丙川次郎

④

下記被疑者に対する、 ⑤ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
⑥ 検索差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

⑦ 甲野太郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)

②

大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
⑩ 第〇〇〇〇〇〇号

書

2 差し押さえるべき物

⑧ 1 注射器

2 メモ

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

⑨ 大阪市北区曾根崎新地一丁目1番1号 被疑者居宅

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩ [REDACTED]

丙

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

⑪ [REDACTED]

丙

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑫ [REDACTED]

7 犯罪事実の要旨

⑬ 別紙 記載のとおり

検索差押許可状請求書（一般） 点検・確認事項

①

- ② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [] 請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載がある
か。
- ④ 請求者の認印があるか。
- ⑤ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑥ 請求する許可状の種類が間違っていないか。
- ⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。
被疑者が複数名の場合の記載例は、「〇〇〇〇 外〇名」。
氏名等を身上照会書等から確認する。
外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。
自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記
載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付
する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。
- ⑧ 差し押さえるべき物の記載があるか。
「別紙1記載のとおり」の場合、別紙1が添付されているか。
- ⑨ 検索すべき場所の記載があるか。
「別紙2記載のとおり」の場合、別紙2が添付されているか。
- ⑩ 請求書1通で、複数の場所について令状請求をしてきた場合
→ 各場所ごとに1通ずつ令状を作成する。
- ⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。^{※1}
又は、7日を超える請求の場合、期間と事由の記載があるか。
- ⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。^{※1}
- ⑬ 記載内容の確認
別紙を引用している場合、別紙が添付されているか。

※1 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、

斜線による抹消をしてもらう（ [] ）

捜索差押許可状

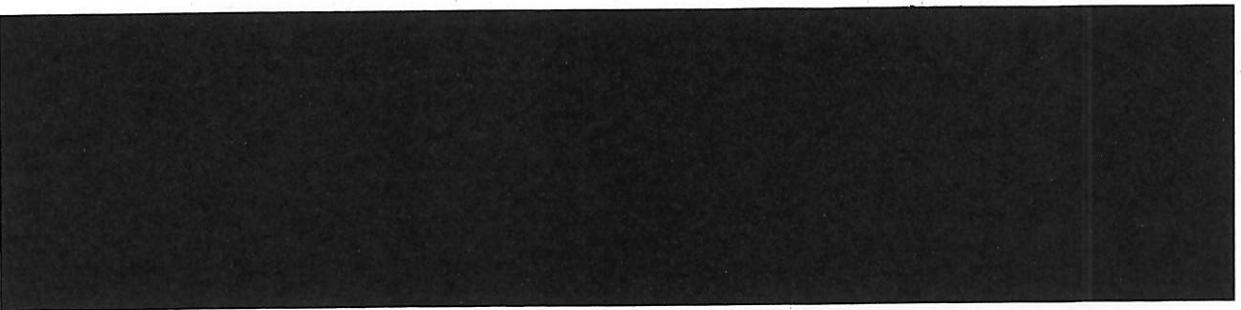
被 疑 者 の 氏 名	⑭ 甲 野 太 郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	
被疑者に対する	⑮ 覚醒剤取締法違反	被疑事件
について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。		
捜索すべき場所、身体又は物		
⑯ 別紙1記載のとおり あるいは 大阪市北区曾根崎新地一丁目1番1号 被疑者方		
差し押さえるべき物		
⑰ 別紙2記載のとおり あるいは 1 ポーチ 2 メ モ		
有 効 期 間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁 判 官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 裁 ⑰	
請求者の官公職氏名	⑰ [REDACTED] 司法警察員 警 部 丙 川 次 郎	
⑲ 夜間執行することができる。	裁 ⑲	

〈令状草稿の点検〉

- ⑯ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違이がないか。
被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。
- ⑰ 請求書の罪名と同じか。
- ⑯⑰ 記載の確認 * 各場所ごと (⑯) に令状が作成する。
別紙を引用する場合、別紙及びその内容に誤りはないか。
別紙が複数ある場合、「別紙1」、「別紙2」…と特定がされているか。
- ⑱ 初日不算入の7日間か。
7日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いがないか確認する。
* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑲ 担当裁判官の所属庁 (①と同じ)、発付日、裁判官名の記載があるか。
* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、受付（請求）日と発付日が異なることに注意
- ⑳ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。
派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。
- ㉑ 夜間執行の旨の記載があるか（ゴム印あり）。
請求があつても、要否又は許否の判断が微妙な場合は、その旨付箋で表示して裁判官に引き継ぐ。

〈発付後・交付前〉

- ㉒ 裁判官の記名押印があるか。
- ㉓ 令状と別紙との間すべてに裁判官の契印があるか。
- ㉔ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。
- ㉕ 夜間執行の請求がある場合、その許可印があるか。
予め令状に許可文言を記載したところ、裁判官がこれを不要とした場合、許可文言を削除訂正する、又は新たに令状を作り直す。



⑦ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

* 1通の請求書で令状を数通発付した場合、令状請求事件簿の備考欄に通数を記入する（場所ごとに1通ずつ令状を作成する。）

【(6) 捜索差押許可状（強制採尿）】

⑥ 捜索
差押許可状請求書

~~(検証)~~

丙

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官殿

③

司法警察員警部 丙川次郎 丙 ④

下記被疑者に対する、 ⑤ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
⑥ 捜索差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

⑦ 甲野太郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

②

大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
(乙) 第〇〇〇〇〇〇号

書

2 差し押さるべき物

⑧ 被疑者の尿

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

⑨ 被疑者の身体

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩

丙

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

⑪

丙

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑫

丙

7 犯罪事実の要旨

⑬ 別紙犯罪事実記載のとおり

検索差押許可状請求書（強制採尿） 点検・確認事項

①

- ② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [] 請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載がある
か。
- ④ 請求者の認印があるか。
- ⑤ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑥ 請求する許可状の種類が間違っていないか。
- ⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。
氏名等を身上照会書等から確認する。
外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。
自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記
載例は、「自称○○（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付
する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。
- ⑧ 「被疑者の尿」の記載があるか。
- ⑨ 「被疑者の身体」の記載があるか。
- ⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
採尿で7日を超える請求はない。
- ⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
- ⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
- ⑬ 記載内容の確認
別紙を引用している場合、当該別紙が添付されているか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、[]
[]、斜線による抹消をしてもらう（[]）

捜索差押許可状

被 疑 者 の 氏 名	⑯ 甲 野 太 郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	
被疑者に対する	⑯ 覚醒剤取締法違反	被疑事件
について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。		
捜索すべき場所、身体又は物		
⑯ 被疑者の身体		
差し押さえるべき物		
⑯ 被疑者の尿		
捜索差押えについての条件		
⑯ 別紙記載のとおり		
有 効 期 間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁 判 官	○ ○ ○ ○	○ 裁 ⑯
請求者の官公職氏名	⑯ [REDACTED] 司法警察員 警 部 丙 川 次 郎	

⑯ 別 紙

捜索差押についての条件

1 採尿は、以下の方法に従うこと。

- (1) まず、司法警察員が、被疑者に対し一定の容器内に排尿するように命ずることにより自然排尿を待って採尿すること。
- (2) 上記(1)の方法によることが出来ないときは、
(病院所在地)

・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・

(病院名)

・・・・・・・・・・・・・・ 病院

又は採尿に適する最寄りの病院において、上記病院勤務医師をして、被疑者の膀胱内に採尿管を挿入する方法により採尿させること。

2 上記1(2)の方法による強制採尿のため必要があるときは、被疑者を上記採尿場所まで連行することができる。

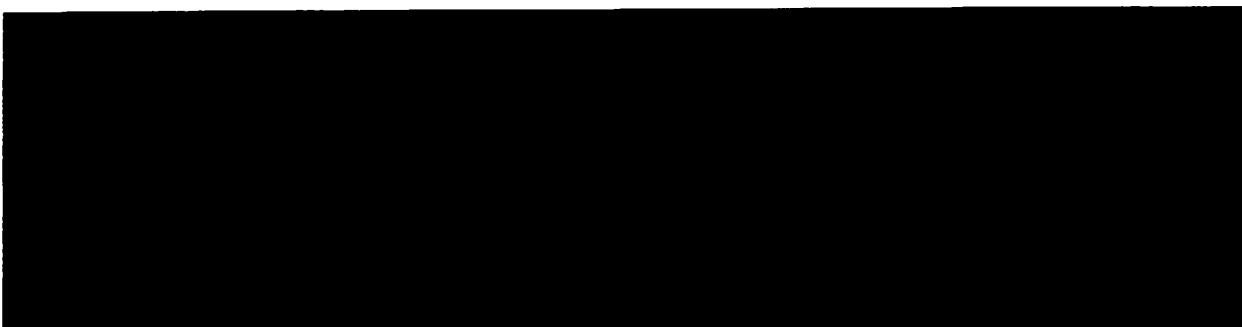
※ 上記はあくまで記載例であり、「医師をして採尿させる」旨が明らかであれば、文言の詳細については担当裁判官の判断に従ってください。

〈令状草稿の点検〉

- ⑯ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違いがないか。
- ⑰ 請求書の罪名と同じか。
- ⑯ 「被疑者の身体」の記載があるか。
- ⑯ 「被疑者の尿」の記載があるか。
- ⑯ 条件の別紙が添付してあるか。
「病院所在地」及び「病院名」の記載があるか。
- ⑯ 初日不算入の7日間か。採尿で、7日間を超える場合はない。
* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑯ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意
- ⑯ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。
派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。

〈発付後・交付前〉

- ⑯ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑯ 令状と別紙との間に裁判官の契印があるか。
- ⑯ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。



- ⑯ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【(7) 検索差押許可状（リモートアクセスによる複写処分付き）】

① 検索
差押許可状請求書

~~(検証)~~
丙

④ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所
裁判官殿

④ [REDACTED] 丙川次郎 丙 ⑤
司法警察員警部

下記被疑者に対する、⑥ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法
律 被疑事件につき、① 検索差押許可状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名

⑦ 甲野太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

③

大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
④ 第〇〇〇〇〇〇号

書

2 差し押さるべき物

⑧ 別紙1記載のとおり

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

⑨ 別紙2記載のとおり

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩

丙

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

⑪ 別紙3記載のとおり

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑫

丙

7 犯罪事実の要旨

⑬ 別紙4記載のとおり

リモートアクセスによる複写処分付き差押許可通常逮捕状請求書 点検・確認事項

- * リモートアクセスによる複写処分付き検索差押許可状請求の場合は、発付する令状の様式が異なることに注意。
- * 1通の請求書で、リモートなしの令状とリモート付きの令状とを発付するときがある。

- ① 標題が「検索差押許可状」となっており、「検索差押許可状の発付を請求する」との記載になっているか。

また、「2 差し押さるべき物」、「3 検索し…若しくは物」の記載と併せて、請求する許可状の種類が間違っていないか確認する。

- * 間違いがなければ、「検索差押許可状」との標題で、「検索すべき場所、身体又は物」、「差し押さるべき物」、「差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の各欄のある令状用紙を使用する。

②

- ③ 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。

事件番号の記載、受理者の認印があるか。

- ④ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載があるか。

- ⑤ 請求者の認印があるか。

- ⑥ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。

- ⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。

被疑者が複数名の場合の記載例は、「〇〇〇〇 外〇名」。

氏名等を身上照会書等から確認する。

外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。

自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。

- ⑧ 「差し押さるべき物」の記載があるか。

パソコン、携帯電話機等の「電子計算機」の差押えが前提なので、必ず「電子計算機」の記載が必要である。

「別紙1記載のとおり」の場合、別紙1が添付されているか。

- ⑨ 「検索すべき場所」の記載があるか。

「別紙2記載のとおり」の場合、別紙2が添付されているか。

- ⑩ 請求書1通で「検索すべき場所」が複数記載されている場合

→ その場所ごとに令状を作成する（数通発付）。

⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、7日を超える請求の場合、期間と事由の記載があるか。

⑪ 「刑事訴訟法第218条2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さ
えるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的
記録を複写すべきものの範囲」の記載があるか。

「別紙3記載のとおり」の場合、別紙3が添付されているか。

* この欄に斜線が引いてある場合は、一般用の検索差押許可状の令状用紙を使用して令状を作
成する。

⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、夜間執行の請求をする場合、その旨及び事由の記載があるか。

⑬ 記載内容の確認

「別紙4記載のとおり」の場合、別紙4が添付されているか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、[REDACTED]

斜線による抹消をしてもらう ([REDACTED])

⑯

捜索差押許可状

被疑者の氏名及び年齢	⑯ 甲 野 太 郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
被疑者に対する ⑯ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 違反 被疑事件について、下記のとおり差押えをすることを許可する。	
⑯ 捜索すべき場所、身体又は物	⑯ 別紙1記載のとおり
⑯ 差し押さえるべき物	⑯ 別紙2記載のとおり
⑯ 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	⑯ 別紙3記載のとおり
有効期間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。
⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ ○ 裁 ⑯	
請求者の官公職氏名	⑯ [REDACTED] 司法警察員 警 部 丙 川 次 郎

⑯ 夜間執行することができる。 裁 ⑯

＜令状草稿の点検＞

⑭ 「検索差押許可状」との標題で、「検索すべき場所、身体又は物」欄、「差し押さえるべき物」欄及び「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」欄のある令状用紙を使用しているか。

⑮ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違いがないか。

被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。

⑯ 請求書の罪名と同じか（別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。）。

⑰⑯⑰

記載の確認（誤記がないか）。

別紙を引用する場合、別紙及びその内容に誤りはないか。

別紙が複数ある場合、「別紙1」、「別紙2」…と特定されているか。

⑰ 初日不算入の7日間か。

7日を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いがないか確認する。

* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意

⑰ 当直の裁判官の所属庁（②と同じ）、発付日、裁判官の記名・押印があるか。

* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意

⑰ ④と同じ記載があるか（誤記はないか）。

派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。

⑰ 夜間執行の旨の記載があるか。

請求があつても、要否又は許否の判断が微妙な場合は、その旨付せんで表示して裁判官に引き継ぐ。

＜発付後・交付前＞

⑰ 裁判官の記名・押印があるか。

⑰ 令状と各別紙の間に裁判官の契印があるか。

⑰ 夜間執行の請求がある場合、その許可印があるか。

予め令状に許可文言を記載したところ、裁判官がこれを不要とした場合、許可文言を削除訂正する、又は新たに令状を作り直す。



② 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

* 1通の請求書で令状を数通発付した場合、令状請求事件簿の備考欄に通数を記入する。

【(8) 記録命令付差押許可状】

① 記録命令付差押許可状請求書

④ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方 裁判所
裁判官 殿

④ [REDACTED] ⑤
司法警察員警部 丙 川 次 郎 丙

下記被疑者に対する、 ⑥ 覚醒剤取締法違反
① 記録命令付差押許可状の発付を請求する。

③
大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
（記） 第〇〇〇〇〇〇号

書

1 被疑者の氏名

⑦ 甲 野 太 郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

⑧ 別紙 1 記載のとおり

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

⑨ 別紙 2 記載のとおり

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩

丙

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑪

丙

6 犯罪事実の要旨

⑫ 別紙 3 記載のとおり

記録命令付差押許可状請求書 点検・確認事項

① 標題が「記録命令付差押許可状請求書」となっており、「記録命令付差押許可状の発付を請求する」との記載になっているか。

また、「2 記録させ…電磁的記録」、「3 電磁的記録…べき者」と併せて、請求する許可状の種類が間違っていないか確認する。

間違いがなければ、「記録命令付差押許可状」と標題のある令状用紙を使用する。

② [REDACTED]

なお、令状請求事件簿の「令状の種別」の欄には、「記差」と記入する。

③ 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [REDACTED] 請求先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。

事件番号の記載、受理者の認印があるか。

④ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載があるか。

⑤ 請求者の認印があるか。

⑥ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。

⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。

被疑者が複数名の場合の記載例は、「〇〇〇〇 外〇名」。

氏名等を身上照会書等から確認する。

外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。

自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。

⑧ 「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」の記載があるか。

「別紙1記載のとおり」の場合、別紙1が添付されているか。

⑨ 「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」の記載があるか。

「別紙2記載のとおり」の場合、別紙2が添付されているか。

⑩ 請求書で「記録させ又は印刷させるべき者」が複数記載されている場合
→ その者ごとに1通の令状を作成する。

⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、7日を超える請求で、期間と事由の記載があるか。

⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、夜間執行の請求をする場合、その旨及び事由の記載があるか。

※ 「記録命令」の部分のみに夜間執行を付けることもできるので注意する。

その場合の記載例は、「この令状のうち記録命令につき、夜間執行することができる」。

⑬ 記載内容の確認

「別紙3記載のとおり」の場合、別紙3が添付されているか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、[REDACTED]

斜線による抹消をしてもらう（[REDACTED]）

13

記録命令付差押許可状

被疑者の氏名及び年齢	⑯ 甲 野 太 郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
被疑者に対する	⑯ 覚醒剤取締法違反	被疑事件
について、下記のとおり差押えをすることを許可する。		
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	⑯ 別紙1記載のとおり	
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	⑯ 別紙2記載のとおり	
有効期間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁 判 官 ○ ○ ○ ○ ○ 裁 ㉚		
請求者の官公職氏名	㉚ [REDACTED] 司法警察員 警 部 丙 川 次 郎	

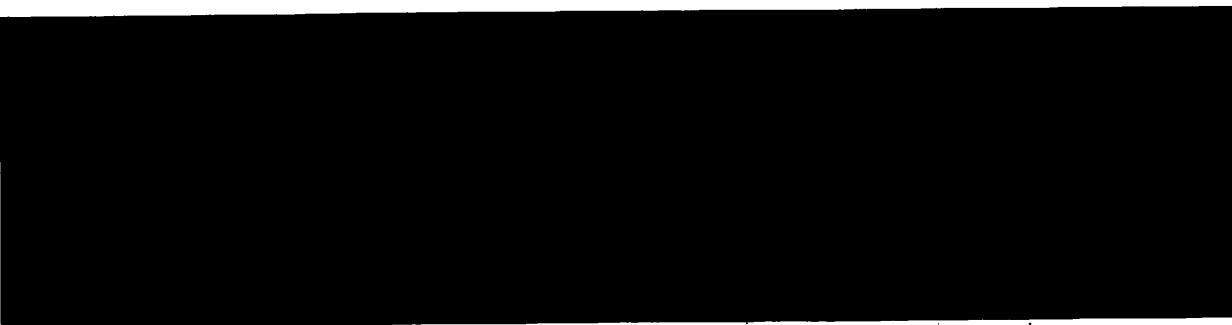
② 夜間執行することができる。 (裁) ②

＜令状草稿の点検＞

- ⑬ 「記録命令付差押許可状」との標題の令状用紙を使用しているか。
- ⑭ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違이がないか。
被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。
- ⑮ 請求書の罪名と同じか。
- ⑯⑰ 記載の確認（誤記がないか。）。
別紙を引用する場合、別紙及びその内容に誤りはないか。
別紙が複数ある場合、「別紙1」、「別紙2」…と特定されているか。
- ⑯ 初日不算入の7日間か。
7日を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違이がないか確認する。
* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑯ 当直の裁判官の所属庁（②と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意
- ⑯ ④と同じ記載があるか（誤記がないか）。
派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。
- ⑯ 夜間執行の旨の記載があるか。
請求があつても、要否又は許否の判断が微妙な場合は、その旨付せんで表示して裁判官に引き継ぐ。
「記録命令」の部分のみの夜間執行の請求がありうるので注意する。
その場合の記載例は、「この令状のうち記録命令につき、夜間執行することができる」。

＜発付後・交付前＞

- ⑯ 裁判官の記名・押印があるか。
- ⑯ 令状と各別紙の間に裁判官の契印があるか。
- ⑯ 夜間執行の請求がある場合、その許可印があるか。
予め令状に許可文言を記載したところ、裁判官がこれを不要とした場合、許可文言を削除訂正する、又は新たに令状を作り直す。



⑥ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡して、令状請求事件簿に受領印を受ける。

* 1通の請求書で令状を数通発付した場合、令状請求事件簿の備考欄に通数を記入する。

【(9) 検証許可状】

丙 (検索)
丙 (差押) 許可状請求書
⑥ 検証

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方 裁判所
裁判官 殿

③ [REDACTED] 司法警察員警部 丙 川 次 郎 丙 ④

下記被疑者に対する、 ⑤ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
⑥ 検証 許可状の発付を請求する。

記

② 大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
丙 第〇〇〇〇〇〇号

書

1 被疑者の氏名

⑦ 甲野 太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 差し押さるべき物

⑧ [REDACTED] 丙

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

⑨ 大阪市北区曾根崎新地一丁目1番1号 被疑者居宅

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩ [REDACTED] 丙

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

⑪ [REDACTED] 丙

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑫ [REDACTED] 丙

7 犯罪事実の要旨

⑬ 別紙犯罪事実記載のとおり

検証許可状請求書 点検・確認事項

①

② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [] 請求先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。

事件番号の記載、受理者の認印があるか。

③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載があるか。

④ 請求者の認印があるか。

⑤ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。

⑥ 請求する許可状の種類が間違っていないか。

⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。

被疑者が複数名の場合の記載例は、「〇〇〇〇 外〇名」。

氏名等を身上照会書等から確認する。

外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。

自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。

⑧ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

⑨ 検証すべき場所若しくは物の記載があるか。

「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。

⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、7日を超える請求で、期間と事由の記載があるか。

⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、夜間執行の請求をする場合、その旨及び事由の記載があるか。

⑬ 記載内容の確認

別紙を引用している場合、別紙が添付されているか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、

斜線による抹消をしてもらう（ [] ）

検 証 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	⑯ 甲 野 太 郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
-------------	-----------	--------------

被疑者に対する ⑯ 覚醒剤取締法違反 被疑事件

について、下記のとおり検証をすることを許可する。

検証すべき場所又は物

⑯ 別紙記載のとおり

あるいは

大阪市中央区難波一丁目1番1号 ホテル [] 602号室

有 効 期 間	⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
---------	-----------------

有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。
 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

⑱ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁 判 官

○ ○ ○ ○ ○ 裁 ⑲

請求者の官公職氏名	⑲ [] 司法警察員 警 部 丙 川 次 郎
-----------	----------------------------

㉚ 夜間執行することができる。 裁 ㉛

〈令状草稿の点検〉

- ⑯ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違이がないか。
被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載がされているか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。
- ⑰ 請求書の罪名と同じか。
- ⑱ 記載の確認（誤記がないか）。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑲ 初日不算入の7日間か。
7日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違이がないか確認する。
 - * 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑳ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
 - * 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意
- ㉑ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。
派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。
- ㉒ 夜間執行の旨の記載があるか（ゴム印あり）。
請求があつても、要否又は許否の判断が微妙な場合は、その旨付せんで表示して裁判官に引き継ぐ。

〈発付後・交付前〉

- ㉓ 裁判官の記名押印があるか。
- ㉔ 令状と別紙との間に裁判官の契印があるか。
- ㉕ 訂正箇所に訂正印があるか。
- ㉖ 夜間執行の請求がある場合、その許可印があるか。
予め令状に許可文言を記載したところ、裁判官がこれを不要とした場合、許可文言を削除訂正する、又は新たに令状を作り直す。

- ㉗ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【10】 捜索許可状】

⑥ 捜索
~~(差押)~~ ^丙 許可状請求書
~~(検証)~~
^丙

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官殿

③ [REDACTED] 司法警察員警部 丙川次郎 丙 ④

下記被疑者に対する、 ⑤ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
⑥ 捜索許可状の発付を請求する。

記

② 大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
他 第〇〇〇〇〇号

書

1 被疑者の氏名

⑦ 甲野太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 差し押さるべき物

⑧

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

⑨ 大阪市北区曾根崎新地一丁目1番1号 被疑者居宅

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩

丙

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

⑪

丙

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑫

7 犯罪事実の要旨

⑬ 別紙犯罪事実記載のとおり

検索許可状請求書 点検・確認事項

① [REDACTED]

② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [REDACTED] 請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。

③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載がある
か。

④ 請求者の認印があるか。

⑤ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。

⑥ 請求する許可状の種類が間違っていないか。

⑦ 被疑者の氏名、生年月日等の記載があるか。

被疑者が複数名の場合の記載例は、「〇〇〇〇 外〇名」。

氏名等を身上照会書等から確認する。

外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。

自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記
載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付
する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。

⑧ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

⑨ 検索すべき場所の記載があるか。

別紙が引用されている場合、別紙が添付されているか。

* 請求書1通で、複数の場所について令状請求をしてきた場合

→ 場所ごとに1通ずつ令状を作成する。

⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、7日を超える請求で、期間と事由の記載があるか。

⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹

又は、夜間執行の請求をする場合、その旨及び事由の記載があるか。

⑬ 記載内容の確認

「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、[REDACTED]

斜線による抹消をしてもらう（[REDACTED]）

搜 索 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名	⑯ 甲 野 太 郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
-------------	-----------	--------------

被疑者に対する ⑯ 覚醒剤取締法違反 被疑事件
について、下記のとおり検証をすることを許可する。

検証すべき場所又は物

⑯

別紙記載のとおり

あるいは

大阪市北区曾根崎新地一丁目1番1号 被疑者居宅

有 効 期 間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	

⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
大阪地方裁判所
裁 判 官 ○ ○ ○ ○ 裁 ⑯

請求者の官公職氏名	⑯ [REDACTED] 司法警察員 警 部 丙 川 次 郎
-----------	--------------------------------------

⑯ 夜間執行することができる。 裁 ⑯

〈令状草稿の点検〉

- ⑭ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違いかないか。
被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。
- ⑮ 請求書の罪名と同じか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑯ 記載の確認
各場所ごとに令状が作成され、誤記がないか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑰ 初日不算入の7日間か。
7日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いかないか確認する。
* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意
- ⑯ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付日（請求日）と発付日が異なることに注意
- ⑯ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。
派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。
- ⑯ 夜間執行の旨の記載があるか（ゴム印あり）。
請求があっても、要否又は許否の判断が微妙な場合は、その旨付箋で表示して裁判官に引き継ぐ。

〈発付後・交付前〉

- ⑯ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑯ 令状と別紙との間すべてに裁判官の契印があるか。
- ⑯ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。
- ⑯ 夜間執行の請求がある場合、その許可印があるか。
予め令状に許可文言を記載したところ、裁判官がこれを不要とした場合、許可文言を削除訂正する、又は新たに令状を作り直す。

- 
- ⑯ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【11】鑑定処分許可状（一般）】 * 死体の解剖（死因等の鑑定）

鑑定処分許可請求書

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官殿

③ [REDACTED] ④
司法警察員警部 丙川次郎 丙

下記被疑者に対する、⑤ 殺人 被疑事件につき、鑑定を
嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
⑥ 西天満病院 医師 若松花子 (〇〇歳)

鑑定を嘱託した年月日
⑦ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
[REDACTED] 第〇〇〇〇〇〇号

書

鑑定嘱託事項

- ⑧ 1 死因
- 2 創傷の部位、程度
- 3 凶器の形状、用法
- 4 死後経過時間

犯罪事実の要旨

- ⑨ 別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

記

1 被疑者の氏名

⑩ 甲野太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、
解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

⑪ 大阪市北区西天満二丁目1番10号先で発見された
氏名不詳の男性（推定年齢35年くらい）の死体

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び理由

⑫ [REDACTED]
丙

鑑定処分許可状請求書 点検・確認事項

① [REDACTED]

- ② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [REDACTED] 請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載がある
か。
- ④ 請求者の認印があるか。
- ⑤ 罪名が正しく記載されているか。別紙犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑥ 鑑定人の記載があるか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑦ 鑑定嘱託年月日の記載があるか。
- ⑧ 鑑定の内容の記載があるか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑨ 記載内容の確認
別紙が引用されている場合、別紙が添付されているか。
- ⑩ 被疑者氏名、生年月日（年齢）の記載があるか。
(「不詳」とされていることが多いが、それでも構わない。)
- ⑪ 鑑定物等の記載があるか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。^{*1}
又は、7日を超える請求で、期間と事由の記載があるか。

*1 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、[REDACTED]
斜線による抹消をしてもらう ([REDACTED])。

鑑定処分許可状

被疑者の氏名	<p>⑯ 甲野 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生</p>	
被疑者に対する	⑭ 殺人	被疑事件
について、鑑定人が下記の処分をすることを許可する。		
処分をすべき鑑定人	職業 氏名	<p>⑮ 西天満病院 医師 若松花子 〇〇歳</p>
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	<p>⑯ 大阪市北区西天満二丁目1番10号先で発見された 氏名不詳の男性（推定年齢35歳くらい）の死体</p>	
身体の検査に関する条件	<p>⑰</p>	
有効期間	<p>⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで</p>	
<p>有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。</p>		
<p>⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁判官 ○ ○ ○ ○ 裁 ⑰</p>		
請求者の官公職氏名	<p>⑰ [REDACTED] 司法警察員 警部 丙川次郎</p>	

〈令状草稿の点検〉

⑬ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違いがないか。

被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。

⑭ 請求書の罪名と同じか。

⑮ 鑑定人の記載があるか（誤記がないか）。

「別紙1記載のとおり」の場合、別紙1が添付されているか。

⑯ 鑑定物等の記載があるか（誤記がないか）。

「別紙2記載のとおり」の場合、別紙2が添付されているか。

⑰ 条件が付加されているか。

条件がない場合は空欄。ただし、条件がない場合、裁判官によって斜線を引き、裁判官印で抹消印を押すこともある。

⑱ 初日不算入の7日間か。

7日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いがないか確認する。

* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意

⑲ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。

* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意

⑳ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。

派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。

〈発付後・交付前〉

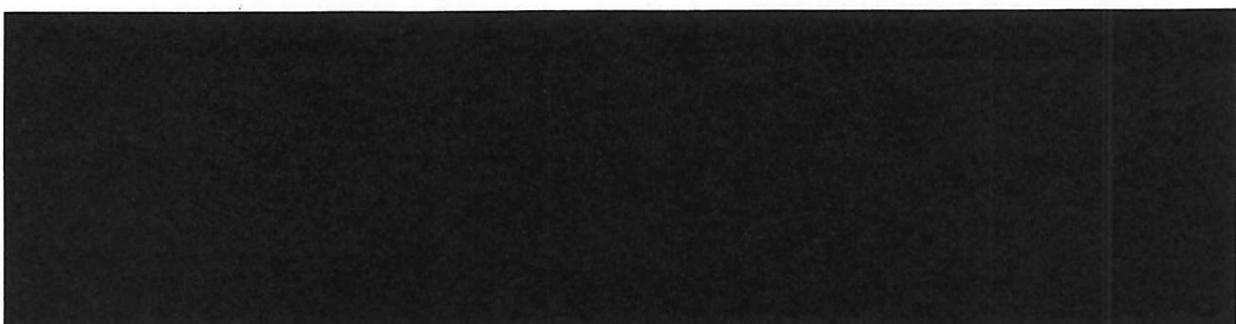
㉑ 裁判官の記名押印があるか。

㉒ 令状と別紙との間に裁判官の契印があるか。

㉓ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。

* 発付年月日、有効期間に間違いはないか。

* 特に、午前零時を過ぎて発付されたものは要注意



㉔ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【(12) 鑑定処分許可状 (一般)】 * 拳銃の殺傷能力の鑑定

鑑定処分許可請求書

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官殿

③ [REDACTED] ④
司法警察員警部 丙川次郎 丙

下記被疑者に対する、⑤ 銃砲刀剣類所持等取締法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名

⑥ 別紙のとおり (歳)

② 大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
(内) 第〇〇〇〇〇号

鑑定を嘱託した年月日

⑦ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定嘱託事項

⑧

書

犯罪事実の要旨

⑨ 別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

記

1 被疑者の氏名

⑩ 甲野太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

⑪ 令和〇〇年〇〇月〇〇日大阪府天満警察署司法警察員巡查部長〇〇〇〇が
差し押さえた

1 拳銃 1丁 (押収目録番号1)

2 実包 5個 (押収目録番号2)

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び理由

⑫

丙

鑑定処分許可状

被疑者の氏名	⑯ 甲野 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	
被疑者に対する について、鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	⑭ 銃砲刀剣類所持等取締法違反 被疑事件	
処分をすべき 鑑定人	職業	⑮ 大阪府警察本部刑事部科学捜査研究所 一般職員 ○ ○ ○ ○ △△歳
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	⑯ 別紙記載のとおり あるいは 令和〇〇年〇〇月〇〇日大阪府天満警察署司法警察員 巡査部長〇〇〇〇が差し押された 1 拳銃 1丁 (押収目録番号1) 2 実包 5個 (押収目録番号2)	
身体の検査に関する条件	⑰	
有効期間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁判官 ○ ○ ○ ○ 裁 ⑰		
請求者の官公職氏名	⑯ [REDACTED] 司法警察員 警部 丙川 次郎	

【13】鑑定処分許可状（強制採血（アルコール濃度、DNA型鑑定）、毛髪採取）】

鑑定処分許可請求書

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官 殿

③ [REDACTED] ④
司法警察員警部 丙川次郎 丙 ④

下記被疑者に対する、 ⑤ 道路交通法違反 被疑事件につき、鑑定を
嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名

⑥ 西天満病院 医師 若松花子 (〇〇歳)

②

大阪地方裁判所
当直受付

〇〇.〇〇.〇〇
（内）第〇〇〇〇〇〇号

鑑定を嘱託した年月日

⑦ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

鑑定嘱託事項

⑧ 甲野太郎の身体からの血液採取

※ 強制採血の場合の記載例

書

犯罪事実の要旨

⑨ 別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

記

1 被疑者の氏名

⑩ 甲野太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、
解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

⑪ 被疑者甲野太郎の身体

アルコール濃度を検査するのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを
超えない範囲）

又は

DNA鑑定をするのに必要な血液（ただし、2ミリリットルを超えない
範囲）

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び理由

⑫

丙

鑑定処分許可状請求書（強制採血・毛髪採取） 点検・確認事項

* 身体検査令状と同時に請求される。

①

- ② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載がある
か。
- ④ 請求者の認印があるか。
- ⑤ 罪名が正しく記載されているか。犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑥ 鑑定人の記載があるか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑦ 鑑定嘱託年月日の記載があるか。
- ⑧ 鑑定内容の記載があるか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑨ 記載内容の確認
別紙を引用している場合、別紙が添付されているか。
- ⑩ 被疑者氏名、生年月日（年齢）の記載があるか。
- ⑪ 鑑定物の記載があるか。
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑫ 斜線で抹消され削除印があるか。^{※1}
又は、7日を超える請求で、期間と事由の記載があるか。

※1 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、

斜線による抹消をしてもらう（ ）

鑑定処分許可状

被疑者の氏名		⑬ 甲野 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
被疑者に対する処分を許可する。⑭ 道路交通法違反 被疑事件について、鑑定人が下記の処分をすることを許可する。		
処分をすべき鑑定人	職業 氏名	⑮ 西天満病院 医師 若松花子 〇〇歳
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	<p>⑯ 【アルコール濃度の場合】 アルコール濃度を検査するのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること</p> <p>【DNA鑑定の場合】 DNA型鑑定をするのに必要な血液（ただし、2ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること</p> <p>【毛髪採取の場合】 (薬物名)成分検出検査をするのに必要な被疑者の毛髪約〇本</p>	
身体の検査に関する条件	<p>⑰ 【採血の場合】 採血は医学的に相当と認められる方法によること</p> <p>【毛髪の場合】 被疑者の毛髪約〇本を外貌に醜状を生じさせないように根本付近から切断する方法によること</p>	
有効期間	⑯ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
<p>⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所</p> <p>裁判官 ○ ○ ○ ○ ○ 裁 ⑱</p>		
請求者の官公職氏名	⑲ [REDACTED] 司法警察員 警部 丙川次郎	

〈令状草稿の点検〉

- ⑬ 記載した被疑者氏名、生年月日が請求書と同じか。漢字の間違いがないか。
被疑者が複数の場合、「外〇名」の記載があるか（この場合、生年月日欄には氏名を上げた者の生年月日のみを記載する）。
- ⑭ 請求書の罪名と同じか。
- ⑮ 鑑定人の記載があるか（誤記がないか）。
「別紙1記載のとおり」の場合、別紙1が添付されているか。
- ⑯ 次の記載があるか。

【アルコール濃度】

「アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし、4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること」

【DNA鑑定】

「DNA型鑑定をするのに必要な血液（ただし、〇ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること」

【毛髪採取】

「（薬物名）成分検出検査をするのに必要な被疑者の毛髪約〇本」

- ⑰ 次の記載があるか。

【採血】

「採血は医学的に相当と認められる方法によること」

【毛髪】

「被疑者の毛髪約〇本を外貌に醜状を生じさせないよう根本付近から切断する方法によること」

- ⑱ 初日不算入の7日間か。

7日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いがないか確認する。

* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意

- ⑲ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。

夜間において、請求日と異なる日の発付か。

* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意

- ⑳ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。

派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。

〈発付後・交付前〉

- ㉑ 裁判官の記名押印があるか。
- ㉒ 令状と別紙との間すべてに裁判官の契印があるか。
- ㉓ 訂正箇所に裁判官の契印があるか。

※ 発付年月日、有効期間に間違いはないか。
※ 特に、午前零時を過ぎて発付されたものは要注意。



- ㉕ 許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

〔14〕 身体検査令状（一般）

身體檢查令狀請求書

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方 裁判所
裁判官 殿

③ [REDACTED] 司法警察員警部 丙 川 次 郎 丙 ④

下記被疑者に対する、⑤ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

⑥ 甲野 太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

② 大阪地方裁判所
当直受付
○○. ○○. ○○
(切) 第○○○○○○号

2 身体検査を受ける者

⑦ 氏名 甲野 太郎
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) 性別 男
職業 無職
住居 大阪市北区西天満二丁目1番10号
健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由

4 検査すべき身体の部位

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨

⑫ 別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

身体検査令状請求書 点検・確認事項

①

- ② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [] 請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載がある
か。
- ④ 請求者の認印があるか。
- ⑤ 罪名が正しく記載されているか。犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑥ 被疑者の人定事項が正しく記載されているか。
氏名等を身上照会書等から確認する。
外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。
自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記
載例は、「自称〇〇（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付
する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。
- ⑦ 検査を受ける者の記載があるか。
性別、健康状態の記載があるか確認する。
女性の場合、令状の「条件」欄に「検査の際には、医師又は成年の女子を立ち会
わせること。」と記載する。
- ⑧ 記載の確認
- ⑨ 記載の確認（例）被疑者の身体
- ⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。^{※1}
又は、7日を超える請求の場合、期間と事由の記載があるか。
- ⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。^{※1}
- ⑫ 記載内容の確認
別紙を引用している場合、別紙が添付されているか。

※1 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、

斜線による抹消をしてもらう（ [] ）

身体検査令状

身体検査令状

被疑者の氏名	⑬ 甲野太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
--------	--------	--------------

被疑者に対する ⑭ 覚醒剤取締法違反 被疑事件
 について、下記の者の身体の検査を許可する。

検査すべき身体

⑮ 被疑者の身体

身体の検査に関する条件

⑯ (裁判官が記入する)

身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10万円以下の過料に処せられ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ぜられることがある。また、刑罰として、10万円以下の罰金又は拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。

有効期間	⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
------	-----------------

有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。
 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
 有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

⑱ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 裁 ⑲
---------------------------------	---

請求者の官公職氏名	⑲ [REDACTED] 司法警察員 警部 丙川次郎
-----------	----------------------------------

〈令状草稿の点検〉

⑬ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違いがないか。

⑭ 請求書の罪名と同じか。

⑮ 検査すべき身体の特定がされているか。

⑯ 条件が付加されているか。

条件がない場合は空欄。ただし、条件がない場合、裁判官によって斜線を引き、裁判官印で削除印を押すこともある。

検査を受ける者が女性である場合、「検査の際には、医師又は成年の女子を立ち会わせること。」の記載があるか。

⑰ 初日不算入の7日間か。

7日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いないか確認する。

* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意

⑱ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。

* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意

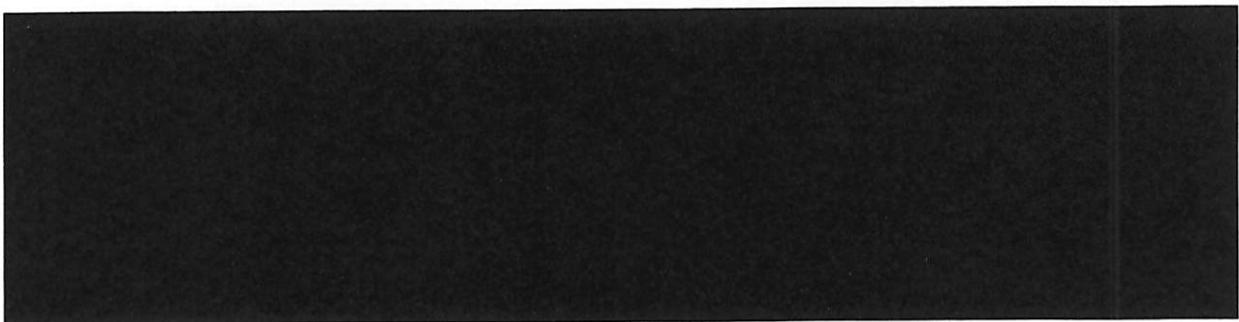
⑲ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。

派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。

〈発付後・交付前〉

⑳ 裁判官の記名押印があるか。

㉑ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。



㉒ 令状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【(15) 身体検査令状（強制採血、毛髪採取）】

身体検査令状請求書

③ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

① 大阪地方裁判所
裁判官殿

③ [REDACTED]

司法警察員警部

丙川次郎

丙

④

下記被疑者に対する、⑤ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

②

大阪地方裁判所
当直受付
〇〇.〇〇.〇〇
(む) 第〇〇〇〇〇号

書

1 被疑者の氏名

⑥ 甲野太郎
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

2 身体検査を受ける者

⑦ 氏名 甲野太郎
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳) 性別 男
職業 無職
住居 大阪市北区西天満二丁目1番10号
健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由

⑧ [REDACTED]

4 検査すべき身体の部位

⑨ [REDACTED]

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

⑩ [REDACTED]

丙

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

⑪ [REDACTED]

丙

7 犯罪事実の要旨

⑫ 別紙犯罪事実の要旨記載のとおり

身体検査令状請求書（強制採血・毛髪採取） 点検・確認事項

* 鑑定処分許可状請求と同時に請求される。

① [REDACTED]

- ② 請求書に押した受付印（地裁（む）又は簡裁（る））が [REDACTED] 請求
先裁判所と一致しているか。その日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（司法警察員）、氏名及び請求年月日の記載がある
か。
- ④ 請求者の認印があるか。
- ⑤ 罪名が正しく記載されているか。犯罪事実の要旨を一読して確認する。
- ⑥ 被疑者の人定事項が正しく記載されているか。
氏名等を身上照会書等から確認する。
外国人の場合は、西暦で生年月日を記載する。
自称の場合、裁判官の指示で、写真を添（貼）付することがある。その場合の記
載例は、「自称○○（別添写真の男）」。写真は台紙に貼付し請求書の末尾に添付
する。また、写真と台紙の間にも契印が必要（2か所以上）。
- ⑦ 検査を受ける者の記載があるか。
性別、健康状態の記載があるか確認する。
- ⑧ 必要性の記載があるか。
- ⑨ 記載の確認
- ⑩ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
又は、7日を超える請求で、期間と事由の記載があるか。
- ⑪ 斜線で抹消され削除印があるか。※¹
- ⑫ 記載内容の確認。
別紙を引用している場合、別紙が添付されているか。

※¹ 削除されずに空欄のまま請求がある場合は、
斜線による抹消をしてもらう（[REDACTED]）

身体検査令状

被疑者の氏名	⑬ 甲野 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
被疑者に対する 被疑事件	⑭ 覚醒剤取締法違反
について、下記の者の身体の検査を許可する。	
検査すべき身体	
⑮ 【強制採血の場合】 採血に必要な被疑者の身体 【毛髪採取の場合】 毛髪の採取に必要な被疑者の身体	
身体の検査に関する条件	
⑯ 【強制採血の場合】 採血は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること。 【毛髪採取の場合】 被疑者の毛髪約〇本を外貌に醜状を生じさせないように根元付近から切断する方法によること。	
身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10万円以下の過料に処せられ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ぜられることがある。また、刑罰として、10万円以下の罰金又は拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。	
有効期間	⑰ 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。
⑱ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 裁判官	○ ○ ○ ○ <input checked="" type="radio"/> 裁 ⑲
請求者の官公職氏名	⑲ [REDACTED] 司法警察員 警 部 丙 川 次 郎

〈令状草稿の点検〉

- ⑬ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。漢字の間違いがないか。
- ⑭ 請求書の罪名と同じか。
- ⑮ 検査すべき身体の特定がされているか。
- ⑯ 次の記載があるか。

【強制採血】

「採血は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること。」

【毛髪採取】

「被疑者の毛髪約〇本を外貌に醜状を生じさせないように根本付近から切断する方法によること」

- ⑰ 初日不算入の 7 日間か。

7 日間を超える場合、裁判官の指示を受けてから書く。その期間の計算に間違いがないか確認する。

* 宿直においては、午前零時を過ぎた場合、発付日からの応答日になっているか注意

- ⑱ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。

* 宿直においては、午前零時を過ぎると受付（請求）日と発付日が異なることに注意

- ⑲ ③と同じ記載があるか（誤記がないか）。

派遣されている警察官の場合は、請求書に記載されている派遣元の警察署を記載する。

〈発付後・交付前〉

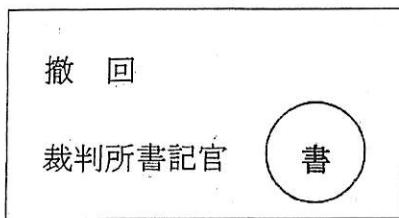
- ⑳ 裁判官の記名押印があるか。
- ㉑ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。



- ㉒ 身体検査令状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿に受領印を受ける。

【(16) 令状請求の撤回（取下げ）】

① ゴム印あり →



逮捕状請求書(甲)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所
裁判官 殿

刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員
警部 丙川次郎

下記被疑者に対し、 覚醒剤取締法違反
逮捕状の発付を請求する。

被疑事件につき、

記

1 被疑者

氏名 甲野太郎
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)
職業 無職
住居 大阪市北区西天満2-1-10

大阪地方裁判所

当直受付

〇〇.〇〇.〇〇

(内) 第〇〇〇〇〇〇号

書

令状請求の撤回に関する点検・確認事項

警察等からの請求を認めない場合は、撤回(取下げ)、却下することになる。

- ① 請求書及び謄本(逮捕状の場合)の上部余白に、「撤回 裁判所書記官」のゴム印を押し、書記官が押印する。
- ② 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の文字を二重線で抹消し、朱書きで欄を囲んで「撤回」と記載する。
- ③ 請求書、記録を請求者に渡して、令状請求事件簿に受領印を受ける。
逮捕状請求の場合は、請求者に「原本」を返還し、「謄本」は裁判所で保管する。
謄本を請求者に返還することがないよう注意する。

【(17) 令状請求の却下】

① ゴム印あり →

本件請求を却下する。

理由 例一 嫌疑不十分（必要性なし）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○

裁

逮捕状請求書(甲)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方 裁判所
裁判官 殿

刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員

警部 丙川次郎

下記被疑者に対し、 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、
逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者

氏名 甲野太郎
年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
職業 無職
住居 大阪市北区西天満2-1-10

大阪地方裁判所

当直受付

〇〇.〇〇.〇〇

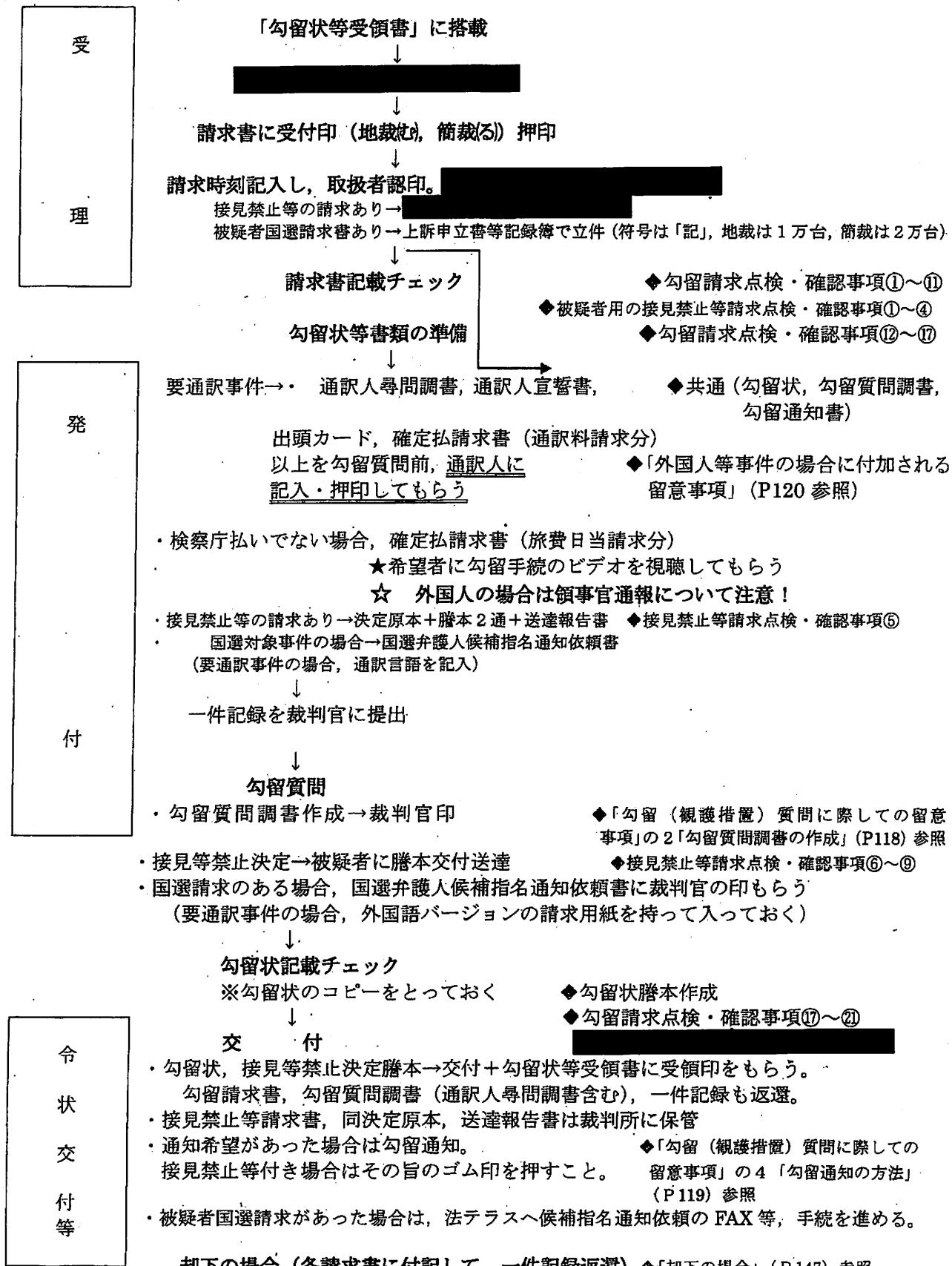
(む) 第〇〇〇〇〇〇号

書

令状請求の却下に関する点検・確認事項

- ① 請求書及び謄本（逮捕状の場合）の各余白に、
「本件請求を却下する。理由（裁判官が記載する）
令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方〔簡易〕裁判所 裁判官 〇〇〇〇」
のゴム印を押し、日付と裁判官名を記載して、請求書原本に裁判官の決定印を受ける。
- ② 令状請求事件簿の結果欄の「発付」の文字を二重線で抹消し、朱書きで欄を囲んで「却下」と記載する。
- ③ 請求書、記録を請求者に渡して、令状請求事件簿に受領印を受ける。
逮捕状請求の場合は、請求者に「原本」を返還し、「謄本」は裁判所で保管する。
謄本を請求者に返還することがないよう注意する。

勾留請求の処理手順



勾留請求書

受け付けた
時間記入
しておくこ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所第10刑事部

〇〇.〇.〇〇

午後〇時〇〇分

(む)第10001号

丁原

小浜千鳥

小浜

①大阪地方裁判所

裁判官殿

③大阪地方検察庁

検察官 檢事

下記被疑者に対する ④覚醒剤取締法違反 被疑事件につき被疑者の勾留を請求する。

なお、被疑者欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、逮捕状請求書記載のとおりである。

記

1 被疑者

⑤ 氏名 甲野太郎

年齢 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)

職業 無職

住居 大阪市北区西天満4丁目1番10号

2 被疑事実の要旨

⑥別紙のとおり

3 勾留すべき刑事施設

⑦

4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

⑧

5 被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由

⑨

6 刑事訴訟法第60条第1項各号に定める事由

⑩ 刑事訴訟法第60条第1項第 2, 3 号

7 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由 ⑪

⑪ 別添司法警察員の令和〇〇年〇〇月〇〇日付け報告書記載のとおり。

記録の引継 … 勾留状等受領書 *事件関係送付一覧 () は使用しない

1 勾留請求点検・確認事項

※ 一通り請求書に目を通した上で、[] 行う。

① []

- ② 受付印（地裁のもの又は簡裁のもの）及び日付が間違っていないか。
請求時刻、事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（検察官のみ）、氏名及び請求年月日の記載があるか。
請求者の押印があるか。
- ④ 罪名が正しく記載されているか。
- ⑤ 被疑者の人定事項が正しく記載されているか。
記載事項を戸籍、身上照会書等で確認する。

【外国人の場合】

- ・ 氏名の記載にカタカナ表記があるか。
特に漢字の読みが日本語読みではないときはカタカナで書き、漢字は括弧書きする。
また、アルファベット表記の氏名の場合もカタカナで書き、アルファベットは括弧書きする。
- ・ 生年月日が西暦で記載されているか。

⑥ 記載内容の確認
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。

⑦ 勾留すべき刑事施設の記載があるか。

⑧ 記載の確認 * 鉛筆書きは不可

⑨ 記載の確認
現行犯逮捕の場合のみ「現行犯人逮捕手続書記載のとおり」

⑩ 記載の確認

⑪ 被疑者逮捕後 72 時間を超えた場合、日付の記載及び当該報告書を確認

勾留状

指揮印

被疑者	氏名	甲野太郎	⑫
	年齢	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生	
	住居	大阪市北区西天満4丁目1番10号	
	職業	無職	

被疑者に対する覚醒剤取締法違反被疑事件について、同人を [REDACTED] に勾留する。⑬ ⑭

延長

被疑事実の要旨	別紙のとおり ← 「刑事訴訟法60条1項各号に定める事由」の次に編てつすること！
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	次葉のとおり ← 「勾留状」の次に編てつすること！
有効期間	令和〇年〇〇月〇〇日まで

この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

令和〇年〇〇月〇〇日⑮

大阪地方裁判所

裁判官 乙山一郎 ⑯

乙山

勾留請求の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日⑯
執行した年月日時及び場所	令和〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
記名押印	
執行することができなかつたときはその事由	
記名押印	令和〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
勾留した年月日時及び取扱者	令和〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(被疑者 甲野太郎)

(被疑者用) 1

※この箇所は余事的記載部分。

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由

下記の 2, 3 号に当たる。⑯

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾留期間の延長

延長期間 令和 年 月 日まで	延長期間 令和 年 月 日まで
理由	理由
令和 年 月 日 裁判所 裁判官	令和 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日 令和 年 月 日 裁判所書記官	勾留状を検察官に交付した年月日 令和 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 年 月 日 午 時 分	勾留状を被疑者に示した年月日時 令和 年 月 日 午 時 分
刑事施設職員	刑事施設職員

(被疑者 甲野太郎)

- ⑫ 記載した被疑者氏名等が請求書と同じか。かつ、漢字の間違いがないか。
外字等については、手書きで対応する（[REDACTED] 氏名の入力規則については22ページ参照）。
- ⑬ 勾留する全ての罪名の記載があるか。
- ⑭ 被疑者を勾留する場所の記載があるか。
[REDACTED]

- ⑮ 担当裁判官の所属庁（②と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
- ⑯ 勾留状の発付が翌日になった場合には、勾留請求の年月日が勾留請求書に押された受付印と同じかどうかを確認する。

● その他に準備するもの

- ・ 勾留質問調書
- ・ 勾留通知書（宛名用紙を含む）
- ・ 国選弁護人選任請求書・資力申告書
国選弁護人選任請求等事件記録表紙、国選弁護人候補指名通知依頼書
(私選弁護人が付いているときはいずれも不要)
- ・ (請求がある場合) 接見等禁止決定原本、謄本（2通）、送達報告書

【要通訳事件の場合】 上記に加え次の書面が必要

- ・ 通訳人出頭カード
- ・ 通訳人尋問調書、宣誓書
- ・ 確定払請求書（旅費日当請求分）
※ 檢察庁で執務を行わず、自宅から直接裁判所に出頭した場合（「済証」、「現留」事件の場合）に必要。通訳人出頭カードで確認する。（「自宅から裁判所に直行」にチェックはあるか。）
- ・ 確定払請求書（通訳料請求分）

2 勾留質問後の確認事項

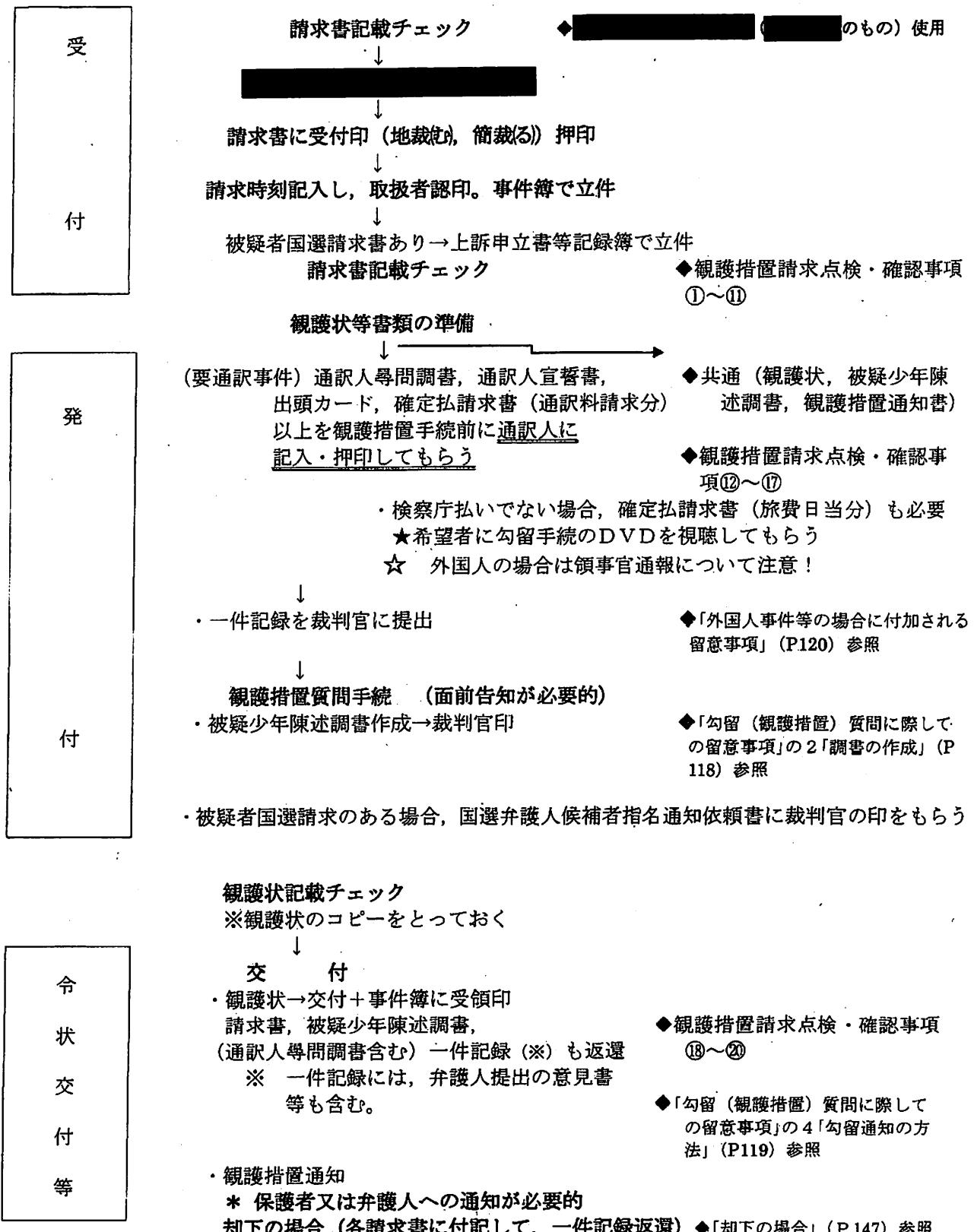
調書等に印漏れがないか。外字の記載漏れはないか。

- 勾留質問調書
書記官の認印→記名部分、勾留通知欄（勾留通知の不要の場合を除く）、契印（別紙を添付したとき）裁判官の認印
- 国選弁護人候補指名通知依頼書に
裁判官の認印があるか。

- ⑯ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑰ 勾留状の全てのページに契印があるか。
- ⑲ 勾留する事由の記載があるか。
特に、住居不定の場合に「1号」の記載があるか。
- ⑳ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。
- ㉑ 勾留状添付の別紙に「別紙 被疑事実の要旨」の記載はあるか。
- ㉒ 勾留請求書、弁解録取書、取調べ状況等報告書、勾留状、勾留質問調書、接見等禁止決定
謄本（請求がある場合。検察庁用）及び一件記録（弁護士等の意見書を含む）を請求者に渡
して「勾留状等受領書」に受領印を受ける。

※ 裁判所に提出された弁護人からの意見書等の書面は、裁判官が判断するのに参考にした
資料であり「一件記録」の一部となるため、検察庁へ交付すること（裁判所には残さない）。

観護措置請求の処理手順



様式第41号

少年法第17条、第43条、
規則第281条、第147条、第148条
規則第22条

①

大阪地方裁判所第10刑事部

○○.○○.○○

午後1時00分

(む) 10000号

印

請求時刻

観護措置請求書

③ 令和〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所

裁判官殿

大阪地方検察庁

③ 檢察官 檢事 小浜千鳥

印

下記少年に対する ④ 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき
少年法第17条第1項第2号の規定による観護の措置を請求をする。

なお、少年欄中年齢、職業若しくは住居又は被疑事実の要旨欄のうち空欄は、
逮捕状請求書記載のとおりである。

記

1 少年

⑤ 氏名 西天満花子
年齢 平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
職業 高校生
住居 大阪市北区中之島1丁目2番3号

2 被疑事実の要旨

⑥ 別紙のとおり

3 収容すべき少年鑑別所

⑦ [REDACTED]

4 少年に弁護人があるときは、その氏名

⑧

5 少年が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる
相当の理由

⑨

6 刑事訴訟法第60号第1項各号に定める事由

⑩ 刑事訴訟法第60号第1項第 2, 3号

7 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によって刑事訴訟法に定める時間の制限
に従うことができなかつたときは、その事由

⑪ 別添司法警察員の令和 年 月 日付け報告書記載のとおり。

8 上記少年については、次の理由によって、少年法第17条の4第1項の規定により
同少年を 少年院・拘置所 の特に区別した場所に仮に収容されたい。

(注意) 仮収容の必要があると思料する場合には、8の欄に必要事項を記入の上押印
し、仮収容の必要がないときは、この欄を削ること。

立件（登載・採番），記録の引継 … 勾留関係事件簿（紙帳簿）

([REDACTED])

1 観護措置請求点検・確認事項

- ① 受付印（地裁む又は簡裁る）及び日付が間違っていないか。
請求時刻、事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ② [REDACTED]
- ③ 請求者の所属する官公署名、官職（検察官のみ）、氏名及び請求年月日の記載があるか。
請求者の押印があるか。
- ④ 罪名が正しく記載されているか。
- ⑤ 少年の人定事項が正しく記載されているか。記載事項を戸籍、身上照会書等で確認する。
- ⑥ 記載内容の確認
「別紙記載のとおり」の場合、別紙が添付されているか。
- ⑦ 収容すべき少年鑑別所の記載があるか。
- ⑧ 記載の確認
- ⑨ 記載の確認
現行犯逮捕の場合のみ「現行犯人逮捕手続書記載のとおり」
- ⑩ 記載の確認 鉛筆書きは不可！
- ⑪ 少年逮捕後 72 時間を超えた場合、日付の記載及び当該報告書の確認
- ⑫ 記載した少年の氏名、生年月日（観護状の場合は年齢も記載）、住所が請求書と同じか。
漢字の間違いがないか。外字等については、手書きで対応する。
- ⑬ 観護措置する全ての罪名の記載があるか。
- ⑭ 少年を収容する場所（[REDACTED]）の記載があるか。
- ⑮⑯ 担当裁判官の所属庁（②と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。
- ⑰ 観護状の発付が翌日になった場合には、「上記観護状発付の日」を消して、「令和〇年〇〇月〇〇日」などと請求日を記載する。

観護状			指揮印
少年	氏名	⑫西天満 花子	経由官印
	年齢	平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	
	住居	大阪市北区中之島1丁目2番3号	
被疑事実の要旨		別紙のとおり ※「次葉」の次に綴ること!	
少年に対する ⑬覚醒剤取締法違反 被疑事件 について、少年を⑭に収容する。			
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由	次葉のとおり ※別紙よりも前に綴ること		
この令状の有効期間は発付から7日とする。有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
⑮令和〇〇年〇〇月〇〇日 大阪地方裁判所 ⑯ 裁判官 乙山一郎 ⑯ 確認			
請求の年月日	⑰上記観護状発付の日		
執行した年月日時 及び場所	令和 年 月 日 午 時 分		
収容した年月日時 及び取扱者	令和 年 月 日 午 時 分		

(次葉) ※「観護状」の次に綴る

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由
⑲下記の 2, 3 号に当たる。 1 少年が定まった住居を有しない。 2 少年が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。 3 少年が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。 ● その他に準備するもの

- ・被疑少年陳述調書
- ・観護措置通知書
- ・国選弁護人選任請求書・資力申告書
国選弁護人選任請求等事件記録表紙、国選弁護人候補指名通知依頼書
(私選弁護人が付いていない場合)

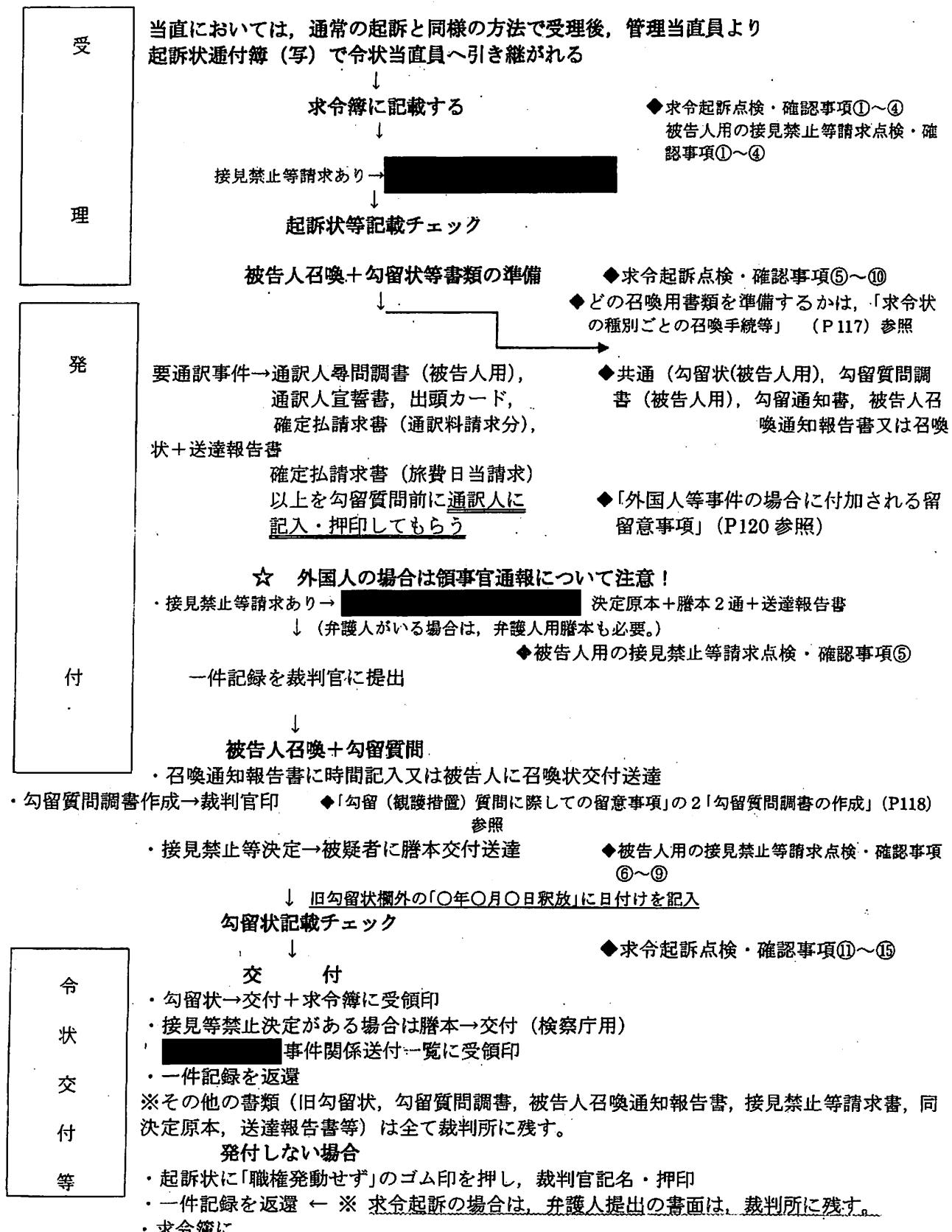
【少年が要通訳事件の場合】 さらに次の書面が必要

- ・通訳人尋問調書、宣誓書
- ・通訳人出頭カード
- ・確定払請求書（旅費日当請求分）※
※ 檢察庁で執務を行わず、自宅から直接裁判所に出頭した場合（「済証」、「現留」事件の場合）にのみ必要。通訳人出頭カードで確認する。
- ・確定払請求書（通訳料請求分）

2 観護措置質問後の確認事項

- ⑯ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑯ 観護措置をする事由の記載があるか。
特に、住居不定の場合に「1号」の記載があるか。
- ⑯ 観護状の全てのページに裁判官の契印があるか。訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。
- ⑯ 観護状のコピーを取る（謄本作成用、被疑者国選用）
- ⑯ 観護措置請求書、弁解録取書、取調べ状況等報告書、観護状、被疑少年陳述調書、通訳人尋問調書及び一件記録（弁護士等の意見書を含む）を請求者に渡し、「勾留関係事件簿」に受領印を受ける。
※ 裁判所に提出された弁護人からの意見書等の書面は、裁判官が判断するのに参考にした資料であり「一件記録」の一部となるため、検察庁へ交付すること（裁判所には残さない）。
- 通訳関係書類は、「通訳人尋問調書」のみ検察庁に交付する。
通訳人出頭カード、通訳料請求書、ビデオ視聴照会書面は裁判所で保管する。

求令起訴の処理手順



様式第97号 刑訴第256条
規則第164条、第165条
規程第59条

②

②受付時刻

大阪地方裁判所

当直受付

○. ○○. ○○

11時 30分

丁原

31 ← (通し番号)

起訴状

逮捕中求令状

①

大阪地方裁判所 殿

令和〇年〇〇月〇〇日

③大阪地方検察庁

検察官 検事 小浜千鳥

小浜

下記被告事件につき、公訴を提起する。

記

本籍 大阪市北区西天満2丁目1番地

④住居 大阪市北区西天満4-1-10

職業 無職

甲野太郎

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

公訴事実

被告人は酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ、大阪市北区西天満1丁目2番3号付近道路において、普通乗用自動車を運転したものである。

罪名及び罰条

道路交通法違反

同法第117条の2の2第1号、第65条第1項

同施行令第44条の3

立件 … ■■■。ただし、求令整理簿（紙帳簿）には登載する。

* 公判請求事件は、■■■に事件係が■■■

■■■ (■■■)

記録の引継 … 求令整理簿（紙帳簿）

1 求令状起訴点検・確認事項

- ① 起訴状原本及び謄本が、「大阪地方裁判所」宛か、「大阪簡易裁判所」宛か。
また、その管轄を確認する。
- ② 受付印（地裁又は簡裁）及び日付が間違っていないか。
受付時刻、通し番号の記載、受理者の認印があるか。

※ 起訴状原本及びこれと共に提出された逮捕状、旧勾留状（被疑者）及び弁護人選任書等に受付印を押し、起訴状原本のみ認印を押す。

※ 逮捕中求令状の場合には、必ず起訴状原本の受付印に受付時刻の記入すること。

- ③ 請求者の所属官公署名、官職（検察官のみ）、氏名及び請求年月日の記載があるか。
請求者の押印があるか。
- ④ 被告人の人定事項が正しく記載されているか。
記載事項を旧勾留状（被疑者）、身上照会書等で確認する。

⑤

勾 留 状

指揮印

被告人

住 居
職 業
氏 名⑥ 大阪市北区西天満2-1-10
無職
甲野太郎経由
官印

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

公訴事実の要旨

別紙起訴状(写)記載のとおり ※「次葉」の次に綴ること!

被告人に対する

覚醒剤取締法違反

被告事件

について、被告人を ⑧

⑦

に勾留する。

刑事訴訟法60条1項
各号に定める事由

次葉のとおり ※「別紙起訴状(写)」よりも前に綴ること!

この令状の有効期間は発付から7日とする。有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

⑨ 令和〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

⑩

裁判官 乙山一郎

⑪

確認

執行した年月日時
及び場所

令和 年 月 日 午 時 分

勾留した年月日時
及び取扱者

令和 年 月 日 午 時 分

(被告人用)

(次葉) ※「勾留状」(1枚目)の次に綴る⑫

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由

次の 2, 3 号に当たる。 ⑬

1. 被告人が定まった住居を有しない。
2. 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
3. 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

- ⑤ 被告人用の勾留状用紙を使用しているか。
- ⑥ 記載した被告人氏名等が起訴状と同じか。かつ、漢字の間違いがないか。
外字等については、手書きで対応する。
- ⑦ 起訴状の罪名（求令状起訴に係るもの）の記載があるか。
- ⑧ 被告人を勾留する場所の記載があるか（起訴状原本上部に貼付の付箋）。
[REDACTED]

⑨⑩ 担当裁判官の所属庁（①と同じ）、発付日、裁判官名の記載があるか。

● 準備するもの

- ・ 被告人召喚通知報告書 又は 召喚状・同送達報告書
※ 後記「求令状の種別ごと召喚手続等」を参照し、召喚の要否・方法を確認する
(召喚が不要な場合もある)。
- ・ 勾留質問調書
- ・ 起訴状謄本、弁護人選任照会書及び回答書※、送達報告書
※ 必要か否かは、裁判官の指示に従うこと。

【被告人が要通訳事件人の場合】 さらに次の書面が必要

- ・ 通訳人出頭カード
- ・ 通訳人尋問調書、宣誓書
- ・ 確定払請求書（旅費日当請求分）
- ・ 確定払請求書（通訳料請求分）

2 勾留質問後の確認事項

● 勾留質問調書

人定確認の欄に本籍または国籍を確認した旨の記載があるか。
書記官の認印→記名の部分、勾留通知欄、契印（別紙を添付したとき）
裁判官の認印

- 勾留状のコピーをとる（謄本作成用）
- ⑪ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑫ 勾留状の全てのページに契印があるか。
別紙として引用した起訴状（写）に「別紙」と記載したか。
- ⑬ 勾留する事由の記載があるか。
特に、住居不定の場合に「1号」の記載があるか。
- ⑭ 訂正箇所に裁判官の訂正印があるか。

⑯ 勾留状及び一件記録を請求者に渡し、求令整理簿に受領印を受ける。

その余の書類（勾留質問調書、接見禁止等請求書類等）は、裁判所に残す。

※ 接見禁止等請求が認められた場合は、決定謄本を検察庁に交付する。

弁護人が付いている場合には、弁護人に決定謄本を送達する。

却下された場合は、却下決定が書かれた接見禁止等請求書の全頁のコピーを取って謄本にした上、これを交付する。

通常の被疑者勾留等の場合とは交付する書面が異なるので注意する。

※ 勾留中求令状で勾留状が発付された場合、旧勾留状（被疑者）の欄外に記入してある「年月日釈放」の空欄に日付を記入する。

※ なお、求令状の種類や勾留状を発しなかった理由によって処理の仕方等が異なる。

○ 勾留中求令状の場合

・ 勾留状の被疑事実と公訴事実との間に事実の同一性が明らかであることを理由に勾留状を発しない場合（ただし、同一性があっても勾留状を発付しなおすことも少ない。）
→ 被疑者勾留の効力が継続する。

通常は「職権発動せず（事実の同一性あり）」と記載することになる。

・ 事実の同一性はあるが、勾留の理由や必要性がないと判断された場合

→ 被疑者勾留の効力が継続すると解されるため、被告人を釈放するためには別途勾留取消の手続が必要となる（検察官への求意見が必要）。

通常は「職権発動せず（事実の同一性あり、勾留の必要性なし）」などと記載することになる。

・ 事実の同一性はなく、勾留の理由や必要性がないと判断された場合

→ 職権不発動とすれば検察官は当然に釈放指揮をすることになる。

通常は「職権発動せず（事実の同一性なし、勾留の必要性なし）」と記載することになる。

○ 逮捕中求令状の場合

・ 事実の同一性がある場合

別途釈放命令を発し（法280Ⅱ）、原本を検察庁に送付する（被告人への謄本の送達は不要。）。

・ 事実の同一性がない場合。

釈放命令は不要。

通常は「職権発動せず（事実の同一性なし、勾留の必要性なし）」などと記載することになる。

○ 別件勾留中求令状・在宅求令状の場合

本件公訴事実について身柄拘束がされていないので、職権不発動の判断の示し方としては、通常は「職権発動せず」との記載のみとなる。

※ 勾留状を発付しない場合は、起訴状原本の余白に「職権発動せず 令和 年 月 日 大阪地方〔簡易〕裁判所 裁判官」のゴム印を押し、裁判官が署（記）名押印する。

积 放 命 令

被告人

被告人に対する 被疑事件について逮捕中のところ、同事
件について令和〇〇年〇〇月〇〇日検察官から公訴の提起があったが、
本件については下記の理由により勾留状を発しないから、刑事訴訟法2
80条2項により次のとおり裁判する。

主文

被告人の釈放を命じる。

理由

(「勾留の必要性がない」, 「刑事訴訟法 60 条 1 項各号のいずれにも該当しない」等)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 印

求令状の種別ごとの召喚手続等

在宅求令状	召喚状を交付送達	
保釈中求令状	召喚状を交付送達	
勾留中求令状	被告人召喚通知報告書	勾留状差し替えにつき、 旧勾留状（被疑者）の欄外 の釈放年月日の記載
別件勾留中求令状	被告人召喚通知報告書	
第○事実勾留中 第○事実求令状	求令状事実のみにつき 被告人召喚通知報告書	求令状事実のみの勾留状 発付 別件勾留中求令状に類似
受刑中求令状	被告人召喚通知報告書	
別件被疑者勾留中 求令状	被告人召喚通知報告書	事件事務規程に定めのな い表示
逮捕中求令状 (同一性なし)	被告人召喚通知報告書	逮捕状又は現行犯人逮捕 手続書末尾記載の被疑事 実の要旨と、 起訴状記載の公訴事実を 対照して同一性の有無を 確認する。
逮捕中求令状 (同一性あり)	召喚手続不要	

勾留（観護措置）質問に際しての留意事項

1 弁護人あるいは弁護人になろうとする者から接見等の申入れがあった場合

- (1) 被疑者が [] に連行されている場合（留置施設を有しない捜査機関（検察官、麻薬取締官等）が逮捕した場合）
- ① 接見指定は必要である。
 - ② 弁護人あるいは弁護人になろうとする者（以下、「弁護人等」という）に対して、[] に直接行くように指示する。
- (2) 被疑者が [] に連行されている場合（留置施設を有する捜査機関（警察官、海上保安官等）が逮捕した場合）
- ① 事務当直受付カウンターにおいて、別紙接見等申入書に記入してもらい、それを裁判官に提出して指定印をもらう。
弁護人等が申入書を持参している場合には、標題のかっこ書きを「別紙のとおり」とし、2枚目に弁護人等作成の申入書を添付して、裁判官に提出する。
 - ② []
 - ③ 裁判官の指定印をもらったら、[] に電話して被疑者の到着を確認し、弁護人等を伴って、[] に案内する。
 - ④ 弁護人等が物の差入れを希望することがあるが、被疑者は護送中の状態であるため、原則として、差入れは認められない。
例外的に、[]
- ⑤ 接見終了後、[] の日直勤務者（大阪府警）が報告書に記入して持参してくれる。
- ⑥ 処理後の接見書類一式は、意見書等綴りに綴じて令状部に引き継ぐ。
- ⑦ 弁護士が接見の予約電話を入れてきたような場合は、来庁して待機するよう指示する。

2 勾留質問調書（被疑者用と被告人用の二種類あり。観護措置請求の場合は、被疑少年陳述調書）の作成

- (1) 通常の調書を作成するのと同じであるが、急ぐので、予め記載できるところは立会前に記載しておき、勾留請求書及び弁解録取書をコピーして立会に臨む。
- (2) 「人定質問」欄は「勾留請求書記載のとおり」、「観護措置請求者記載のとおり」、「起訴状記載のとおり」等と記載し、被疑〔被告〕事件に関する陳述については、「検察官の弁解録取書記載のとおり」と引用してよい。
- (3) 「勾留の通知先」欄は、氏名と続柄（かっこ書き）を記載する。「即日勾留通知済 同日同庁 裁判所書記官」の部分に認印を押す。勾留通知不要の場合は、同部分に認印は押さない。
- (4) 質問後、直ちにその場で、被疑者（被告人）に読み聞かせ、署名と指印をさせ、裁判官に提出し、認印をもらう。
- (5) 作成された調書は、被疑者の場合、勾留状とともに警察官に渡す。被告人（求

令状) の場合、裁判所が保管するので、起訴状とともに事件係に引き継ぐ。

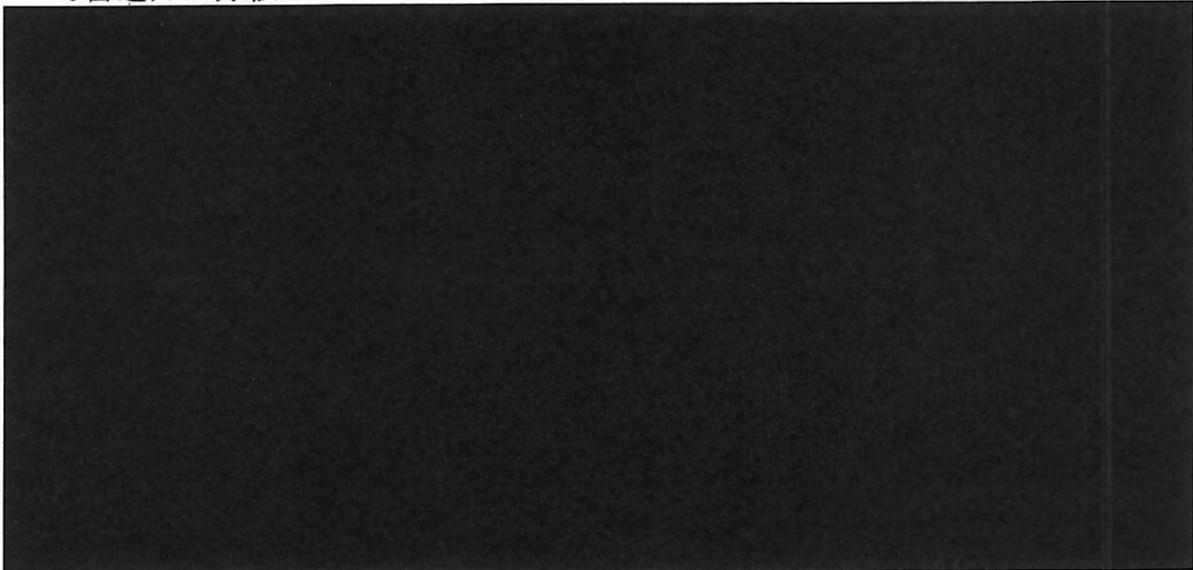
3 被告人、被疑者が当番弁護士への連絡を希望した場合又は弁護士を紹介してほしい場合

冒頭欄外に【「大阪弁護士会」を指定した場合】と記載のある「私選弁護人選任申出通知書」を作成する(なお、書記官名のところには書記官印を押す。)。弁護士会に対し留守番電話を入れた上で、ファクシミリ送信する。

4 被疑者が、特定の弁護士及び弁護士法人、大阪弁護士会以外の弁護士会への連絡を希望した場合

冒頭欄外に【特定の弁護士、弁護士法人、「大阪弁護士会」以外の弁護士会を指定した場合】と記載された書面を使用し、被疑者(被告人)に署名押印させた上で、書記官において必要事項を記載し、ファクシミリ送信する。

5 勾留通知の方法



※ 勾留しない場合の処置

被疑者の場合、勾留請求を却下することになるが、決定書は別個に作成せず、請求書の余白に却下する旨のゴム印を押し、裁判官署(記)名、押印する(150頁参照)。

外国人等事件の場合に付加される留意事項

A 外国人等のDVD視聴（被疑者のみ）

通訳人を介して、備付けの外国語によるDVD視聴の説明書を朗読させ、被疑者が希望したら、DVDビデオを操作して視聴させる。

B 通訳人を介する勾留質問手続

- (1) 通訳人尋問調書を作成する。

勾留質問等の後、直ちにその場で、裁判官に提出し、認印をもらう。

作成された調書は、被疑者の場合は、勾留質問調書と一緒に警察官に渡す。

被告人（求令）の場合は、裁判所で保管するので、起訴状、勾留質問調書とともに事件係に引き継ぐ。

- (2) 勾留質問調書の書記官の記名・押印欄の前に「

被疑者が調書に署名指印する際に、

- (3) 外国人の場合、法律上、調書に指印する必要がないので署名のみでよい。

C 通訳料の支給手続

- (1) 通訳人に確定払請求書に所定の記載をしてもらう（支払方法は振込にする）。
宛名の裁判所は、勾留質問をした裁判官が属する裁判所とする。
- (2) 勾留質問立会時間（：～：）を確定払請求書の上部に鉛筆書きする。
- (3) 裁判官の支給決定印をもらって、令状部に引き継ぐ。

D 旅費日当の支給手続

旅費日当は、通訳人が最初に勤務した官署で支払う（[]）。

先に検察庁で通訳をしてから裁判所に来庁する場合がほとんどなので、裁判所が支払うことはめったにないが、通訳人が、直接、裁判所に来庁して通訳する場合（「現留」、「済証」の場合等）は、裁判所が旅費日当を支払う。

E ウィーン条約等に基づく権利の告知及び領事官への通報

警察の段階で権利の告知・通報の要否の確認を行っている場合（捜査記録の後ろに「領事官への通報要請確認書」という用紙があるので、それで確認し、コピーを取っておく。）には、裁判所が改めて権利の告知等を行う必要はない。

被疑者等の国籍国がウィーン条約に加盟しており、領事機関が存在する場合で、権利告知を行ったか判断できないときには、勾留質問の際に権利を告知し、通報要請の有無を確認する。裁判所から通報する必要がある場合は、所定の用紙を利用して行う（[]の「領事官通報関係書類」参照）。

- 二国間の協定に基づき、被疑者の意思にかかわらず、必ず通報を要する場合がある（中国、イギリスなど）。
- 通報の方法については以下のとおり。
中華人民共和国領事官 … ファックス
その他の国の領事官 … 郵送
- 中華人民共和国籍の被疑者の場合には、権利告知した旨を書面に残しておく（[]の「領事官通報関係書類」の中の「中華人民共和国に対する勾留等手続の留意事項」ファイル参照）。

接見等申入書(□別紙のとおり)

被告人 被疑者 の氏名

事件名

上記の者について、本日、裁判所において次の事項を申し入れます。

- 上記の者との接見
- 上記の者との書類若しくは物の授受
-

令和 年 月 日

申請者(弁護人又は弁護人となろうとする者)

印

電話

指定書

上記接見等について、次のとおり指定する。(ただし、書類や物の授受がある場合は、法令の範囲内に限る)。

接見日時及び時間 ※ 令和 年 月 日

午前・後 時 分から

午前・後 時 分までの間の 分間

接見場所 当庁面会室

物の授受等

前同日

大阪地方裁判所第10刑事部

大阪簡易裁判所令状係

裁判官

報告書

上記指定により接見又は授受の機会を与えた結果につき、次のとおり報告する。

接見時間 令和 年 月 日

午前・後 時 分から

午前・後 時 分までの間の 分間

授受 あり・なし

前同日

大阪府警察本部総務部留置管理課

大阪府 警察署

印

大阪地方裁判所第10刑事部

大阪簡易裁判所令状係

裁判官 殿

裁判官認印

印

勾 留 質 問 調 書

被疑者 甲野太郎

被疑者に対する覚醒剤取締法違反被疑事件について、令和〇年〇月〇〇日
大阪地方裁判所において、

裁 判 官 乙山 一郎
裁判所書記官 丙川 三郎
は、
を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり ← 答えに応じた記載をすること。
(ゴム印もあり)

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、
勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何
か述べることはないですか。

答 事実はそのとおり間違ひありません。(ゴム印もあり)

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出るこ
とができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには
資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、大阪弁護士
会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は 甲野花子(妻) (あるいはなし/不要)

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者 甲野太郎 指印

前同日同序

裁判所書記官 丙川 三郎 認印

即日勾留通知済 同日同序 裁判所書記官

(注)

※

※ 勾留通知先が不要の場合、「即日勾留通知済」欄に、認印は押さない。

※ 要通訳事件では、

裁判官認印

認印

被 疑 少 年 陳 述 調 書

被疑少年

被疑少年に対する〇〇〇〇被疑事件について、令和 年 月 日、大阪地方裁判所において、

裁判官 ○ ○ ○ ○ は、
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ を

立ち会わせて、被疑少年に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 観護措置請求書記載のとおり

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について観護措置の請求があったが、これに対して何か述べることはないですか。

答 事実はそのとおり間違いありません。(ゴム印もあり)

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、大阪弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示し、少年鑑別所に収容した場合の通知先を尋ねたところ、

答 通知先は、甲野フネ(母)

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑少年 甲 野 太 郎

指印

前同日同序

裁判所書記官 丙 川 三 郎

認印

即日観護措置をした旨通知済 同日同序 裁判所書記官

認印

(注)

※ 保護者又は弁護人への通知が必要的である。(少年審判規則22条参照)

※ 要通訳事件では、

令和〇年〇〇月〇〇日

勾 留 通 知

甲 野 花 子 殿

大 阪 地 方 裁 判 所

被疑者甲野太郎に対する覚醒剤取締法違反被疑事件について、同人が令和〇年〇月〇〇日大阪府〇〇警察署留置施設に勾留されたから通知します。

面会、差し入れのお問い合わせは、勾留されている施設へお願いします。

(問い合わせ先)

大阪府〇〇警察署留置施設

[REDACTED]

※ 接見禁止がついている場合は、下記のゴム印を押すこと。

また、父、母など特に接見禁止から除外されている者がいれば、レ点を記入し、その者の氏名等も記載すること！

なお、弁護士以外の方は、接見（面会）が禁止され、また差入れも一部制限されています。

（以下は、□にレ点がある場合に限る。）

但し、下記の者との面会については禁止されていません。

記

甲野一郎（父）、甲野花子（母）

勾留質問における特殊事例の処理

主なものについては、下記のとおりである。

I 請求書の被疑者氏名が「自称○○○○（別添写真の男）」などと表示されている場合

① [REDACTED]

- ② 勾留状の氏名欄には、「自称○○○○」の後ろに「（別添写真の男）」と記載する（ゴム印を利用又は手書き）。なお、写真と台紙の間に裁判官が割印する。（2か所以上。）。
- ③ 勾留質問調書の氏名欄は「自称○○○○」とだけ記載し、「（別添写真の男）」は記載しない。また、写真も添付しない。

II 勾留質問で被疑者が黙秘した場合の記載例

「黙秘。裁判官は被疑者の確認のため、勾留請求書添付の顔写真と容貌を対照した。」

「黙秘。裁判官は被疑者の確認のため、捜査記録中の顔写真と容貌を対照した。」

「黙秘。裁判官は被疑者の確認のため、護送を担当した警察官（戒護員）に被疑者本人であることを確認した。」

「氏名不詳。[REDACTED] 留置番号○○」
等と記載する。

III 被疑者が被疑事実について黙秘した場合

勾留質問調書の被疑事件に対する陳述欄に、「黙秘した。」等と記載する。

IV 被疑者が勾留質問調書に署名できない場合

勾留質問調書の被疑者の署名欄に、書記官が被疑者に代わって署名し、「被疑者は○○○○のため署名することができないと述べたので、列席裁判所書記官がその氏名を代署したところ、被疑者は名下に指印した。」等と記載する。

V 被疑者が左手示指で押捺することができない場合

被疑者に別の指で押印させた上、勾留質問調書の被疑者の署名欄に、「被疑者は左手示指欠損（傷害）のため左手○指で指印した。」等と記載する。

VI 被疑者が署名押印を拒否した場合

勾留質問調書の被疑事件に対する陳述欄に、「以上のとおり読み聞かせたところ、被疑者は黙秘して何も答えず、署名指印を拒否した。」、「以上のとおり読み聞かせたところ、事実は相違ないことを認めたが、署名指印を拒否した。」等と記載する。

VII 被疑者が興奮等のため勾留質問が実施できなかった場合

勾留質問調書の被疑事件に対する陳述欄に、例えば、「人定質問において氏名を述べた後、『○○○○』と大声で怒鳴ったり、机を叩いたりして粗暴な行動をとったため、勾留質問を続けることができなかった。」等と記載し、この場合であれば、人定質問欄以外は「答えず」と記載する。

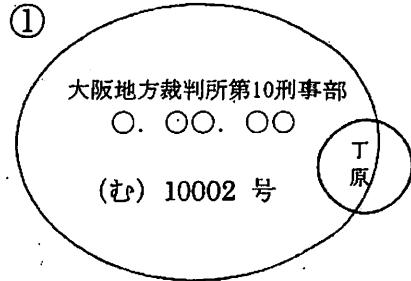
また、上記事例でいうと、告知した事項欄の「黙秘権」及び「弁護人選任権」並びに告知した被疑事件欄の「勾留請求書記載の被疑事実の要旨」の各記載は二重線で抹消した上、訂正印を押す。

なお、このような場合、通常は、裁判官において、被疑者が陳述の機会を放棄したものとして、改めて勾留質問を行うことなく、勾留するか否かの判断をすることになると思われるが、翌日以降に勾留質問を実施することも考えられる（その場合は、留置警察署長宛（留置業務管理者宛）に同行状を発付することになる。）。

VIII 勾留質問には応じてもらえそうだが、被疑者が、勾留決定や接見禁止等決定に対して拒否的反応を激しく示し、收拾がつかなくなるおそれがある場合

その場で決定内容を告知せずに手続きを終了し（法文上は決定内容を被疑者の面前で告知する必要はない。ただし、勾留に代わる観護措置の場合は面前告知が必要的である。），接見禁止等決定副本は被疑者の勾留場所宛てに郵送する。

被疑者の接見禁止について



接見禁止等請求書

③ 令和〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所

裁判官 殿

③ 大阪地方検察庁

検察官検事 小浜千

鳥
小浜

④

被疑者甲野太郎([] 収容中)に対する覚醒剤取締法違反被疑事件につき、罪証を隠滅すると疑うに相当な理由があるから、被疑者と刑事訴訟法第39条第1項に規定する者以外の者(ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。)との交通につき、下記事項に関する裁判をされたい。

記

1 接見の禁止

2 書類又は物(糧食、寝具及び衣類を除く。)の授受の禁止

令和〇年（む）第10002号

接見等禁止決定

被疑者 甲野太郎

被疑事件 覚醒剤取締法違反

上記被疑事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、公訴の提起までの間、被疑者と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。

※1

記

① 刑事訴訟法39条1項に規定する者

② 刑事（留置）施設視察委員会及びその委員 ※2

⑦ ③ 甲野一郎（父）、甲野花子（母） ※3

④ ● ● ● ● の領事官 ※4

令和〇年〇月〇〇日

大阪地方裁判所

⑥ 裁判官 乙山一郎

乙山

⑧ 即日検察庁に謄本送付済

印

※1

※2 黄色の部分の文言は、少年の場合「刑事施設（留置施設、少年鑑別所）視察委員会及びその委員」となる。

※3 赤字は裁判官の裁量で両親が除外されたときの記載例

※4 青字は外国人の場合の記載例

被疑者の接見禁止等請求

記録の引継 … 勾留状等受領書 * 事件関係送付一覧 () は使用しない

1 接見禁止等請求点検・確認事項

- ① 受付印（地裁(む)又は簡裁(る)）及びその日付が間違っていないか。
事件番号の記載、受理者の認印があるか。
- ② [REDACTED]
- ③ 請求者の所属官公署名、官職（検察官のみ）、氏名及び請求年月日の記載があるか。
請求者の認印があるか。
- ④ 被疑者及び罪名が正しく記載されているか。
- ⑤ [REDACTED]

2 勾留質問後の確認事項

- ⑥ 裁判官の記名押印があるか。
- ⑦ 決定原本と謄本の記載が同じものか（除外者の誤記や記載漏れはないか）。
- ⑧ 決定原本に「即日検察庁に謄本送付済」を記し、書記官の認印があるか。
- ⑨ 被疑者に対して、決定謄本を交付送達する。検察庁送付用の謄本のみ請求者へ渡す。
「勾留状等受領書」への受領印は不要である。
被疑者が受領拒否した場合等は、特別送達を行うので令状部へ引き継ぐ
- ⑩ 私選弁護人が選任されている場合でも、弁護人には謄本を送達していない（あくまで被疑者の場合）。

※ 決定書作成時の注意点

決定書には、成人・日本人（領事官除外を要しない外国人）、成人・外国人、少年・日本人（領事官除外を要しない外国人）、少年・外国人の4種類がある。

※ 勾留通知の際の注意点

勾留通知書に、接見（面会）が禁止され、差入れも一部制限されている旨のゴム印を押すことを忘れないこと（124頁参照）

※ 被疑者に弁護人が付いている場合の注意点

裁判所に対して弁護人選任届が提出されていない場合は、勾留通知をする際に、接見等禁止決定がされた旨も通知しておくとよい。

決定記載例① 一 被疑者（成人・日本人（領事官除外を要しない外国人））用

令和〇 年（む）第 号

接見等禁止決定

被疑者 甲野太郎

被疑事件 覚醒剤取締法違反

上記被疑事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、公訴の提起までの間、被疑者と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。

記

- ① 刑事訴訟法39条1項に規定する者
- ② 刑事（留置）施設視察委員会及びその委員

令和〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 乙山一郎

即日検察庁に副本送付済 印

決定記載例② — 被疑者（成人・外国人）用

令和 年 (む) 第 号

接見等禁止決定

被疑者 ナターシャ テスタロッサ

被疑事件 覚醒剤取締法違反

上記被疑事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、公訴の提起までの間、被疑者と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。

記

- ① 刑事訴訟法39条1項に規定する者
- ② 刑事（留置）施設視察委員会及びその委員
- ③ ●●●の領事官

令和〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 乙 一 郎

即日検察庁に謄本送付済 印

決定記載例③ 一 被疑者（少年・日本人（領事官除外を要しない外国人））用

令和 年（む）第 号

接見等禁止決定

被疑者 乙野二郎

被疑事件 覚醒剤取締法違反

上記被疑事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、家庭裁判所への送致までの間、被疑者と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。

記

- ① 刑事訴訟法39条1項に規定する者
- ② 刑事施設（留置施設、少年鑑別所）視察委員会及びその委員
- ③ ●●●●（父）、●●●●（母）

令和〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 乙山一郎

即日検察庁に副本送付済 印

決定記載例④ 一 被疑者（少年・外国人）用

令和 年（む）第 号

接見等禁止決定

被疑者 アルフレッド ゴンザレス

被疑事件 覚醒剤取締法違反

上記被疑事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、家庭裁判所への送致までの間、被疑者と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。

記

- ① 刑事訴訟法39条1項に規定する者
- ② 刑事施設（留置施設、少年鑑別所）視察委員会及びその委員
- ③ ●●●（父）、●●●（母）
- ④ ●●●の領事官

令和〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 乙 山 一 郎

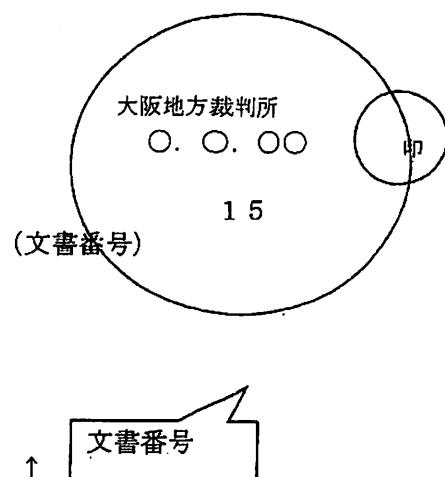
即日検察庁に副本送付済 印

被告人の接見禁止について

① 番号を記載して認印を押す

事件番号	担当部
令和〇〇(む) 第〇〇〇号	申

①



※簡裁の場合は、(る)

接見禁止等請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

② 大阪地方裁判所
裁判官 殿

③ 大阪地方検察庁
検察官 検事 天満太郎

天満

④ 被告人甲野太郎([redacted] 収容中)に対する覚醒剤取締法違反被告事件につき、罪証を隠滅すると疑うに相当な理由があるから、被告人と刑事訴訟法第39条第1項に規定する者以外の者(ただし、被告人の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及び同会員並びに被告人の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及び同会委員を除く。)との交通につき、第1回公判期日が終了するまでの間、下記事項に関する裁判をされたい。

記

- 接見の禁止
- 書類又は物(糧食、寝具及び衣類を除く。)の授受の禁止

令和 年(む) 第 号

接見等禁止決定

被告人 甲野太郎

④

被告事件 覚醒剤取締法違反

上記被告事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、令和●●年●●月●●日（第1回公判期日がこれよりも早い場合には、同期日が終了する日）までの間、被告人と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。④

記

- ① 刑事訴訟法39条1項に規定する者
- ② 刑事（留置）施設視察委員会及びその委員
- ⑦ ③ 甲野一郎（父）、甲野花子（母）
- ④ ● ● ● ● の領事官

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

⑥

裁判官

乙 山 一 郎

乙
山

⑧

即日検察庁に謄本送付済

印

※ 赤字は裁判官の裁量で両親が除外されたときの記載例

※ 青字は外国人の場合の記載例

被告人の接見禁止等請求

① 地裁

[REDACTED] (REDACTED)

② 簡裁 立件（登録・採番），記録の引継 … 刑事雑事件簿

[REDACTED] (REDACTED)

1 接見禁止等請求点検・確認事項

※ 「被告人の接見等禁止に関する留意事項」を参照

- ① 当直文書受付用の受付印（地裁又は簡裁）及びその日付が間違っていないか。事件番号の記載（地裁（符号「地」）は [REDACTED] による、簡裁（符号「る」）は刑事雑事件簿による），受理者の認印があるか。
- ② 起訴先に応じた請求先（地裁の裁判官の場合は「大阪地方」，簡裁の裁判官の場合は「大阪簡易」）のゴム印が押してあるか。
- ③ 請求者の所属する官公署名，官職（検察官のみ），氏名及び請求年月日の記載があるか。
請求者の認印があるか。
- ④ 被告人，被告事件となっているか。被告人名及び罪名が正しく記載されているか。
- ⑤ [REDACTED]

2 確認事項

- ⑥ 裁判官の所属庁，裁判官記名，押印はあるか。
- ⑦ 決定原本と謄本の記載が同じものか（除外者の誤記や記載漏れはないか）。
- ⑧ 決定謄本を即日検察庁に送付する場合は、「即日検察庁に謄本送付済」を記し，書記官の認印があるか。
- ⑨ 求令起訴の場合は，被告人に決定謄本を交付送達する。

検察庁送付用の謄本は請求者へ渡し，地裁事件については [REDACTED] 事件関係送付一覧に受領印を受け，簡裁事件については事件関係送付簿に受領印を受ける。

被告人が受領拒否した場合や起訴と同時の請求及び第1回公判前の請求については，特別送達を行うので令状部へ引き継ぐ

※ 決定書は日本人用と外国人用の2種類があるので注意すること

※ 勾留通知の際の注意点

勾留通知書に、接見（面会）が禁止され、差入れも一部制限されている旨のゴム印を押すことを忘れないこと（121頁参照）

決定記載例① 一 被告人（日本人）用

令和 年（む）第 号

接見等禁止決定

被告人 丙川三郎

被告事件 覚醒剤取締法違反

上記被告事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、令和●●年●●月●●日（第1回公判期日がこれよりも早い場合には、同期日が終了する日）までの間、被告人と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。

記

- ① 刑事訴訟法39条1項に規定する者
- ② 刑事（留置）施設視察委員会及びその委員

令和〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 乙山一郎

即日検察庁に副本送付済 印

決定記載例② 一 被告人（外国人）用

令和 年（む）第 号

接見等禁止決定

被告人 アスカ ラングレー

被告事件 覚醒剤取締法違反

上記被告事件について、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるから、検察官の請求により、令和●●年●●月●●日（第1回公判期日がこれよりも早い場合には、同期日が終了する日）までの間、被告人と下記以外の者との接見並びに書類及びその他の物（糧食、現金、公刊物、衣類、日用品及び寝具を除く。）の授受を禁止する。

記

- ① 刑事訴訟法39条1項に規定する者
- ② 刑事（留置）施設視察委員会及びその委員
- ③ ●●●の領事官

令和〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 乙山一郎

即日検察庁に副本送付済 印

被告人の接見等禁止に関する留意事項

1 起訴後（起訴と同時の場合も含む）に接見禁止等請求があった場合、管理当直員は、当直事務規程の「当直事務処理について（刑事関係）」により受け付けた上、接見禁止等請求書を令状当直員に引き継ぐ。

- 2 (1) 管理当直員から同請求書の引継を受けた令状当直員は、地裁事件については■し、簡裁事件については、簡裁から当直に引き継がれた刑事雑事件簿により立件をする。
- (2) 同請求書には管理当直員において文書受付印を押しているので、次のゴム印を同請求書の下部余白に押した上、符号（地裁(印)、簡裁(印)）、事件番号、担当部を記入し傍らに令状当直員が認印をする。

事 件 番 号	担 当 部
(む)	(印)

- (3) 起訴と同時の接見禁止等請求は、担当部を10刑と記入する。
起訴後の接見禁止等請求は、■、簡裁被告人については索引簿により、担当部を調べ、担当部等に連絡をして第1回公判前か第1回公判後かを確認する。

- 3 (1) 起訴と同時の請求及び第1回公判前の請求については、当直裁判官において処理をする。
① 大阪地裁起訴分は判事又は判事補が決定をする。
簡易裁判所判事が当直裁判官の場合は、■を参照
② 簡裁起訴分は簡裁判事又は簡裁判事の併任辞令のある地裁の裁判官が決定する。
- (2) 第1回公判後の請求については、担当部にて処理をすることになるので、担当部に処理を委ねる。
- (3) 当直裁判官が処理するもののうち、求令状起訴分については、■

4 決定書作成時の注意点

- (1) 被告人用決定書は日本人（領事官通報を要しない外国人）用と領事官通報を要する外国人用があるので注意。

決定書用紙は、■にある。パソコンを使用しない場合はこれを使用してもよい。

- (2) ■

ア 接見禁止等請求書をよく読んで、請求に対応した決定書を作成する。
特に終期の記載や禁止除外者の有無に注意する。

イ 決定書には、予め接見禁止除外者として①、②（領事官通報を要する外国人は③もあり）が記載されているが、接見禁止除外者を追加する場合は、③（要通報外国人の場合は④）を追加記載する。

例 ③ 甲野一郎（父）、甲野花子（母）と記載する。

5(1) 決定後、地裁被告人については [REDACTED]、簡裁被告人については簡裁の刑事雑事件簿に結果を記載し、検察官用、被告人用、弁護人用（選任されていなければ不要）謄本を作成する。

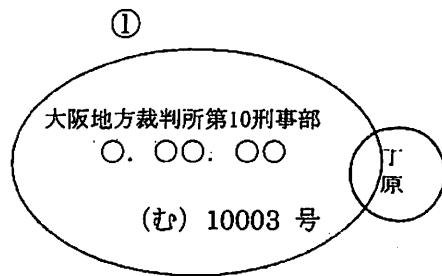
(2) 檢察庁に決定がなされた旨連絡し、検察庁担当者と資料の返還、検察官用決定謄本の送付方法を [REDACTED]、検察官用の決定謄本を検察庁にファクシミリ送信する。

原本に「即日ファクシミリ送信済み⑩」と付記する

(3) 当直時間帯に、検察官用決定謄本の送付及び資料の返還をする場合は、地裁被告人については [REDACTED] 事件関係送付一覧で、簡裁被告人については当直室備え付けの事件関係送付簿によりそれぞれ送付・返還し、決定原本に「即日検察庁へ謄本送付済み⑩」と付記する。

決定謄本送付及び資料の返還が当直時間帯終了後になる場合は、これらを次の(4)の被告人用、弁護人用の決定謄本、接見禁止等請求書・決定原本と共に、地裁被告人については令状部に、簡裁被告人については簡裁刑事公判係にそれぞれ引き継ぐ。

(4) 被告人用の決定謄本、弁護人用の決定謄本は、接見禁止等請求書及び決定原本と共に、地裁被告人については令状部に、簡裁被告人については簡裁刑事公判係にそれぞれ引き継ぐ。



勾 留 期 間 延 長 請 求 書

令和〇年〇〇月〇〇日

③ 大阪地方 裁判所
裁判官 殿

大阪地方検察庁

検察官 検事 小浜千鳥

印

② 被疑者 甲野太郎 に対する 覚醒剤取締法違反 被疑事件につき、下記のとおり勾留期間の延長を請求する。

記

- | | | | | | | |
|-------------|-------------|----------------------|----|----------|-------|--|
| 1 勾留請求の年月日 | 令和〇年〇〇月 6 日 | | | | | |
| 2 前に延長された期間 | 始期 | 令和 年 月 日 | 終期 | 令和 年 月 日 | (日間) | |
| 3 延長を求める期間 | 始期 | 令和〇年〇〇月 16 日 | | | | |
| | ⑥ 終期 | 令和〇年〇〇月 25 日 (10 日間) | | | | |
| 4 やむを得ない事由 | 別紙記載のとおり | | | | | |

勾 留 状

指揮印

被疑者	氏名	②甲 野 太 郎	延長
	年齢	昭和〇〇年〇月〇〇日生	
	住居	大阪市北区西天満4丁目1番10号	
	職業	無職	

被疑者に対する②覚醒剤取締法違反被疑事件について、同人を [REDACTED] に勾留する。

被疑事実の要旨	別紙のとおり	延長
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	次葉のとおり	
有効期間	令和〇年〇〇月〇〇日 まで	

この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

令和〇年〇月6日		
大阪地方裁判所		
裁判官 乙 山 一 郎 		
勾留請求の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	
執行した年月日時及び場所	令和〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分 大阪地方検察庁	
記名押印	[REDACTED] 司法警察員巡查部長 京都二郎 	
執行することができなかつたときはその事由		
記名押印	令和〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
勾留した年月日時及び取扱者	令和〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分 [REDACTED] 警部補 神戸三郎 	

(被疑者 甲 野 太 郎)

刑事訴訟法 60条1項各号に定める事由

下記の 2, 3 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長

<p>延長期間</p> <p>⑥ 令和〇年〇〇月 25 日まで</p> <p>理由</p> <p>⑥ 被疑者取調べ未了 共犯者取調べ未了 証拠物検討未了</p> <p>④ 令和〇年〇〇月 15 日</p> <p>④ 大阪地方裁判所 ⑥ 裁判官 大阪一郎</p>	<p>延長期間</p> <p>令和 年 月 日まで</p> <p>理由</p> <p>令和 年 月 日 裁判所 裁判官</p> <p>勾留状を検察官に交付した年月日</p> <p>④ 令和〇年〇〇月 15 日 裁判所書記官 ④ 西天満満寿美</p> <p>勾留状を被疑者に示した年月日時</p> <p>令和 年 月 日 午 時 分</p> <p>刑事施設職員</p>
--	---

(被疑者 甲 野 太 郎)

勾留期間延長請求

1 請求点検・確認事項

- ① 請求書上部に受付印（地裁む）又は簡裁（る）を押し、事件番号を記入の上、認印する。
一件数名の場合は請求書ごとに受付印を押す。
- ② 請求書、勾留状及び一件記録の被疑者名・罪名等が同じであるかを確認する。
- ③ [REDACTED]
- ④ 勾留状の次葉の「勾留期間の延長」の決定欄に、
 - ・ 「発付年月日」の日付印、
 - ・ 「発付裁判所名」のゴム印、
 - ・ 「裁判官」の記名印、
 - ・ 「勾留状を検察官に交付した年月日」欄に、日付印（発付年月日と同じ）、
 - ・ 「裁判所書記官名」の記入（又は記名印）と名下に書記官印をそれぞれ押す。
- ⑤ 上記②～④を点検の上、裁判官に提出する。

2 決定後の確認事項

- ⑥ 裁判官の認印、訂正印、延長の期間及び（延長の）理由の記載があるかを確認する。
- ⑦ [REDACTED]
- ⑧ 勾留状、請求書及び一件記録を請求者に渡して、[REDACTED] 「事件関係送付一覧」に受領印を受ける。

勾留、観護措置、接見禁止等及び勾留期間延長の各請求却下の場合の取扱いについて

1 勾留請求又は観護措置請求却下の場合

(1) 事前準備

裁判官から事前に却下の指示があった場合でも、準抗告審で却下の判断が覆る可能性があるため、勾留質問は行う。

勾留質問では、被疑者に「誓約書」を書かせることが多いので、事前に裁判官に確認し、用紙を準備しておく。

※ 「本件請求を却下する」、「必要性なし」(理由)の各ゴム印及び「誓約書」は、各 [] に備え付けてある(勾留質問前に要確認のこと。)。

(2) 勾留質問中

勾留却下の予定でも、勾留通知先は必ず調書に残す(準抗告審で判断が覆る可能性あるため)。

誓約書は、勾留質問調書の別紙として使う。具体的には、勾留質問調書の「被疑事件に対する陳述」欄に「事実はそのとおり間違ひありません。なお、別紙誓約書記載のとおり。」などと記入した上で、誓約書(左上に「別紙」との記載あり)を、勾留質問調書にステープラーで留め、書記官が認印で契印をする。(誓約書には「被疑者用」と「被告人用」があるので、取り間違えないように。)

誓約書にも被疑者に署名・指印させる。

(3) 勾留質問後(被疑者退室後)

勾留請求書1枚目の余白に却下のゴム印を押す。地裁と簡裁のゴム印があるので、注意する。

「本件請求を却下する。

理由

令和 年 月 日

大阪地方〔簡易〕裁判所 ←「地方」と「簡易」を間違えないこと!

裁判官 ● ● ● ● 印 裁判官の署(記)名・押印が必要!

日付、理由欄の記入及び署(記)名・押印は、いずれも裁判官が行う。

ただし、[]

※ 却下理由は、[] (ゴム印あり。)。

裁判官が却下理由を「別紙のとおり」と記入した上で、勾留請求書に別紙を付して理由を記載する場合は、請求書全部及び理由の別紙までの各葉間にすべて裁判官の契印が押されていることを確認する。勾留は認めないが、観護措置は認める場合は、勾留請求書余白に上記の「本件請求を却下する」のゴム印を押し、理由欄に「少年法48条1項所定のやむを得ない場合に該当しない」と記載し、裁判官の署(記)名、押印する。なお、観護措置の却下の場合は、「[]」となる。

(4) 発付担当者の事務

勾留請求書は、勾留関係の書類（弁護人から勾留に対する意見書などの書面の提出があれば、それらの書面も含む。）と共に、捜査員に交付するので、却下の裁判の記載がある勾留請求書の1枚目のコピーを取って（却下理由が別紙の場合は別紙のコピーも取る）、書記官作成の勾留関係の手控えに綴じておく。

2 接見禁止等請求却下の場合

(1) 事前準備

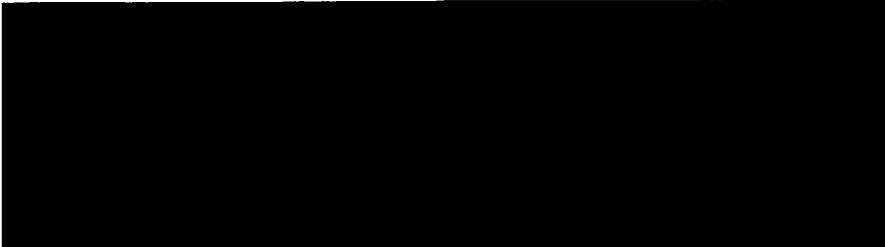
「本件請求を却下する 令和 年 月 日、大阪地方〔簡易〕裁判所、裁判官」、「刑訴法81条所定の相当な理由なし」の各ゴム印は、各 [REDACTED] に備え付けてある（勾留質問前に要確認）。

(2) 勾留質問後（被疑者退室後）

接見禁止等請求書の1枚目の余白部分に却下のゴム印を押す（勾留請求却下のときに使用するゴム印を使用する。地裁と簡裁を間違えない。）。

日付、理由欄の各記入及び署（記）名・押印は、いずれも裁判官が行う。

ただし、[REDACTED]



裁判官が、却下理由を「別紙のとおり」と記入した上で、接見禁止等請求書に別紙を付して理由を記載する場合は、請求書全部及び理由の別紙までの各葉間にすべて裁判官の契印が押されていることを確認する。

(3) 発付担当者の事務

① 被疑者の場合

請求却下の場合、接見禁止等請求書は、勾留状などと一緒に捜査員に交付するので、却下の裁判の記載がある接見禁止等請求書の1枚目のコピーを取って（却下理由が別紙の場合は、別紙のコピーも取る）、書記官作成の勾留関係の手控えに綴じておく。

接見禁止請求を認めた場合と異なり、却下の場合は、裁判所には、接見等禁止関係の書類は残らない。

② 被告人の場合

却下決定が記載された接見禁止等請求書は、裁判所で保管する。

検察庁に対しては、却下決定謄本を作成し、これを送付する。

謄本は、却下決定が記載されている請求書全部をコピーし、謄本認証をする。

契印を忘れない。

謄本送付後は、接見禁止等請求書の1枚目の余白に「即日検察庁に謄本送付済」と

記載し、書記官の認印を押す。

却下の場合は、被告人及び弁護人への通知は不要。

3 勾留期間延長請求却下の場合

(1) 勾留期間延長請求却下の決定書の作成

勾留延長請求書の1枚目の余白部分に却下のゴム印を押す。

勾留請求却下のときに使用するゴム印を使用する。地裁と簡裁を間違えない。

日付、理由欄の各記入及び署（記）名・押印は、いずれも裁判官が行う。

ただし、

裁判官が勾留延長請求書に別紙を付して理由を記載する場合は、請求書全部及び理由の別紙までの各葉間にすべて裁判官の契印が押されていることを確認する。

(2) 勾留状の手入れ

勾留状の2枚目の「勾留期間の延長」の決定欄及び「勾留状を検察官に交付した年月日」欄は

この年月日、発付裁判所名、裁判官名、裁判所書記官名、（計6か所）をそれぞれ削除する。

なお、削除に使用する印は、書記官印（官印）である。

令状当直実施要領（保釈）

保釈請求書受理

事務当直で受理

(公訴提起を受けた裁判所で受理)

立件

第1回公判期日前か後かを確認

地裁「(む)」簡裁「(る)」

(簡)事件簿に登載

(第1回公判期日前なら係属部から記録を借りて判断することあり、後なら求意見のみで、あとは係属部で処理する。)

求意見

検察庁へ

意見書送付

検察庁から、第1回公判期日前の事件については参考記録も併せて送付がある。

面談

(請求者の希望の有無を確認のこと)

決 定

却下

許可

決定書作成

原本及び謄本を作成(

)

告知

告知

告知の方法

対検察官：謄本送達（検察庁にFAX送信、後日、令状部にて送達）

対請求者：謄本送達（交付送達など）

対被告人：謄本送達（後日、令状部で送達）

〔保管金提出書作成〕

保証金納付

〔保釈保証金納付通知書作成〕

納付通知

直ちに保釈保証金納付通知書を検察庁へFAX送信する。この通知をしないと釈放されない。

¹第1 保釈請求書の受付

1 受理

保釈請求書（別紙1）の受付は、[REDACTED]の事務当直で受理する。

規則上は口頭でも請求できるが、事実上、行われていない。

* 受付の際、請求者（弁護人の場合）の電話番号、面談希望の有無等を確認するよう、令状当直員はその旨を事前に事務当直員（管理当直員）に伝えておく。また、令状当直員において保釈請求書の立件前の点検が終わるまで、請求書を持参した者に待ってもらうよう事務当直員（管理当直員）に伝えておく。

* 令状当直員が事務当直員から引継ぎ（当直用の受付文書授受簿による）を受けたときは、まず受理印及び認印があることを確認し、次に保釈請求書を閲読し、誤記等があれば補正を促す。郵送等により補正を促すことができないとき、又は補正に応じないときは、付箋をつける等の方法で明らかにしておく。

2 注意事項（保釈請求権者（法88I）の確認）

被告人又は弁護人以外の者から請求があった場合には、請求権者であることの疎明資料（戸籍謄（抄）本、住民票写し外国人登録証等）

¹ 保釈とは、一定の保証（保証金・有価証券・保証書）の納付を条件に、勾留の執行を停止し、被告人の拘禁を解く裁判及びその執行をいう。

保釈には、請求による保釈と職権による保釈がある。保釈は、勾留の理由及び必要が消滅していないのに、その執行を停止するものであるから、主に被告人側の請求によってすることになると思われる（刑事訴訟法88条1項、89条本文）。このように被告人側の請求によってされる保釈を、請求による保釈という。一方、補充的ではあるが、職権によっても保釈を許すことができる（刑事訴訟法90条）。なお、刑事訴訟法91条の場合は、請求又は職権による。

職権による保釈には、刑事訴訟法90条の場合と91条の場合があり、前者を裁量保釈、後者を義務的保釈ともいう。

また、保釈には、必要的保釈（権利保釈）と任意的保釈（裁量保釈）とがある。前者の場合、保釈請求権者の適法な保釈請求があれば、裁判所は必ず許可しなければならず、後者の場合、裁判所が許可・不許可を自由意思によって決めることができる。

の提出が必要である。これらの疎明資料が提出された場合には添付書類として扱い、提示にとどまるときにはその写しを取っておく。

なお、弁護人であっても、それが基本事件の弁護人であり、追起訴事件がまだ基本事件に併合されていないときは、弁護人選任の効力は追起訴事件にまでは及ばない。そこで、さらに追起訴事件についても勾留されているときには、追起訴事件についても弁護人選任届が必要となる。

第2 雜事件の立件

1 立件

地裁（符号「（む）」）、簡裁（符号「（る）」）の区別を明らかにして、次の帳簿等に必要事項を記載等し、保釈請求書の下部余白にゴム印（別紙1の②）を押し、番号を記載して認印を押す。

※ 地裁（符号「（む）」） [REDACTED] 簡裁（符号「（る）」）

刑事雑事件簿

2 決定の主体

(1) 第1回公判期日（被告事件に対する陳述がなされたか否か）前の場合

当直裁判官が決定する。

裁判所名は、公訴提起を受けた裁判所名（「大阪地方裁判所」又は「大阪簡易裁判所」）で行う。

(2) 第1回公判期日後の場合

地裁、簡裁いずれも受訴裁判所（係属部の係）が決定する。この場合には、受訴裁判所の主任書記官等に連絡をとって事後の措置をゆだねる。

※ 現実に被告事件に対する陳述がなされていなくても、陳述の機会が与えられた場合には、第1回公判期日が終了したことになるので、注意する必要がある。

※ 本案事件については、索引簿又は [] 担当部を確認する。

※ 第1回公判期日前か第1回公判期日後か係属部へ電話して確認する（係属部へ連絡して誰も出ない場合は、[] を見て係属部の主任へ連絡する）。

第1回公判期日後であれば、係属部へ事務を引き継ぐ。

第1回公判期日前であれば、当直で処理することになるので係属部から記録を借りてくる。

(3) なお、勾留中の基本事件は第1回公判後で、勾留中の追起訴事件が第1回公判前のときには、決定は、受訴裁判所（係属部）と当直裁判官とが各別にすることになる。

3 検察官への求意見（法92Ⅰ）

(1) 保釈請求書の余白に求意見のゴム印を押す（別紙1の①）。「裁判所書記官」の後に認印を押す。

保釈請求書（求意見書）は検察庁の宿直室にFAX送信する。

検察庁にFAX送信後、確認の電話を入れ、その際に検察官からの意見書、参考記録の送付予定日時を確認する。

請求書に「検察庁へFAX送信済」のゴム印を押し、送信時刻を記載して認印を押す（別紙1の③）。

(2) 意見書（別紙2）の送付が参考記録とともにあれば、意見書に受付印を押した上で参考記録とともに当直裁判官に提出する。

この段階で、必要に応じて請求者に電話等をし、面談の日時等の打ち合わせをする。

※ 第1回公判期日後の場合も、検察官に対して求意見だけはしておく。

第3 決定

1 許可決定

(1) 準備

地裁、簡裁各別の保釈保証金受入の担当者に対して、保釈保証金の納付があるかもしれない旨の連絡をする。

地裁の担当者は、「休日の保管金（保釈保証金）受入事務の当番表」に記載のとおりである。

簡裁の担当者は、「休日の保管金受入事務について」に記載のとおりである。

※ 平日の宿直時間帯の保釈保証金の受入については、当該保釈請求事件の関係で会計担当者が待機している場合を除き、管理当直員に引き継ぐ。

(2) 決定書（別紙3の①）の作成

ア 原本（1通）及び謄本（検察官、弁護人等の請求者及び被告人用）を作成する（[REDACTED]）。

イ 事件番号

a 配てん前の事件は、地裁の事件では「（む）」の、簡裁の事件では「（る）」の雑事件番号を記載する。

b 部（係）に配てん後の事件は、地裁の事件では「（わ）」の、簡裁の事件では「（ろ）」の事件番号を記載する。

ウ 事件名

勾留状の被疑事実と同一性を有する公訴事実の罪名を記載するが、この罪名と勾留罪名が異なるときは、括弧書きで勾留罪名も記載する（※1）。

同一罪名の公訴事実が複数あり、その内の一一部のみが勾留の事実となるときは、括弧書きで事実を特定する（※2）。

※1 窃盗（勾留罪名：住居侵入、窃盗）

傷害致死、死体遺棄（勾留罪名：殺人、死体遺棄）

窃盗、暴行（勾留罪名：強盗）

※2 窃盗（令和〇年〇月〇日付け起訴状記載の公訴事実第2）

なお、決定書に記載すべき事件名については、「書協会報92号、勾留更新決定書の罪名の記載についての具体的考察」を参照。

エ 保釈金の納付は原則として被告人または請求者でないとできないので、決定書には、必ず請求者の氏名を記載する（例・弁護人〇〇〇〇から保釈の請求があったので…）。

オ 保釈決定の文例集〔非典型例〕（別紙3の②）

※ 外国人に海外渡航を禁止する旨の条件を付して保釈を許可した場合、出国確認留保通知依頼書を検察官に送付しなければならないときがある（████████の外国人（要通訳）

事件処理マニュアル」、「刑事部主任書記官決議録」参照）

(3) 保釈請求者に許可になった旨の連絡をし、保釈保証金の納付時期について打ち合わせをする。

即日納付であれば、上記(1)の担当者に連絡をする。

※ 上記(1)の担当者が登庁できる時間を確認し、保釈請求者に対して、裁判所が受入手続可能な時間を伝える。

(4) 保管金提出書（別紙5）を作成する（別紙4参照）。

なお、主任書記官印は後日押印するので空けておく。

(5) 納付があれば、すみやかに保釈保証金納付通知書（別紙6）を、検察庁の宿直室にFAX送信する。

この通知がなければ釈放されない（通知は絶対に失念しないこと！）ので、必ず検察庁に届いているか電話確認すること。

(6) 告知

ア 決定謄本を送達する方法によって行う。

イ 検察官に対する謄本の送達は、地裁分は [REDACTED]

[REDACTED] 事件関係送付一覧、簡裁分は事件関係送付簿により検察庁に謄本を送付して行い、決定原本に「即日検察庁に謄本送付済」又は「令和 年 月 日検察庁に謄本送付済」のゴム印を押して認印を押す。

※ 検察官への告知について

決定謄本を即日FAX送信した上で、後日令状部において謄本を送付するが、検察庁からすぐに謄本が欲しいという希望があれば、取りに来るよう伝え、地裁分は [REDACTED]

[REDACTED] 事件関係送付一覧、簡裁分は事件関係送付簿により送付する。

ウ 被告人に対する謄本の送達は、翌日あるいは休日明けに令状部が行うので、制限住居宛てに特別送達が可能な状態で引き継ぐ。

エ 弁護人等の請求者に対する謄本の送達は、保管金提出書（別紙5）を交付する際に交付送達する。即日同謄本の交付送達ができないときは、封筒を作成し、送達可能な状態で令状部に引き継ぐ。

※ 複数の弁護人が請求している場合の同謄本の送達

- ・ 主任弁護人が指定されていないとき
弁護人全員に、それぞれ謄本を送達する。
- ・ 主任弁護人が指定されているとき
主任弁護人にのみ、謄本1通を送達する。

(7) 地裁分は [REDACTED], 簡裁分は刑事雑事件簿に裁判結果を記載等する。

2 却下決定

決定書（別紙3の③）の作成、告知及び [REDACTED]への裁判結果記載については、いずれも上記1(2)(6)(7)と同じである。

なお、非典型的な保釈却下決定について、別紙3の②参照。

令和〇〇年（わ）第〇〇〇号

(別紙1の③)

即日 時 分
検察庁へFAX送信済み ④

保釈請求書

事件名

被告人

上記被告事件について、下記事由により保釈を許可されたく請求します。

令和 年 月 日

記

(文書番号) →

大阪地方裁判所
当直受付
〇.〇.〇
〇時〇分
第〇号

丁原

請求人 _____

住 所 _____

被告人との続柄 _____ 電話番号 _____

大阪地方裁判所 御中

(別紙1の②)

事件番号	担当部
令和 年 (む) 第 号	印

番号を記載して認印を押す。

(別紙1の④)

身柄引受書

事件名

被告人

上記被告事件について、この度保釈が許可され、身柄が釈放になりました
うえは、私において全責任をもち、逃亡等をさせないことはもちろん、今後、
いつでも召喚に応じ出頭させます。

令和 年 月 日

身柄引受人 _____ 印

住 所 _____

被告人との続柄 _____ 電話番号 _____

大阪地方裁判所 裁判官 殿

(別紙2)

意見書

罪名

被 告 人

上記被告人に対する保釈許可は以下の事由により（相当・しかるべき・不相当）
と思料する。

事由

1

2

令和 年 月 日

大阪地方検察庁

検察官 検事

大阪地方裁判所 裁判官 殿

(別紙3の①)

令和〇〇年(わ)第〇〇〇号

保釈許可決定

被告人 天満 太郎

昭和43年10月19日生

被告人に対する住居侵入、窃盗（勾留罪名；窃盗）被告事件について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁護人山本二郎から保釈の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

被告人の保釈を許可する。

保証金額は金200万円とする。

釈放後は、下記の指定条件を誠実に守らなければならない。これに違反したときは、保釈を取り消され、保証金も没取されることがある。

指定条件

- 1 被告人は大阪市北区曾根崎北新地1丁目1番1号に居住しなければならない。住居を変更する必要ができたときは、書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- 2 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があれば、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。）。
- 3 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 海外旅行又は3日以上の旅行をする場合には、前もって、裁判所に申し出て、許可を受けなければならない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 大 阪 一 郎 ㊞

即日検察庁に副本送付済 ㊞

(別紙3の②)

保釈決定の文例集 [非典型例]

☆主文

【代用許可（保証書／全額）】

□ 上記保証金については（全国弁護士協同組合連合会、弁護人等）の保証書を以て保証金に代えることを許可する。

【代用許可（保証書／一部）】

□ 上記保証金の内、金〇〇万円については（全国弁護士協同組合連合会、弁護人等）の保証書を以て保証金に代えることを許可する。

【代納許可】

□ 上記保証金については、〇〇〇〇が納付することを許可する。

☆理由

【保釈却下（91条）】

□ 弁護人の主張する事情を十分に踏まえても、現時点において、既に被告人の勾留による拘禁が不当に長くなつたとまでは認められない。

また、被告人は下記〇、〇に該当し、かつ、裁量で保釈の許可をするのは適当と認められない。

□ 被告人の勾留による拘禁が不当に長くなつたとは認められない。

また、被告人は下記〇、〇に該当し、かつ、裁量で保釈の許可をするのは適当と認められない。

☆指定条件

【接触禁止】

□ 〇〇〇〇とは、（弁護人を介する場合を除いて、）面会、電話、文書、電子メールその他いかなる方法によるとを問わず、一切接触してはならない。

- ただし、〇〇〇〇及び〇〇〇〇と被告人が就業中に業務に必要な会話をすることは除く。
- ただし、〇〇〇〇については、本件に関しない会話をすることは除く。
- ただし、謝罪のため、弁護人立会のもと、〇〇〇〇に面談する場合を除く。
- 〇〇〇〇とは、弁護人を介する場合又は△△家庭裁判所令和 年(家イ)第 号夫婦関係調整調停に関して調停裁判所を介する場合を除いて・・・一切接触してはならない。
- 裁判員、補充裁判員又は選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他 の方法により接触してはならない。

【立入禁止】

- (裁判所の許可なく) ◆◆◆◆に立ち入ってはならない。
- (裁判所の許可なく) ◆◆◆◆の半径▲▲▲メートル以内に立ち入ってはならない。
- (裁判所の許可なく) ◆◆◆◆から出てはならない。
- ただし、公判期日に出頭し又は弁護人と面談するために立ち入る場合を除く。
- ただし、弁護人が同行する場合を除く。

(※上記◆◆◆◆の例)

- ・◆◆県内
- ・◆◆市◆◆町◆-◆-◆に所在する◆◆◆◆ (建物名)
- ・◆◆市◆◆町◆-◆-◆に所在する◆◆◆◆ (建物名) の敷地内

【列車利用制限等】

- J R ◆◆線 (◆◆駅から◆◆駅までの間) における列車への乗車及び

各駅構内への立入りを禁止する。

- 阪急◆◆線◆◆駅での列車への乗降を禁止する。
- 公判期間中、〇〇電鉄〇〇線〇〇駅を午前〇時から午前〇時までの間に発車する〇〇方面行きの電車に乗車してはならない。

【海外渡航禁止】

- 海外渡航は禁止する。
(被告人が外国人の場合に指定することが多い。この場合、出国確認留保通知依頼書を検察官に送付しなければならないときがある ([] [] の「外国人(要通訳)事件処理マニュアル」, 「刑事部主任書記官決議録」参照, 用紙あり。)

(別紙3の③)

令和〇〇年(わ)第〇〇〇号

保釈請求却下決定

被告人 天満 太郎

昭和43年10月19日生

被告人に対する住居侵入、窃盗（勾留罪名；窃盗）被告事件について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁護人山本二郎から保釈の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

本件保釈の請求を却下する。

理 由

被告人は下記4、5に該当し、かつ、諸般の事情に照らして保釈の許可をするのは適当と認められない。

記

- 1 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 2 前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある。
- 3 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 4 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 5 被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある。
- 6 氏名又は住居が分からぬ。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 大 阪 一 郎 (印)

即日検察庁に副本送付済 (印)

勤務時間外の保管金納付指示について

[REDACTED]
[REDACTED] ので、納付指示（保管金提出書作成）する場合には、次に記載する要領に従ってください。

納付指示については、[REDACTED] あらかじめ用意された「休日用保管金提出書」（別紙5）の管理番号の若い番号から使用し、必要事項を記載して提出者に交付してください。その際に、写しを保管しておいてください。

その写しは、休日あけに令状部に引継ぎます。

（休日あけに第10刑事部が、上記により作成された「休日用保管金提出書」の写しに基づき、[REDACTED]
[REDACTED] ）

(別紙5)

保管金提出書 (兼還付請求書)								管理番号 受入年月日	第ヤー〇〇〇号 令和〇年〇月〇日				
種目	保証金	主任書記官印			係書記官	〇〇〇〇印							
事件番号	令和〇〇年(わ)第〇〇〇号								被告人	天満 太郎			
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	0	
※提出年月日	令和 年 月 日												
※ 提出者	住所	〒 -											
	電話	()											
	フリガナ												
	氏名	印											
<※還付金の振込先>													
※振込先 金融機関名	銀行 金庫 組合 店												
※口座番号													
※預金種別	普通・当座・別段・通知												
※ 口 座 名 義 人	住所	〒 -											
	フリガナ												
	氏名												

(別紙6)

令和〇〇年(わ)第〇〇〇号

保釈保証金納付通知書

被 告 人 天 满 太 郎

上記被告人に対する住居侵入、窃盜（勾留罪名；窃盜）被告事件について令和〇〇年〇〇月〇〇日付け保釈許可決定に基づく保釈保証金200万円（内保証書金△△万円）は本日納付されたので通知します。（通し番号 令和〇〇年〇〇号）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

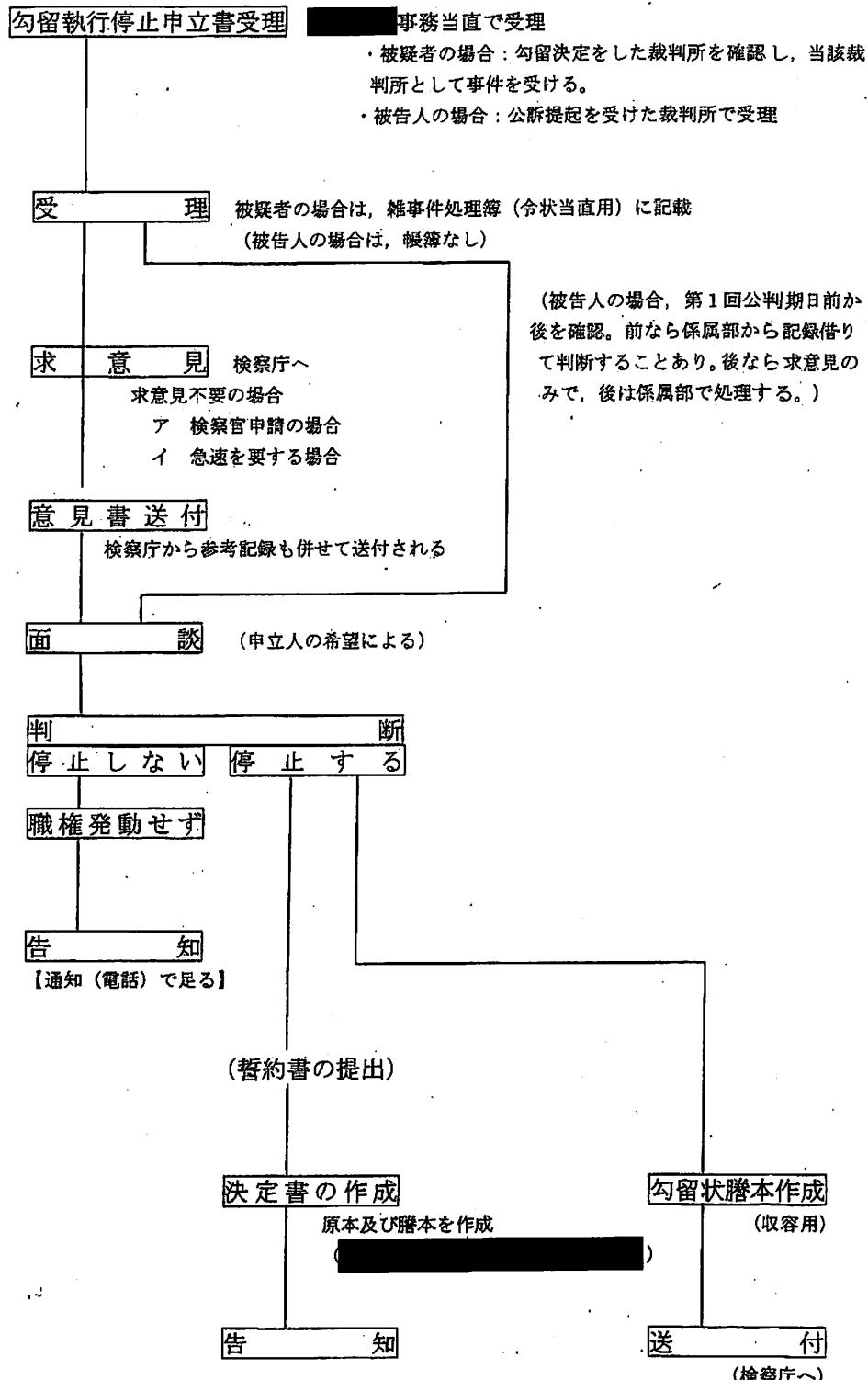
大阪地方裁判所

裁判所書記官 中 村 三 郎 (官印)

大阪地方検察庁検察官 殿

※ 通し番号は、出納第1課担当者から納付の連絡を受けた際に、聞き取って記入する。

令状当直実施要領（勾留執行停止）



* 対検察官

謄本送達（検察庁に事件関係送付簿を用いて謄本を送付）

* 対申立人

謄本送達（即日交付送達あるいは後日令状部が送達）

* 対被告人（対被疑者）

謄本送達（後日令状部で送達）

第1 勾留執行停止申立書（以下、「申立書」という。）の受理

申立人が申立書を持ってきた際、被疑者段階の事件か起訴後の事件かを確認する。

①起訴後の事件であれば、地裁は []、簡裁は索引簿で担当部を、②被疑者段階の場合は、[]で勾留決定をした裁判所を、それぞれ確認し、当該裁判所として事件を受け付ける。

* 受付の際、申立人（弁護人の場合）の電話番号、面談希望の有無等を確認するよう、令状当直員はその旨を事前に事務当直員（管理当直員）に伝えておく。また、令状当直員において申立書の点検が終わるまで、申立書を持参した者に待ってもらうよう伝えておく。

※ 被疑者または被告人等の病気を理由とする場合など、急を要する場合があるので、注意を要する。令状当直員が事務当直員から引継ぎ（当直用の受付文書授受簿による）を受けたときは、まず受理印及び認印があることを確認し、次に申立書を閲読し、誤記等があれば補正を促す。郵送等により補正を促すことができないとき、又は補正に応じないときは、付箋をつける等の方法で明らかにしておく。

第2 上訴申立書等記録簿（令状当直用）への登載（ただし、「被疑者」の場合）

1 申立書の下部余白にゴム印（別紙1の③）を押し、（記）番号を記載して認印を押す。

² 勾留の執行停止とは、勾留の裁判そのものの効力は消滅させないで、その執行力のみを停止させて被告人又は被疑者を釈放することである。勾留の効力を消滅させない点で、保釈とその本質を同じくするが、保釈が、保証金の納付を条件として勾留の執行を停止するのに対して、それを条件としない点及び被疑者にも認められている点で、勾留の執行停止は保釈と異なる。

裁判所は適当と認めるとき、決定で、勾留されている被告人（被疑者）を親族、保護団体その他の者に委託し、又は、被告人（被疑者）の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる（刑事訴訟法95条）。

そのほかに、当然に勾留の執行が停止される場合（刑事訴訟法167条の2）もある。

2 判断する部署

(1) 被疑事件

当直裁判官が判断する。

第1の受理裁判所名（被疑者段階一勾留状を発付した裁判所
起訴後一公訴提起を受けた裁判所）で決定を行う。

(2) 被告事件

ア 第1回公判期日（被告事件に対する陳述がなされたか否か）前
の場合

当直裁判官が決定する。

裁判所名は、公訴提起を受けた裁判所名（「大阪地方裁判所」
又は「大阪簡易裁判所」）で行う。

イ 第1回公判期日後の場合

地裁、簡裁いずれも受訴裁判所（係属部の係）が決定する。

この場合には、受訴裁判所の主任書記官等に連絡をとって事後の
措置をゆだねる。

※ 現実に被告事件に対する陳述がなされていなくても、陳述の
機会が与えられた場合には、第1回公判期日が終了したことに
なるので、注意する必要がある。

※ 本案事件については、地裁は [REDACTED]、簡裁は索引簿で
担当部を確認する。

※ 第1回公判期日前か第1回公判期日後か係属部へ電話して確
認する（係属部へ連絡して誰も出ない場合は、[REDACTED]
[REDACTED]を見て係属部の主任へ連絡する）。

第1回公判期日後であれば、係属部へ事務を引き継ぐ。

第1回公判期日前であれば、当直で処理することになるので
係属部から記録を借りてくる。

(3) なお、勾留中の基本事件は第1回公判期日後で、勾留中の追起訴事件が第1回公判期日前（被疑者段階の場合を含む。）のときには、判断は、受訴裁判所（係属部）と当直裁判官とが各別にすることになる。

3 検察官への求意見（規88）

- (1) 申立書の余白に求意見のゴム印を押す（別紙1の①）。
- ・ 「裁判所書記官」の後に認印を押す。
 - ・ 申立書（求意見書）は検察庁の宿直室にFAX送信する。
 - ・ 検察庁にFAX送信後、確認の電話を入れ、その際に検察官からの意見書、参考記録の送付予定日時を確認する。
 - ・ 申立書に「検察庁へFAX送信済」のゴム印を押し、送信時刻を記載して認印を押す（別紙1の④）。

- (2) 意見書（別紙2の①）の送付が参考記録とともにあれば、意見書に受付印を押した上で参考記録とともに当直裁判官に提出する。
この段階で、必要に応じて申立人に電話等をし、面談の日時等の打ち合わせをする。

※ 第1回公判期日後の場合も、検察官に対して求意見だけはしておく。

第3 判断

1 執行停止をする場合

- (1) 決定書（別紙3）の作成

ア 原本（1通）及び謄本（検察官、弁護人等の申立人及び被告人

(被疑者)用)を作成する()。

イ 事件番号

起訴後の場合は、「(わ)」又は「(ろ)」の事件番号を記載する。

被疑者の事件は、事件番号は「上訴申立書等記録簿」の(記)

番号を記載する。

ウ 事件名

被疑者の場合には、勾留状の被疑事実の罪名を記載する。

被告人の場合には、勾留状の被疑事実と同一性を有する公訴事実の罪名を記載するが、この罪名と勾留罪名が異なるときは、括弧書きで勾留罪名も記載する(※1)。

同一罪名の公訴事実が複数あり、その内の一部のみが勾留の事実となるときは、括弧書きで事実を特定する(※2)。

※1 窃盗(勾留罪名:住居侵入, 窃盗)

傷害致死, 死体遺棄(勾留罪名:殺人, 死体遺棄)

窃盗, 暴行(勾留罪名:強盗)

※2 窃盗(令和〇年〇月〇日付け起訴状記載の公訴事実第2)

なお、決定書に記載すべき事件名については、「書協会報92号、勾留更新決定書の罪名の記載についての具体的考察」を参照。

エ 満了時刻

この時刻を定めないと勾留執行停止期間の満了時刻は午前零時になるため、収容に要する時間を考慮して定める。

(2) 誓約書の提出

被告人(被疑者)を親族等に委託して勾留執行停止をする場合は、これらの者から誓約書(別紙2の②)を提出させる。

誓約書の提出があった場合には、次の事務を処理する。

ア 誓約書の要件（いつでも召喚に応じ被告人（被疑者）を出頭させる旨）の記載があることを確認する。

イ 誓約書に受付印を押す。

ウ 裁判官に提出して認印を受ける。

エ 誓約書は勾留執行停止原本とともに保管する。

(3) 勾留状謄本の作成（法98Ⅰ）

収容のために必要となるので作成する。

(4) 告知

ア 謄本を送達する方法によって行う。

イ 檢察官に対する送達は、検察庁に電話連絡した上で決める。

地裁、簡裁いずれの場合でもそれぞれの「事件関係送付簿」を用いて記録と決定謄本と勾留状謄本を渡す。

決定書原本に「即日検察庁に謄本送付済」又は「令和 年 月 日検察庁に謄本送付済」のゴム印を押して認印を押す。

ウ 被告人（被疑者）に対する送達は、翌日あるいは休日明けに令状部が行うので、封筒を作成し、送達可能な状態で引き継ぐ。

エ 申立人に対する送達も、送達可能な状態で引き継ぐ。近隣の弁護人に対しては交付送達の方法がある。

※ 複数の弁護人が申し立てている場合の謄本の送達

・ 主任弁護人が指定されていないとき

弁護人全員に、それぞれ謄本を送達する。

・ 主任弁護人が指定されているとき

主任弁護人にのみ、謄本1通を送達する。

2 執行停止をしない場合

(1) 申立書の余白に「職権発動せず 令和 年 月 日 大阪地方(簡易)裁判所 裁判官 記名」のゴム印(別紙1の②)を押し、裁判官の押印を受ける。

(2) 告知

申立人及び検察官に通知(電話)し、その旨を申立書の余白に付記する(別紙1の②)。謄本送達の必要はない。

その上で、検察庁には、職権発動しない旨の記載があるページをFAX送信する。

(別紙 1)

(別紙 1 の①)

求意見
裁判官(長)の命により意見を求める。
大阪地方裁判所
裁判所書記官
上記意見
大阪地方検察庁
検察官

(別紙 1 の④)

即日 ○時 ○分
検察庁へ FAX 送信済み

認
—

勾留執行停止申立書

大阪地方裁判所
当直受付
○.○.○
○時○分
第○号

文書番号

(罪名) ○ ○

被告人(被疑者) 天 满 太 郎

上記被告人(被疑者)は、頭書被告(被疑)事件につき、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け
大阪地方裁判所裁判官大阪一郎の発した勾留状により勾留中のところ、下記事由により、
令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分まで勾留執行を停止されたく申し立てます。

記

1 事由

令和〇〇年〇〇月〇〇日

弁護人 山 本 二 郎 山

大阪地方裁判所 御中

添付書類

1
2

(別紙 1 の②)

職権發動せず
令和〇〇年〇〇月〇〇日
大阪地方裁判所
裁判官 大阪一郎 大
令和〇〇年〇〇月〇〇日申立人及び検察官に通知済

(別紙 1 の③)

事件番号	担当部
令和 年(記) 第 号	認 —

番号を記載して認印を押す。

(別紙2の①)

意 見 書

罪 名

被 告 人 (被 疑 者)

上記被告人 (被 疑 者) に対する勾留執行停止は以下の事由により (相当・しかるべき・不相当) と思料する。

事 由

1

2

令和 年 月 日

大阪地方検察庁

検察官 検事

大阪地方裁判所 裁判官 殿

(別紙2の②)

誓 約 書 (身柄引受書)

罪 名

被 告 人 (被疑者)

この度、貴裁判所において勾留の執行を停止していただいた折には、貴府から呼び出しがあったときは、必ず何時でも召喚に応じて出頭させることを誓約いたします。

令和 年 月 日

受託者氏名 印

大阪地方裁判所 御中

令和〇〇年(〇)第〇〇〇〇号

勾留執行停止決定

被疑者／被告人 ○ ○ ○ ○
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

被疑者／被告人に対する〇〇〇被疑／被告事件について、令和〇〇年〇〇月〇〇日弁護人〇〇〇〇から勾留執行停止の申立てがあったので、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

被疑者／被告人に対する勾留の執行を、令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分から令和〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分まで停止する。

上記勾留執行停止期間中、被告人を、〇〇に委託する。(※委託の場合)

被疑者／被告人は、勾留執行停止の期間中、下記の指定条件を誠実に守らなければならない。これに違反したときは、勾留の執行停止を取り消されることがある。

指 定 条 件

- 1 被疑者／被告人は、〇〇〇〇〇〇に所在しなければならない。
所在場所から外出し又は外泊し、あるいは所在場所を変更する必要ができたときは、書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- 2 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない(出頭できない正当な理由があれば、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。)。
- 3 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え、若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしてはならない。

(以下選択条項)

(経路制限)

- 5 被疑者／被告人は〇〇〇〇(被疑者／被告人の勾留場所)から第1項の所在場所までの往復経路及び同所在場所以外の場所へ立ち入ってはならない。

(接触禁止)

- 6 被疑者／被告人は、弁護人を介する場合を除いて、面会、電話、文書、電子メールその他いかなる方法によるとを問わず、本件事件関係者と一切接触してはならない。

(弁護人等による出頭確保)

- 7 被疑者／被告人は、弁護人B(親族の場合もあり)の付添のもとに行動し、同人がするが~~する~~被告人に上記1ないし〇の指定条件を守らせるための指示に従わなければならない。

(捜査機関による出頭確保)

- 8 被疑者／被告人は、警察官や検察事務官が被疑者／被告人に同行することを受忍し、これらの者がする被告人に上記1ないし〇の指定条件を守らせるための指示に従わなければならない。

(押送)

- 9 被疑者／被告人は、被疑者／被告人の勾留場所から第1項の所在場所までの往復に際し、検察官又はその指定する者に押送を依頼しなければならない。

[裁判員裁判対象事件において選任手続以降に判断する場合]

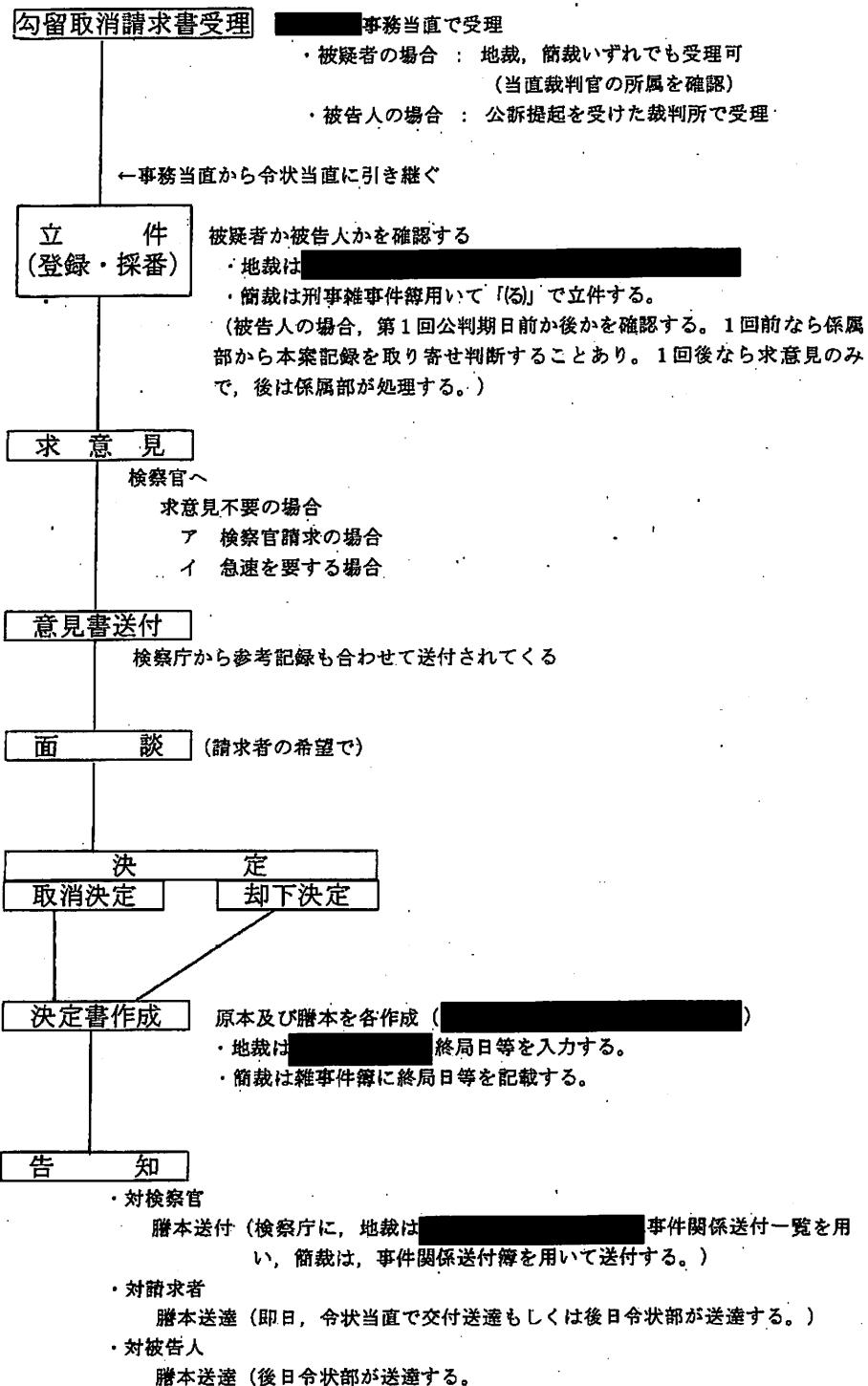
10. 裁判員、補充裁判員又は選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触してはならない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○

令状当直実施要領（勾留取消）



³第1 勾留取消請求書（以下、「請求書」という。）の受付

1 受理

請求書（別紙1）の受付は、[]の事務当直で受理する。規則上は口頭でも請求できるが、事実上、行われていない。

申立人が申立書を持ってきた際、被疑者段階の事件か起訴後の事件かを確認する。

①起訴後の事件であれば、地裁は[]、簡裁は索引簿で担当部を、②被疑者段階の場合は、[]勾留決定をした裁判所を、それぞれ確認し、当該裁判所として事件を受け付ける。

* 受付の際、請求者（弁護人の場合）の電話番号、面談希望の有無等を確認するよう、令状当直員はその旨を事前に事務当直員（管理当直員）に伝えておく。また、令状当直員において請求書の立件前の点検が終わるまで、請求書を持参した者に待ってもらうよう伝えておく。

* 被疑者または被告人等の病気を理由とする場合など、急を要する場合があるので、注意を要する。令状当直員が事務当直員から引継ぎ（当直用の受付文書授受簿による）を受けたときは、まず受理印及び認印があることを確認し、次に請求書を閲読し、誤記等があれば補正を促す。郵送等により補正を促すことができないとき、又は補正に応じないときは、付箋をつける等の方法で明らかにしておく。

2 注意事項（勾留取消請求権者（法87）の確認）

被告人（被疑者）又は弁護人以外の者から請求があった場合には、

³ 勾留の取消しとは、勾留の理由又は勾留の必要がなくなったとき（刑事訴訟法87条）、勾留による拘禁が不当に長くなったとき（刑事訴訟法91条）に、勾留を取り消すことである（訴訟行為の撤回）。

請求権者であることの疎明資料（戸籍（謄）抄本、住民票写し、外国人登録証等）の提出が必要である。これらの疎明資料が提出された場合には添付書類として扱い、提示にとどまるときにはその写しを取っておく。

なお、弁護人であっても、それが基本事件の弁護人であり、追起訴事件がまだ基本事件に併合されていないときは弁護人選任の効力は追起訴事件にまでは及ばない。そこで、さらに追起訴事件についても勾留されているときには追起訴事件についても弁護人選任届が必要となる。

第2 雜事件の立件

1 立件 地裁（符号「（む）」）、簡裁（符号「（る）」）の区別を明らかにして、地裁の場合は [REDACTED]、簡裁の場合は雑事件簿に記載したうえで、請求書の下部余白にゴム印（別紙1の②）を押し、番号を記載して認印を押す。

2 決定の主体

（1）被疑事件

当直裁判官が判断する。

第1の1の受理裁判所名（被疑者段階－勾留状を発付した裁判所起訴後－公訴提起を受けた裁判所）で決定を行う。

（2）被告事件

ア 第1回公判期日（被告事件に対する陳述がなされたか否か）前の場合

当直裁判官が決定する。

裁判所名は、公訴提起を受けた裁判所名（「大阪地方裁判所」

又は「大阪簡易裁判所」)が行う。

イ 第1回公判期日後の場合

地裁、簡裁いずれも受訴裁判所(係属部の係)が決定する。この場合は、受訴裁判所の主任書記官等に連絡をとって事後の措置をゆだねる。

※ 本案事件係属部については、地裁は [] で、簡裁は索引簿で担当部を確認する。

※ 第1回公判期日前か第1回公判期日後かは係属部に電話をして確認する(係属部へ連絡して誰も出ない場合は、[] [] を見て係属部の主任へ連絡する。)。第1回公判期日後であれば、係属部へ事務を引き継ぐ。第1回公判期日前であれば、当直で処理することになるので係属部から記録を借りてくる。

※ 現実に被告事件に対する陳述がなされていなくても、陳述の機会が与えられた場合には、第1回公判期日が終了したことになるので、注意する必要がある。

(3) なお、勾留中の基本事件は第1回公判期日後で、勾留中の追訴事件が第1回公判期日前(被疑者段階の場合を含む。)のときには、決定は、受訴裁判所(係属部)と当直裁判官とが各別にすることになる。

3 檢察官への求意見(法92Ⅱ)

(1) 請求書の余白に求意見のゴム印を押す(別紙1の①)。「裁判所書記官」の後に認印を押す。請求書(求意見書)は検察庁の宿直室にFAX送信する。

検察庁にFAX送信後、確認の電話を入れ、その際に検察官からの意見書、参考記録の送付予定日時を確認する。請求書に「検察庁へFAX送信済」のゴム印を押し、送信時刻を記載して認印を押す（別紙1の③）。

(2) 意見書（別紙2）の送付が参考記録とともにあれば、意見書に受付印を押したうえで参考記録とともに当直裁判官に提出する。この段階で、必要に応じて請求者に電話等をし、面談の日時等の打ち合わせをする

※ 第1回公判期日後の場合も、検察官に対して求意見だけはしておく。

第3 決定

1 取消決定

(1) 決定書（別紙3の①）の作成

1 事件番号

a 被疑者の場合は、当直裁判官の属する裁判所が地裁の場合には「(む)」の、簡裁の場合には「(る)」の雑事件番号を記載する。

b 起訴後、配てん前の事件は、地裁の事件では「(む)」の、簡裁の事件では「(る)」の雑事件番号を記載する。

c 部(係)に配てん後の事件は、地裁の事件では「(わ)」の、簡裁の事件では「(ろ)」の事件番号を記載する。

ウ 事件名

被疑者の場合には、勾留状の被疑事実の罪名を記載する。

被告人の場合には、勾留状の被疑事実と同一性を有する公訴事実の罪名を記載するが、この罪名と勾留罪名が異なるときは、括弧書きで勾留罪名も記載する（※1）。

同一罪名の公訴事実が複数あり、その内の一部のみが勾留の事実となるときは、括弧書きで事実を特定する（※2）。

※1 窃盗（勾留罪名：住居侵入、窃盗）

傷害致死、死体遺棄（勾留罪名：殺人、死体遺棄）

窃盗、暴行（勾留罪名：強盗）

※2 窃盗（令和〇年〇月〇日付け起訴状記載の公訴事実第2）

なお、決定書に記載すべき事件名については、「書協会報92号、勾留更新決定書の罪名の記載についての具体的考察」を参照。

（2）告知

ア 謄本を送達する方法によって行う。

イ 檢察官に対する送達は、検察庁に電話連絡した上で決める。地裁は [] 事件関係送付一覧を用い、簡裁は事件関係送付簿を用いて行い、決定書原本に「即日検察庁に謄本送付済」又は「令和 年 月 日検察庁に謄本送付済」のゴム印を押して認印を押す。

ウ 被告人（被疑者）に対する送達は、翌日あるいは休日明けに令状部が行うので、封筒を作成し、送達可能な状態で引き継ぐ。

エ 請求者に対する送達も、同様に送達可能な状態で引き継ぐ。近隣の弁護人に対しては交付送達の方法もある。

※ 複数の弁護人が申し立てている場合の謄本の送達

- 主任弁護人が指定されていないとき
弁護人全員に、それぞれ謄本を送達する。
- 主任弁護人が指定されているとき
主任弁護人にのみ、謄本1通を送達する。

(3) 地裁は [REDACTED] 簡裁は雑事件簿に裁判結果等を記載等する。

2 却下決定

決定書（別紙3の②）の作成、告知及び [REDACTED] 刑
事雑事件簿に裁判結果記入については、いずれも上記1(1)ないし(3)と
同じである。

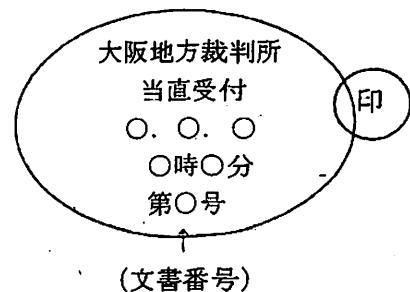
(別紙1)

(別紙1の①)

(別紙1の③)

求意見
裁判官（長）の命により意見
を求める。
大阪地方裁判所
裁判所書記官 印
上記意見
大阪地方検察庁
検察官

即時分
検察庁へFAX送信済み



勾 留 取 消 請 求 書

大阪地方裁判所 御中

被告人（被疑者） 天満太郎

(罪名) 覚醒剤取締法違反

上記被告人（被疑者）は、頭書被告（被疑）事件につき、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪地方裁判所裁判官大阪一郎の発した勾留状により勾留中のところ、下記事由により、勾留の理由（必要）がなくなったので、勾留を取り消されたく請求する。

記

1. 事 由

令和〇〇年〇〇月〇〇日
弁護人 山本太郎

大阪地方裁判所 御中

(別紙1の②)

事件番号	担当部
令和 年(む) 第 号	印

番号を記載して認印を押す

(別紙2)

意見書

罪名

被告人（被疑者）

上記被告人（被疑者）に対する勾留取消請求は以下の事由により（相当・しかるべき・不相当）と思料する。

事由

1

2

令和 年 月 日

大阪地方検察庁

検察官 檢事

大阪地方裁判所 裁判官 殿

(別紙3の①)

令和 年 (む) 第 号

勾 留 取 消 決 定

被告人(被疑者) 天 满 太 郎

昭和54年2月19日生

被告人(被疑者)に対する住居侵入、窃盗被告(被疑)事件について、同被告人(被疑者)の勾留は、その理由がなくなったので(あるいは「その拘禁が長くなったので」)弁護人山本二郎の請求により(あるいは「職権で」)検察官の意見を聴いた上、これを取り消す。

令和 年 月 日

大 阪 地 方 裁 判 所

裁 判 官 大 阪 一 郎

大阪

即日検察庁に謄本送付済 印

(別紙3の②)

令和 年 (む) 第 号

勾留取消請求却下決定

被告人（被疑者） 天 满 太 郎

昭和54年2月19日生

被告人（被疑者）に対する住居侵入、窃盗被告（被疑）事件について、弁護人山本二郎から勾留取消の請求があったので、検察官の意見を聴いたうえ、現在も被告人（被疑者）に対する勾留の理由及び必要性があるものと認め、本件請求を却下する。

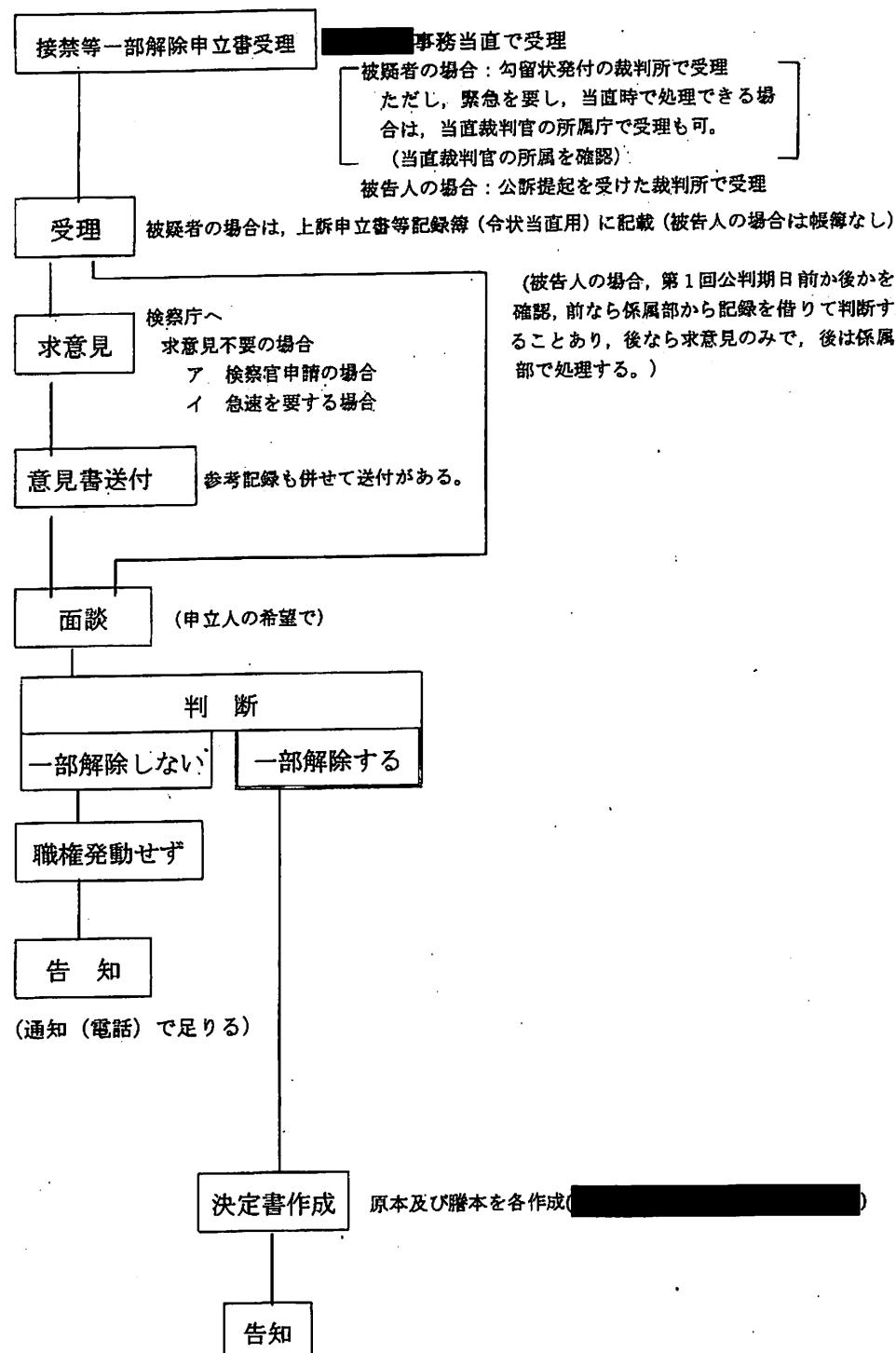
令和 年 月 日

大 阪 地 方 裁 判 所

裁 判 官 大 阪 一 郎 大阪

即日検察庁に副本送付済 印

令状当直実施要領（接見等禁止一部解除）



対検察官

謄本送達（検察庁に事件関係送付簿を用いて謄本送付）

対申立人

謄本送達（即日交付送達あるいは後日令状部が送達）

対被告人（被疑者）

謄本送達（後日令状部で送達）

第1 接見等禁止一部解除申立書（以下「申立書」という。）の受理

申立人が申立書を持ってきた際、被疑者段階の事件か起訴後の事件かを確認する。

①起訴後の事件であれば、地裁は []、簡裁は索引簿で担当部を、②被疑者段階の場合は、[]で勾留決定をした裁判所を、それぞれ確認し、当該裁判所として事件を受け付ける。

* 特定の者について接禁解除等を求める申立の場合は、その者の氏名、生年月日、（住所）を疎明する書面〔運転免許証写、保険証写、住民票等〕も必要。家族の場合、一件記録中の戸籍謄本等で確認できる場合がある。

* 受付の際、申立人（弁護人の場合）の電話番号、面談希望の有無等を確認するよう、令状当直員はその旨を事前に事務当直員（管理当直員）に伝えておく。また、令状当直員において申立書の点検が終わるまで、申立書を持参した者に待つてもらう旨も伝えておく。

* 令状当直員が事務当直員から引継ぎ（当直用の受付文書授受簿による）を受けたときは、まず受理印及び認印があることを確認し、次に申立書を閲読し、誤記等があれば補正を促す。郵送等により補正を促すことができないとき、又は補正に応じないときは、付箋をつける等の方法で明らかにしておく。

第2 上訴申立書等記録簿（令状当直用）への登載（ただし、「被疑者」

⁴ 接見等禁止の裁判は、刑事訴訟法81条が「検察官の請求又は職権により」行うことと定めている。他方、この裁判がされた後、その裁判の取消しや一部解除については法に規定はなく、弁護人や被疑者（被告人）にも取消（解除）請求権はないとの解説されている。しかし、実際には検察官や被疑者（被告人）又はその弁護人あるいは関係人（親族、友人など）から解除（取消し）の申立てと題する書面が出されることがあるが、これは職権発動を促すものとして取り扱われる。したがって、裁判所が職権発動をしないとした判断に対して不服を申し立てる途はない。
この解除（取消し）の申出には、その全部にかかるものと、その一部に関するものとがある。この一部に関するもの（一部解除）にも二つの場合がある。ある特定の人（例えば父母）との関係で、これを禁止の対象から外してほしいという場合と、これがある特定の日時に個別に接見することを認められたいという場合とである。

の場合)

1 申立書の下部余白にゴム印（別紙1の③）を押し、（記）番号を記載して認印を押す。

2 判断する部署

(1) 被疑事件

当直裁判官が判断する。

第1の受理裁判所名（被疑者段階－勾留状を発付した裁判所、起訴後－公訴提起を受けた裁判所）で決定を行う。

(2) 被告事件

ア 第1回公判期日（被告事件に対する陳述がなされたか否か）前の場合

当直裁判官が決定する。

裁判所名は、公訴提起を受けた裁判所名（「大阪地方裁判所」又は「大阪簡易裁判所」）で行う。

イ 第1回公判期日後の場合

地裁、簡裁いずれも受訴裁判所（係属部）が判断する。この場合には、受訴裁判所の主任書記官等に連絡をとって事後の措置をゆだねる。

※ 現実に被告事件に対する陳述がなされていなくても、陳述の機会が与えられた場合には、第1回公判が終了したことになるので、注意する必要がある。

※ 第1回公判期日前か第1回公判期日後か係属部へ電話して確認する（係属部へ連絡して誰も出ない場合は、■を見て係属部の主任へ連絡する）。第1回公判期日後であれ

ば、係属部へ事務を引き継ぐ。第1回公判期日前であれば、当直で処理することになるが、求意見をするのみで令状部に引き継ぐことで足りると思われる（[REDACTED]
[REDACTED]）。緊急を要し、当直裁判官で判断する場合は前記アで述べたとおりである。

(3) なお、勾留中の基本事件は第1回公判期日後で、勾留中の追起訴事件が第1回公判期日前（被疑者段階の場合を含む。）のときには、判断は、受訴裁判所（係属部）と当直裁判官とが各別にすることになる。

3 検察官への求意見

(1) 申立書の余白に求意見のゴム印を押す（別紙1の①）。「裁判所書記官」の後に認印を押す。

申立書（求意見書）は検察庁の宿直室にFAX送信する。

検察庁にFAX送信後、確認の電話を入れ、その際に検察官からの意見書、参考記録の送付予定日時を確認する。

申立書に「検察庁へFAX送信済」のゴム印を押し、送信時刻を記載して認印を押す（別紙1の④）。

(2) 意見書（別紙2）の送付が参考記録とともにあれば、意見書に受付印を押した上で参考記録とともに当直裁判官に提出する。

この段階で、必要に応じて申立人に電話等し、面談の日時等の打ち合わせをする。

※ 第1回公判期日後の場合も、検察官に対して求意見だけはしておく。

第3 判断

1 接禁等の一部解除をする場合

(1) 決定書（別紙3, 参考書式）の作成

ア 原本（1通）及び謄本（検察官, 弁護人等の申立人及び被告人（被疑者）用）を作成する（[]）。

イ 事件番号

起訴後の場合は、「(わ)」又は「(ろ)」の事件番号を記載する。

被疑者の場合は、事件番号は「上訴申立書等記録簿」の（記）番号を記載する。

ウ 事件名

被疑者の場合には、勾留状の被疑事実の罪名を記載する。

被告人の場合には、勾留状の被疑事実と同一性を有する公訴事実の罪名を記載するが、この罪名と勾留罪名が異なるときは、括弧書きで勾留罪名も記載する（※1）。

同一罪名の公訴事実が複数あり、その内の一部のみが勾留の事実となるときは、括弧書きで事実を特定する（※2）。

※1 窃盗（勾留罪名：住居侵入、窃盗）

傷害致死、死体遺棄（勾留罪名：殺人、死体遺棄）

窃盗、暴行（勾留罪名：強盗）

※2 窃盗（令和〇年〇月〇日付け起訴状記載の公訴事実第2）

なお、決定書に記載すべき事件名については、「書協会報第92号、勾留更新決定書の罪名の記載についての具体的考察」を参照。

(2) 告知

ア 決定謄本を送達する方法によって行う。

イ 檢察官に対する送達は、検察庁に電話連絡した上で決める。地裁、簡裁いずれの場合でもそれぞれの「事件関係送付簿」を用いて一件記録と決定謄本を渡す。決定原本に「即日検察庁に謄本送付済」又は「令和 年 月 日検察庁に謄本送付済」のゴム印を押して認印を押す。

ウ 被告人（被疑者）に対する送達は、翌日あるいは休日明けに令状部が行うので、封筒を作成し、送達可能な状態で引き継ぐ。

エ 申立人に対する送達も、送達可能な状態で引き継ぐ。近隣の弁護士に対しては、交付送達の方法がある。

※ 複数の弁護人が申し立てている場合の謄本の送達

- 主任弁護人が指定されていないとき
弁護人全員に、それぞれ謄本を送達する。
- 主任弁護人が指定されているとき
主任弁護人にのみ、謄本1通を送達する。

2 接禁等の一部解除をしない場合

(1) 申立書の余白に「職権発動せず 令和 年 月 日 大阪地方（簡易）裁判所 裁判官 記名」のゴム印（別紙1の②）を押し、裁判官の押印を受ける。

(2) 告知

申立人及び検察官に通知（電話）し、その旨を申立書の余白に付記する（別紙1の②）。謄本送達の必要はない。

その上で、検察庁には職権発動しない旨の記載がある申立書の当該ページをFAX送信する。

(別紙1)

(別紙1の①)

求意見
裁判官（長）の命により意見を求める。
大阪地方裁判所
裁判所書記官
上記意見
大阪地方検察庁
検察官

(別紙1の④)

即日 ○時○分
検察庁へFAX送信済み

認

接見等禁止一部解除申立書

大阪地方裁判所
当直受付
○○○
○時○分
第○号

文書番号

罪名

覚醒剤取締法違反

被告人（被疑者） 天満太郎

上記被告人（被疑者）は、頭書被告（被疑）事件につき、[] に勾留されているところ、刑事訴訟法39条1項以外の者との接見及び書類その他の物の授受を禁止する旨の決定がなされているが、今般、同決定を一部解除して、下記の者に限って接見及び書類その他の物の授受を許可されたく申し立てる。

記

氏名 天満次郎
生年月日 昭和○○年○○月○○日生
住所 大阪市北区○○○

被告人（被疑者）との関係 子

申立の理由

1

令和 年 月 日

弁護人 山本二郎

山

大阪地方裁判所 御中

添付書類

- 1 戸籍抄本
- 2 運転免許証写し

(別紙1の②)

職権発動せず
令和 年 月 日

大阪地方裁判所

裁判官 大阪一郎

令和 年 月 日申立人及び検察官に通知済

(別紙1の③)

事件番号	担当部
令和 年 (記)	
第 号	

認

番号を記載して認印を押す

(別紙2)

意見書

罪名

被告人（被疑者）

上記被告人（被疑者）に対する接禁等一部解除は以下の事由により（相当・
しかるべき・不相当）と思料する。

事由

1

2

令和 年 月 日

大阪地方検察庁

検察官 検事

大阪地方裁判所 裁判官 殿

令和 年 (○) 第 号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人 (被疑者) 天満太郎

昭和32年5月16日生

被告人 (被疑者) に対する覚醒剤取締法違反被告 (被疑) 事件に関し、大阪地方裁判所裁判官が令和 年 月 日にした接見等禁止決定について、令和 年 月 日、弁護人山本二郎から接見等禁止一部解除の申請があるので、検察官の意見を聴いた上、被告人 (被疑者) が下記の者と、法令の範囲内で接見すること並びに書類及びその他の物を授受することに限り解除する。

記

氏 名 天満次郎

生年月日 昭和○○年○○月○○日生

被告人 (被疑者) との関係 子

令和 年 月 日

大阪地方裁判所

裁判官 大 阪 一 郎

即日検察庁に謄本送付済

認
一

(参考書式 一般の一部解除～検察官請求)

令和 年 (○) 第 号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人 (被疑者) 天満太郎

昭和 32 年 5 月 16 日生

被告人 (被疑者) に対する覚醒剤取締法違反被告 (被疑) 事件に関し、大阪地方裁判所裁判官が令和〇〇年〇〇月〇〇日にした接見等禁止決定について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、検察官から接見等禁止一部解除の申請があつたので、これを相当と認め、被告人 (被疑者) が下記の者と、法令の範囲内で接見すること並びに書類及びその他の物を授受することに限り解除する。

記

氏 名 ○○○○

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

被告人 (被疑者) との関係 ▲

令和 年 月 日

大阪地方裁判所

裁判官 大 阪 一 郎

(参考書式 一般の一部解除～弁護人請求)

令和〇〇年(〇)第〇〇号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人 (被疑者) 天満太郎

昭和32年5月16日生

被告人(被疑者)に対する覚醒剤取締法違反被告(被疑)事件に関し、大阪地方裁判所裁判官が令和〇〇年〇〇月〇〇日にした接見等禁止決定について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁護人〇〇〇〇から接見等禁止一部解除の申請があったので、検察官の意見を聴いた上、被告人(被疑者)が下記の者と、法令の範囲内で接見すること並びに書類及びその他の物を授受することに限り解除する。

記

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

被告人(被疑者)との関係 ▲

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 大阪一郎

(参考書式 接見のみ解除)

令和 年 (○) 第 号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人 (被疑者) 天満太郎

昭和 32 年 5 月 16 日 生

被告人 (被疑者) に対する覚醒剤取締法違反被告 (被疑) 事件に関し、大阪地方裁判所裁判官が令和〇〇年〇〇月〇〇日にした接見等禁止決定について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁護人〇〇〇〇から接見等禁止一部解除の申請があったので、検察官の意見を聴いた上、被告人 (被疑者) が下記の者と、法令の範囲内で接見することに限り解除する。

記

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生

被告人 (被疑者) との関係 ▲

令和 年 月 日

大阪地方裁判所

裁判官 大阪 一郎

(参考書式 接見の日時、条件指定あり)

令和〇〇年(〇)第〇〇号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人(被疑者) 天満太郎

昭和32年5月16日生

被告人(被疑者)に対する覚醒剤取締法違反被告(被疑)事件に関し、大阪地方裁判所裁判官が令和〇〇年〇〇月〇〇日にした接見等禁止決定について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁護人〇〇〇〇から接見等禁止一部解除の申請があったので、検察官の意見を聴いた上、被告人(被疑者)が下記(1)の者と、下記(2)の条件で、下記(3)の日時に接見することに限り解除する。

記

(1) 氏名 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

被告人(被疑者)との関係 ▲

(2) 接見の内容

本件〇〇被告(被疑)事件に関する事項について会話をしてはならない

(3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時から同日午後〇時までの間の法令の範

囲内

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪地方裁判所

裁判官 大阪一郎

(参考書式 特定の手紙の受信のみ)

令和 年 (〇) 第 号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人 (被疑者) 天満太郎

昭和 32 年 5 月 16 日 生

被告人 (被疑者) に対する覚醒剤取締法違反被告 (被疑) 事件に関し、大阪地方裁判所裁判官が令和〇〇年〇〇月〇〇日にした接見等禁止決定について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁護人〇〇〇〇から接見等禁止一部解除の申請があったので、検察官の意見を聴いた上、被告人 (被疑者) が下記の者発信による別紙内容の手紙を受領することに限り解除する。

記

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生

被告人 (被疑者) との関係 ▲

令和 年 月 日

大阪地方裁判所

裁判官 大 阪 一 郎

(参考書式 手紙の受信のみ)

令和 年 (〇) 第 号

接見等禁止一部解除決定

被 告 人 (被疑者) 天満太郎

昭和 32 年 5 月 16 日 生

被告人 (被疑者) に対する覚醒剤取締法違反被告 (被疑) 事件に関し、大阪地方裁判所裁判官が令和〇〇年〇〇月〇〇日にした接見等禁止決定について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁護人〇〇〇〇から接見等禁止一部解除の申請があったので、検察官の意見を聴いた上、被告人 (被疑者) が下記の者からの信書を受信することに限り解除する。

記

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生

被告人 (被疑者) との関係 ▲

令和 年 月 日

大阪地方裁判所

裁判官 大阪 一郎

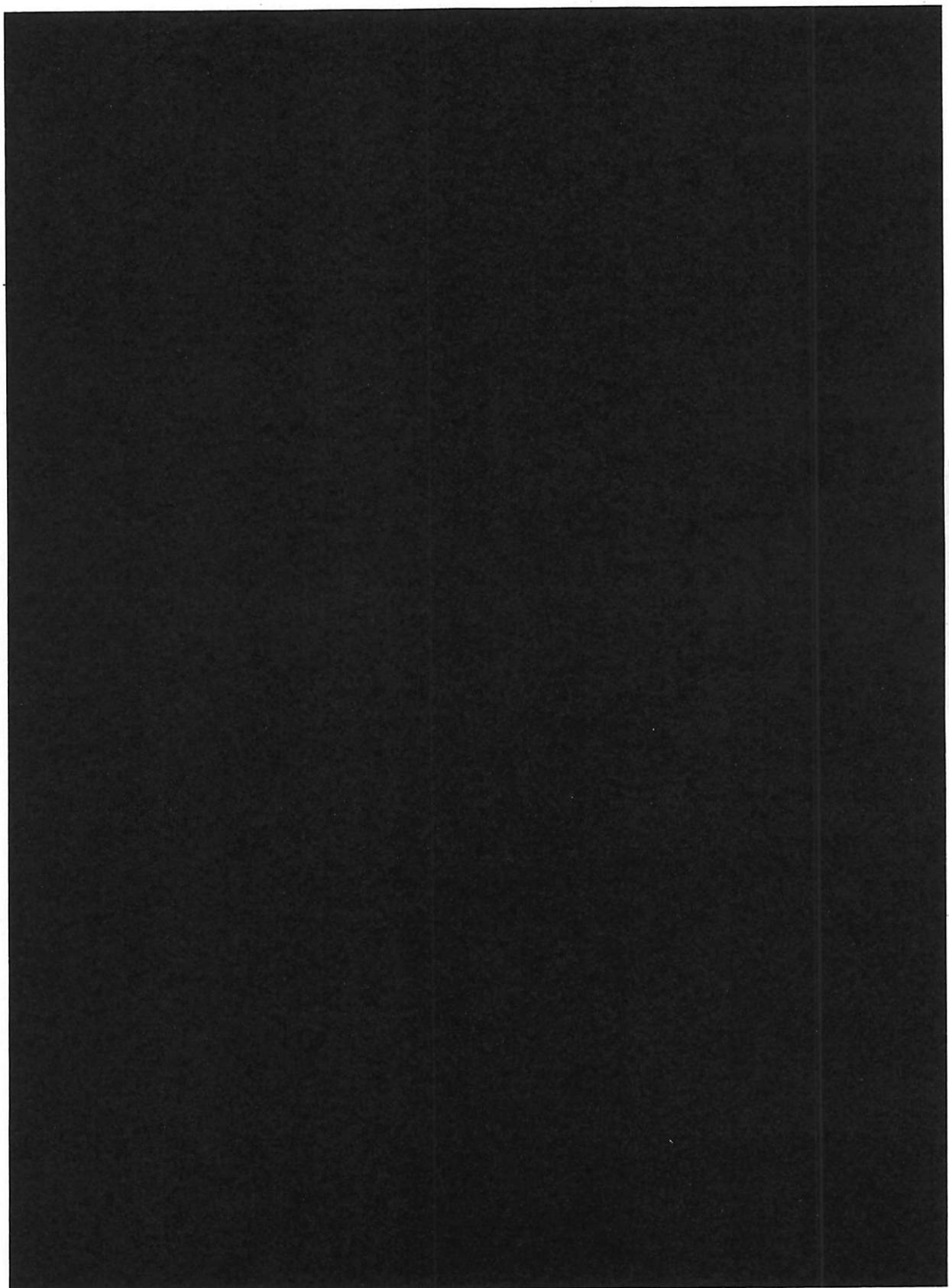
平成27年3月

勾留質問手続における被疑者の逃走、危害行為防止について

大阪地方裁判所

勾留質問手続は、単に裁判官が被疑者の陳述を聴取し勾留状の発付を検討するだけでなく、被疑者にとっては逮捕後の身柄拘束がどうなるかが決まる手続であることから、裁判所は、勾留質問手続中は身柄を預かる機関として適切に対応する必要がある。

勾留質問手続に関与する裁判官及び職員は常に非常事態が起りうることを念頭において、特に、次のような点に留意して事務処理を行う。



勾留質問手続での逃走防止等

